

フランス
知的財産法
2020年8月2日改正

目次

第 II 部 産業財産権

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 産業財産権庁

第 L411 条 1

第 L411 条 2

第 L411 条 3

第 L411 条 4

第 L411 条 5

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 L412 条 1

第 II 編 産業財産権に関する資格

第 I 章 産業財産権に関する適格者名簿への登録

第 L421 条 1

第 L421 条 2

第 II 章 産業財産権代理人業を営むための条件

第 L422 条 1

第 L422 条 2

第 L422 条 3

第 L422 条 4

第 L422 条 5

第 L422 条 6

第 L422 条 7

第 L422 条 7-1

第 L422 条 8

第 L422 条 9

第 L422 条 10

第 L422 条 10-1

第 L422 条 11
第 L422 条 12
第 L422 条 13

第 III 章 雑則
第 L423 条 1
第 L423 条 2

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 保護の条件及び手続

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 保護の対象

第 L511 条 1
第 L511 条 2
第 L511 条 3
第 L511 条 4
第 L511 条 5
第 L511 条 6
第 L511 条 7
第 L511 条 8

第 II 節 保護の利益

第 L511 条 9
第 L511 条 10
第 L511 条 11

第 II 章 意匠又はひな形の登録

第 I 節 登録出願

第 L512 条 1
第 L512 条 2
第 L512 条 3

第 II 節 登録の無効

第 L512 条 4
第 L512 条 5
第 L512 条 6

第 III 章 登録により付与される権利

第 L513 条 1

第 L513 条 2

第 L513 条 3

第 L513 条 4

第 L513 条 5

第 L513 条 6

第 L513 条 7

第 L513 条 8

第 IV 章 雑則

第 L514 条 1

第 L514 条 2

第 V 章 共同体意匠

第 L515 条 1

第 L515 条 2

第 II 編 紛争

第 I 章 国内意匠の紛争

第 L521 条 1

第 L521 条 2

第 L521 条 3

第 L521 条 3-1

第 L521 条 3-2

第 L521 条 4

第 L521 条 4-1

第 L521 条 5

第 L521 条 6

第 L521 条 7

第 L521 条 8

第 L521 条 9

第 L521 条 10

第 L521 条 11

第 L521 条 12

第 L521 条 13

第 I 章の 2 留置

第 L521 条 14

第 L521 条 15

第 L521 条 16
第 L521 条 17
第 L521 条 17-1
第 L521 条 17-2
第 L521 条 17-3
第 L521 条 18
第 L521 条 19

第 II 章 共同体意匠訴訟

第 L522 条 1
第 L522 条 2

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 総則

第 L611 条 1
第 L611 条 2
第 L611 条 3
第 L611 条 5

第 II 節 所有権を受ける権利

第 L611 条 6
第 L611 条 7
第 L611 条 8
第 L611 条 9

第 III 節 特許を受けることができる発明

第 L611 条 10
第 L611 条 11
第 L611 条 12
第 L611 条 13
第 L611 条 14
第 L611 条 15
第 L611 条 16
第 L611 条 17
第 L611 条 18
第 L611 条 19

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 L612 条 1

第 L612 条 2

第 L612 条 3

第 L612 条 4

第 L612 条 5

第 L612 条 6

第 L612 条 7

第 II 節 出願の処理

第 L612 条 8

第 L612 条 9

第 L612 条 10

第 L612 条 11

第 L612 条 12

第 L612 条 13

第 L612 条 14

第 L612 条 15

第 L612 条 16

第 L612 条 16-1

第 L612 条 17

第 L612 条 18

第 L612 条 19

第 L612 条 20

第 III 節 発明の公開

第 L612 条 21

第 L612 条 22

第 L612 条 23

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の排他権

第 L613 条 1

第 L613 条 2

第 L613 条 2-1

第 L613 条 2-2

第 L613 条 2-3

第 L613 条 2-4
第 L613 条 3
第 L613 条 4
第 L613 条 5
第 L613 条 5-1
第 L613 条 5-2
第 L613 条 5-3
第 L613 条 6
第 L613 条 7

第 II 節 権利の移転及び喪失

第 L613 条 8
第 L613 条 9
第 L613 条 11
第 L613 条 12
第 L613 条 13
第 L613 条 14
第 L613 条 15
第 L613 条 15-1
第 L613 条 16
第 L613 条 17
第 L613 条 17-1
第 L613 条 17-2
第 L613 条 18
第 L613 条 19
第 L613 条 19-1
第 L613 条 20
第 L613 条 21
第 L613 条 22
第 L613 条 23
第 L613 条 23-1
第 L613 条 23-2
第 L613 条 23-3
第 L613 条 23-4
第 L613 条 23-5
第 L613 条 23-6
第 L613 条 24
第 L613 条 25
第 L613 条 26
第 L613 条 27
第 L613 条 28

第 III 節 特許の共有

第 L613 条 29

第 L613 条 30

第 L613 条 31

第 L613 条 32

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 L614 条 1

第 I 款 欧州特許出願

第 L614 条 2

第 L614 条 3

第 L614 条 4

第 L614 条 5

第 L614 条 6

第 II 款 欧州特許のフランスでの影響

第 L614 条 7

第 L614 条 8

第 L614 条 9

第 L614 条 10

第 L614 条 11

第 L614 条 12

第 L614 条 13

第 L614 条 14

第 L614 条 15

第 L614 条 16

第 II 節 国際出願

第 L614 条 17

第 I 款 国際出願

第 L614 条 18

第 L614 条 19

第 L614 条 20

第 L614 条 21

第 L614 条 22

第 L614 条 23

第 II 款 国際出願のフランスでの影響

第 L614 条 24

第 III 節 共同体特許

第 L614 条 26

第 L614 条 27

第 L614 条 28

第 L614 条 29

第 L614 条 30

第 IV 節 最終規定

第 L614 条 31

第 IV 章の 2 留置命令

第 L614 条 32

第 L614 条 33

第 L614 条 34

第 L614 条 35

第 L614 条 36

第 L614 条 37

第 L614 条 38

第 L614 条 39

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 民事訴訟

第 L615 条 1

第 L615 条 2

第 L615 条 3

第 L615 条 4

第 L615 条 5

第 L615 条 5-1

第 L615 条 5-1-1

第 L615 条 5-2

第 L615 条 6

第 L615 条 7

第 L615 条 7-1

第 L615 条 8

第 L615 条 8-1

第 L615 条 9

第 L615 条 10

第 II 節 刑事訴訟

第 L615 条 12

第 L615 条 13

第 L615 条 14

第 L615 条 14-1

第 L615 条 14-2

第 L615 条 14-3

第 L615 条 15

第 L615 条 16

第 III 節 裁判管轄及び訴訟手続

第 L615 条 17

第 L615 条 20

第 L615 条 21

第 L615 条 22

第 II 編 技術的知識の保護

第 I 章 営業秘密

第 L621 条 1

第 II 章 半導体製品

第 I 節 出願

第 L622 条 1

第 L622 条 2

第 L622 条 3

第 L622 条 4

第 II 節 寄託に由来する権利

第 L622 条 5

第 L622 条 6

第 L622 条 7

第 L622 条 8

第 III 章 植物品種権

第 I 節 植物品種登録証明書の交付

第 L623 条 1

第 L623 条 2
第 L623 条 3
第 L623 条 4
第 L623 条 4-1
第 L623 条 5
第 L623 条 6
第 L623 条 7
第 L623 条 8
第 L623 条 9
第 L623 条 10
第 L623 条 11
第 L623 条 12
第 L623 条 13
第 L623 条 14
第 L623 条 15
第 L623 条 16

第 II 節 植物品種登録証明書に付随する権利及び義務

第 L623 条 17
第 L623 条 18
第 L623 条 19
第 L623 条 20
第 L623 条 21
第 L623 条 22
第 L623 条 22-1
第 L623 条 22-2
第 L623 条 22-3
第 L623 条 22-4
第 L623 条 23
第 L623 条 23-1
第 L623 条 24

第 II 節の 2 農場の種子

第 L623 条 24-1
第 L623 条 24-2
第 L623 条 24-3
第 L623 条 24-4
第 L623 条 24-5

第 III 節 訴訟手続

第 L623 条 25

第 L623 条 26
第 L623 条 27
第 L623 条 27-1
第 L623 条 27-1-1
第 L623 条 27-2
第 L623 条 28
第 L623 条 28-1
第 L623 条 29
第 L623 条 29-1
第 L623 条 30
第 L623 条 31
第 L623 条 32
第 L623 条 32-1
第 L623 条 32-2
第 L623 条 33
第 L623 条 35

第 IV 節 留置命令

第 L623 条 36
第 L623 条 37
第 L623 条 38
第 L623 条 39
第 L623 条 40
第 L623 条 41
第 L623 条 42
第 L623 条 43
第 L623 条 44

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性を有する標章

第 I 編 商標及びサービスマーク

第 I 章 商標の構成要素

第 L711 条 1
第 L711 条 2
第 L711 条 3

第 II 章 商標権の取得

第 L712 条 1
第 L712 条 2
第 L712 条 2-1

第 L712 条 3
第 L712 条 4
第 L712 条 4-1
第 L712 条 5
第 L712 条 5-1
第 L712 条 6
第 L712 条 6-1
第 L712 条 7
第 L712 条 8
第 L712 条 9
第 L712 条 10
第 L712 条 11
第 L712 条 12
第 L712 条 13
第 L712 条 14

第 III 章 登録によって付与される権利

第 L713 条 1
第 L713 条 2
第 L713 条 3
第 L713 条 3-1
第 L713 条 3-2
第 L713 条 3-3
第 L713 条 3-4
第 L713 条 4
第 L713 条 5
第 L713 条 6

第 IV 章 商標権の移転及び喪失

第 L714 条 1
第 L714 条 2
第 L714 条 3
第 L714 条 4
第 L714 条 5
第 L714 条 6
第 L714 条 7
第 L714 条 8

第 V 章 証明標章及び団体標章

第 I 節 証明標章

第 L715 条 1

第 L715 条 2

第 L715 条 3

第 L715 条 4

第 L715 条 5

第 II 節 団体標章

第 L715 条 6

第 L715 条 7

第 L715 条 8

第 L715 条 9

第 L715 条 10

第 VI 章 紛争

第 I 節 商標の無効及び取消に関する紛争

第 I 款 行政上の無効及び取消手続に関する共通規定

第 L716 条 1

第 L716 条 1-1

第 II 款 商標の無効

第 L716 条 2

第 L716 条 2-1

第 L716 条 2-2

第 L716 条 2-3

第 L716 条 2-4

第 L716 条 2-5

第 L716 条 2-6

第 L716 条 2-7

第 L716 条 2-8

第 III 款 商標の取消

第 L716 条 3-1

第 II 節 侵害に関する紛争

第 L716 条 4

第 L716 条 4-1

第 L716 条 4-2

第 L716 条 4-3

第 L716 条 4-4

第 L716 条 4-5
第 L716 条 4-6
第 L716 条 4-7
第 L716 条 4-8
第 L716 条 4-9
第 L716 条 4-10
第 L716 条 4-11

第 III 節 裁判管轄

第 L716 条 5
第 L716 条 6

第 VI 章の 2 留置命令及び罰則

第 I 節 留置命令

第 L716 条 8
第 L716 条 8-1
第 L716 条 8-2
第 L716 条 8-3
第 L716 条 8-4
第 L716 条 8-5
第 L716 条 8-6
第 L716 条 8-7
第 L716 条 8-8

第 II 節 罰則

第 L716 条 8-9
第 L716 条 9
第 L716 条 10
第 L716 条 11
第 L716 条 11-1
第 L716 条 11-2
第 L716 条 12
第 L716 条 13

第 VII 章 EU 商標

第 L717 条 1
第 L717 条 2
第 L717 条 4
第 L717 条 5
第 L717 条 6

第 L717 条 7

第 II 編 原産地名称

第 I 章 総則

第 I 節 原産地名称

第 L721 条 1

第 II 節 工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示

第 L721 条 2

第 L721 条 3

第 L721 条 4

第 L721 条 5

第 L721 条 6

第 L721 条 7

第 L721 条 8

第 L721 条 9

第 L721 条 10

第 II 章 紛争

第 I 節 民事訴訟

第 L722 条 1

第 L722 条 2

第 L722 条 3

第 L722 条 4

第 L722 条 4-1

第 L722 条 5

第 L722 条 6

第 L722 条 7

第 L722 条 8

第 II 節 留置命令

第 L722 条 9

第 L722 条 10

第 L722 条 11

第 L722 条 12

第 L722 条 13

第 L722 条 14

第 L722 条 15

第 L722 条 16

第 L722 条 17

第 III 編 公共部門に関する表示

第 I 章

第 L731 条 1

第 L731 条 2

第 L731 条 3

第 L731 条 4

第 III 部 海外領域に関する規定

第 VIII 卷 ウォリス・フツナ諸島，フランス領南方・南極地域，ニューカレドニア，マヨット，サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロンにおける適用

第 I 編

第 I 章

第 L811 条 1

第 L811 条 1-1

第 L811 条 2

第 L811 条 2-1

第 L811 条 2-2

第 L811 条 3

第 L811 条 3-1

第 L811 条 4

第 L811 条 5

第 L811 条 6

第 II 部 産業財産権

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 産業財産権庁

第 L411 条 1

産業財産権庁は、産業財産権大臣の管轄に属する、法人格及び財政的自主性を備えた公共機関である。

同庁の職務は次のとおりとする。

- (1) 技術革新の保護及び企業の登録のために必要なすべての情報を集約し、それを普及させること、また、これらの分野における意識の向上及び研修に必要なすべての活動を行うこと
- (2) 産業財産権に関して及び商業・会社登録簿に関して法律及び規則を適用すること。この目的のため、同庁は、特に、産業財産権の出願又は産業財産権に係る申請の受領、その審査及び当該権利の交付又は登録並びにその維持の監督を取り扱う。同庁は、第 L716 条 5(I) (1) 及び(2)にいう商標の無効の宣言又は取消の申請並びに特許に対する異議申立を処理する。同庁は、特に商事裁判所の書記官によって送付された電子データに基づく商業・会社登録簿及び民事・商事告示公報を統括する。同庁は、産業財産権に含まれる技術的、商業的及び財務的情報の普及を確保する。同庁は、布告によって定められた規則に従って、国内商業・会社登録簿及び集約された公式記録に含まれる技術的、商業的及び財務的データの再使用を望む公衆への当該情報の普及及び無償提供を確保する。同庁は、第 L721 条 2 に定義する地理的表示の明細書の承認又は修正の申請についての決定を行う。
- (3) 国内法及び国際法を革新者及び企業の要求に恒久的に適合させることを目的として、一切の主導権をとること。この目的のため、同庁は、産業財産権担当大臣に対して、当該事項に関して同庁が適切と考える改革案を提案する。同庁は、国際協定の作成に参加し、かつ、関係する国際的組織においてフランスを代表する。

第 L411 条 2

同庁の収入は、財政諸法に関する基本法を施行するための 1959 年 1 月 2 日規則 No. 59-2 第 5 条に従い設定され、産業財産権及び商業・会社登録簿並びに会社定款の届出に関連して賦課される手数料の他、付随的収入によって構成される。これらの収入は、同庁の支出総額と均衡しなければならない。

同庁予算の執行についての監査は、国務院布告によって定められた条件に従い、事後的に行われる。

第 L411 条 3

同庁の管理及び財務組織は、国務院布告によって定められる。

第 L411 条 4

産業財産権庁長官は、産業財産権の交付、拒絶又は維持に関して及び第 L721 条 2 に定義する地理的表示の明細書の承認、拒絶若しくは修正又は当該承認の撤回に関して、本法に定める決定を下す。

長官は、商標の無効の宣言又は取消の申請についての決定及び第 L411 条 1(2)にいう特許に対する異議申立についての決定を行う。これらの決定に対する上訴は認められない。

これらの権限を行使するに際しては、長官は、行政上の管理を受けない。長官の決定に対する訴訟は、施行中の規則によって管轄裁判所として指定される控訴院に直接提起しなければならない。

控訴院の判決を破棄させる可能性は、当事者及び産業財産権庁長官の双方に対して開かれている。

本条の施行条件は、国務院布告によって定められる。

第 L411 条 5

第 L411 条 4 第 1 段落にいう拒絶の決定、商標登録出願に対する異議申立を裁定する決定並びに商標又は意匠及びひな形に関する取消解除請求を裁定する決定には、その理由を付さなければならない。

前段落は、商標の無効の宣言若しくは取消の申請又は特許に対する異議申立についての決定にも適用される。

これらの決定は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従って、出願人及び該当する場合は、他の当事者に通知される。

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 L412 条 1

特に国及び国立農業研究所を含む公益団体は、植物品種権に関する国内当局のすべての職務を担当する。すなわち、上記団体は、次のことを担当する。

(1) 植物品種の保護に関するすべての事項について法律及び規則を適用すること，特に第 L623 条 4 にいう登録証明書を交付すること。

(2) 植物品種に関する国内規則及び国際協定の作成に際して国を支援すること。

植物品種権に関する国内当局に属する業務についての公益団体の担当者は，農業担当大臣によって任命される。担当者は，植物品種登録証明書の交付，拒絶又は維持について本法に規定する決定を与える。担当者は，あらゆる階層的権力又は後見監督から独立してすべての職務を行う。

第 II 編 産業財産権に関する資格

第 I 章 産業財産権に関する適格者名簿への登録

第 L421 条 1

産業財産権庁長官は、産業財産権に関する適格者名簿を毎年作成する。

当該名簿は公表される。

上記名簿に登録された者は、企業の従業者として、個人若しくは団体での自由業として又は自由業として業務を行う者の従業者として、その業務を行うことができる。

1990 年 11 月 26 日時点で発明特許に関する適格者名簿に記載されている者は、第 L421 条 2 に定める善良なる人格の条件を満たしていることを条件として、第 1 段落にいう名簿に自動的に登録される。

第 L421 条 2

何人も、善良な人格を有さず、かつ、職業的資格及び実務に関する要件を満たしていないときは、前条にいう名簿に登録することはできない。

登録には、保持する資格及び修得した職業的経験に係る職能としての専門分野についての告知を付記する。

第 II 章 産業財産権代理人業を営むための条件

第 L422 条 1

産業財産権代理人という職業は、産業財産権、それに関係する権利及び何れかの関連事項に係る権利を取得し、維持し、利用し又は防御する目的で、習慣的かつ有償の方法により、助言し、援助し又は他人の代理をする役務を公衆に提供することである。

前段落にいう役務には、法律相談及び私的証書の作成を含む。

何人も、産業財産権庁長官が作成した産業財産権代理人名簿に登録されていない限り、産業財産権代理人の肩書、それと同等の肩書又はそれとの混同を招く程に類似する肩書を使用することはできない。

前段落の規定についての違反には、刑法第 259 条第 2 項に定める罰が科される。

何人も、第 L421 条 1 に定められている名簿に登録されていない限り、かつ、第 L422 条 6 による職業に従事していない限り、産業財産権代理人名簿には登録されない。

登録には、保持する資格及び修得した職務経験に係る、職能としての専門分野の告知を付記する。

第 L422 条 2

産業財産権に関する 1990 年 11 月 26 日法律 No. 90-1052 が施行された日に特許弁護士の資格を有していた者は、第 L422 条 1 に定める名簿に自動的に登録される。

第 L422 条 3

1990 年 11 月 26 日法律 No. 90-1052 が施行された日に第 L422 条 1 にいう業務を行っている会社は、産業財産権代理人名簿への登録を請求することができる。

そのような場合は、第 L422 条 7(b) に定められた条件は適用されない。

当該請求は、前記 1990 年 11 月 26 日法律 No. 90-1052 の施行後の遅くとも 2 年以内に提出しなければならない。そうしない場合はその権利は喪失する。

第 L422 条 4

産業財産権庁への手続において代理人を立てることを希望する者は、対象事項の技術的内容から当該委任が必要とされる行為に限り、第 L422 条 1 の最終段落によって定められた専門分野が当該行為に適合する産業財産権代理人に委任することができる。

前段落の規定は、弁護士の役務、申請人が契約上の義務を負う会社若しくは公共機関の役務、専門職業機関の役務又は EU 加盟国若しくは欧州経済地域協定締約国の領域内で業務を営む専門家であって当該国において中央産業財産権庁に対して代理業務を随時行うことを認められている者の役務を利用することを妨げない。

第 L422 条 5

1990 年 11 月 26 日時点において第 L422 条 1 第 1 段落にいう業務を行っている者は、第 L422 条 4 の規定に拘らず、産業財産権庁長官が作成する特別名簿に登録されることを条件として、同条第 1 段落にいう手続において第 1 段落にいう者の代理人となることができる。

登録は、本条最終段落に定める条件に従うことを前提とし、関係人が産業財産権庁長官に対

する宣言により登録を請求していることを条件として、自動的に行われる。

宣言は、1990年11月26日法律No.90-1052施行後遅くとも2年以内に行わなければならない、そうしない場合はその権利は喪失する。

何人も、善良な性格を有していないときは、第1段落に定める名簿に登録することはできない。

第L422条6

特許代理人は、個人若しくはパートナー又は特許代理人業を営む自然人若しくは法人の従業者として、その職務を行う。

第L422条7

第L422条1に規定する名簿に登録された専門家又はEU加盟国若しくは欧州経済地域協定締結国の領域において業務を営み、産業財産権に関する事項についてその国の中央産業財産権機関に対して代理業務を行う権限を有する専門家は、その職務を行うために、専門職パートナーシップ、自由業会社又は別の形態に基づいて設立される会社を設立することができる。後者の場合は、次の要件が満たされていなければならない。

(1) 取締役会長、取締役社長、取締役会構成員、単独執行役及び管理者並びに重役会又は監督委員会を構成する構成員の過半数が、第1段落にいう者の立場にあること

(3) 新規パートナーの受入には、事情に応じて、取締役会、監督委員会又は管理者の事前承認を条件としていること

商法第L225条22の最初の2項、第L225条44及び第L225条85は、産業財産権代理人会社の取締役会構成員にも、監督委員会構成員にも適用されない。

会社が特許代理人業を営む場合は、当該会社は、産業財産権代理人として登録することに加え、第L422条1に規定する名簿の特殊事項欄に登録しなければならない。

第L422条7-1

特許代理人は、法規上の地位に従う又はその資格が保護される法人形態の専門職業務の営業及び専門職業務財務参加会社に関する1990年12月31日法律No.90-1258第IV編の2に従う複数専門職形態の会社であって、特許代理人業及び当該資格に規定された1又は2以上の他の職業を共同で営むことを目的とするものの枠内で、その職務を行うことができる。

法人は、そのパートナーの中に、職務を行うために必要な条件を満たす自然人を含む。

特許代理人業に従事し、企業内でパートナー又は従業者として業務を行う少なくとも1名の構成員は、会社の取締役会又は監督委員会の構成員でなければならない。

第L422条7最終段落が適用される。

第L422条8

すべての産業財産権代理人は、職務の遂行における過失又は過誤に関し、業務上の民事責任を担保する保険に入っている旨及び受領した資金、動産又は物件の弁償のための特別の保証を有している旨の証拠を提出しなければならない。

第 L422 条 9

国内特許代理人協会は、政府において産業財産権代理人を代表し、領域全域において彼らの役務を推進し、彼らの職業的利益を守り、また、倫理規則の遵守を確保するために産業財産権庁において設立される法人格を有する機関である。

第 L422 条 10

産業財産権代理人の職業を営む自然人又は法人が、本編の規則若しくはその適用のために採用される本文に違反したか又は誠実、名誉若しくは良心に反する行為をしたかの何れかの罪を犯す場合は、たとえそれが職業外の範囲であったとしても、次の懲戒措置、すなわち、警告、譴責、停職又は除名の何れかが適用されることがある。

罰は、司法官が主宰する国内産業財産権代理人協会の規律委員会によって宣告される。

第 L422 条 10-1

第 L422 条 1 第 3 段落にいう名簿に登録された産業財産権代理人には、継続的な研修が義務付けられる。

フランス国内産業財産権代理人協会は、この要件の遵守を監督する。

継続教育の義務に基づいて必要とされ得る活動の内容及び期間並びにその監督条件は、国務院布告によって決定される。

第 L422 条 11

産業財産権代理人は、すべての事項において、また、第 L422 条 1 において言及されるすべての役務について、職業上の秘密を守らなければならない。顧客向けの又は顧客のために意図された意見、顧客、同僚又は弁護士との間に交わされた職業上の通信、会合の覚書、更に一般的にはファイル中のすべての書類は、職業上の秘密の対象となる。

第 L422 条 12

産業財産権代理人の職務は、次のものと両立しない。

(1) 自分自身で行うか他人を通じて行うかを問わず、すべての商業活動

(2) 合名会社のパートナー、合資会社又は株式合資会社の無限責任パートナー、非公開有限会社の管理者、株式会社の取締役会会長、取締役会構成員、社長又は副社長、簡易株式会社の会長又は管理者、民事会社の管理者としての自らの資格。ただし、これらの会社／パートナーシップの目的が産業財産権代理人の職務、1990 年 12 月 31 日の法 90-1258 第 4-2 編記載の専門家又は関連する職務上の利益若しくは家族の利益の管理を行うことにある場合は、この限りでない。

(3) 商業会社の監督委員会又は取締役会における構成員としての地位。ただし、当該産業財産権代理人が職業に携わってきた期間が 7 年未満であるか又は国務院布告に規定する条件に基づく免除を事前に取得していなかった場合に限る。

第 L422 条 13

産業財産権代理人の職業は、特別法又は規則に従うことを条件として、他の職業と両立しない。

ただし、産業財産権代理人の職業は、教職及び仲裁人、調停人、斡旋人又は法律専門家の職能と両立する。

第 III 章 雑則

第 L423 条 1

特許代理人は、国務院布告によって定められた条件に基づいて、宣伝及び個別の申出を行う権限を有する。個別の申出は、産業財産権法に関する一般的情報の連絡を伴う。

第 L423 条 2

本編の施行条件は、国務院布告によって定められる。

国務院布告は、特に次のことを定める。

- (a) 第 I 章の施行条件
- (b) 第 L422 条 1 の実施条件
- (c) 第 L422 条 4 の施行条件
- (d) 第 L422 条 5 の施行条件
- (e) 技術革新の過程に介在する他の役務提供者との専門家間集合を可能にするために、第 L422 条 7(b)にいう義務の適用を放棄することができる条件
- (f) 第 L422 条 7 最終段落及び第 L422 条 7-1 を適用する条件、特に第 L422 条 10 に規定する規律が適用される条件
- (g) 産業財産権代理人に適用される職業行動規則
- (h) 国家産業財産権代理人協会の組織及び定款並びに会費額決定の規則

第V巻 意匠及びひな形

第I編 保護の条件及び手続

第I章 適用の範囲

第I節 保護の対象

第L511条1

製品の全体又は部分の外観であつて、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するものは、意匠又はひな形としての保護の適格性を有する。そのような特徴は、製品自体の特徴又はその装飾の特徴とすることができる。

工業製品又は手工芸品は何れも製品とみなされ、それには特に複合製品に組み込まれる予定の部品、包装、外装、図形記号及び印刷書体が含まれるが、コンピュータ・プログラムは除かれる。

第L511条2

意匠又はひな形は、新規性があり、かつ、独自性を有する場合に限り、保護される。

第L511条3

意匠又はひな形は、登録出願日又は主張された優先日時点において同一の意匠又はひな形が開示されていない場合に新規性があるものとみなされる。意匠又はひな形は、その特徴が重要でない細部においてのみ異なる場合は、同一であるものとみなされる。

第L511条4

意匠又はひな形は、それが識者に与える全体の視覚的印象が登録出願日前又は主張された優先日前に開示された何らかの意匠又はひな形のそれと異なる場合は、独自性を有する。

独自性を評価するに際しては、意匠又はひな形の開発における創作者の自由度が考慮される。

第L511条5

複合製品の一部分の意匠又はひな形は、次のとおりである場合に限り、新規性があり、かつ、独自性を有するとみなされる。

(a) その構成部分が複合製品に組み込まれた上でも、最終使用者による当該複合製品の通常の使用中に引き続き目に見えること。ただし、保守、点検又は修理作業中は除く。

(b) 構成部品の目に見える特徴がそれ自体で新規性及び独自性の要件を満たしていること
複合製品とみなされるのは、取り替えることができる複数の部品で構成された製品である。

第L511条6

意匠又はひな形は、刊行、使用又はその他何らかの方法を通じて公衆の利用に供された場合は、開示されたものとみなされる。意匠又はひな形が、登録出願日前又は主張された優先日前に、当該分野での通常取引過程に従って、EUで業務を営む専門家の合理的に知るところ

とならなかった場合は、開示はされていない。

ただし、意匠又はひな形は、明示的又は黙示的守秘条件付きで第三者に開示されたという事実のみでは、公衆に開示されたとはみなされない。

この開示は、出願日前又は主張された優先日前 12 月以内に行われ、次の何れかに該当する場合は、考慮されない。

(a) 意匠又はひな形の開示が創作者若しくはその権原承継人によりなされたか又はその開示が創作者若しくはその権原承継人により提供された情報の結果として若しくは創作者若しくはその権原承継人の行為の結果として第三者によりなされた場合、又は

(b) 意匠又はひな形の開示が創作者又はその権原承継人に対する不当な行為の結果としてなされた場合

本条にいう 12 月の期間は、2001 年 10 月 1 日前に発生した開示には適用されない。

第 L511 条 7

公序良俗に反する意匠又はひな形は、保護されない。

第 L511 条 8

次のものは、保護の対象にならない。

(1) 製品の外観であって、その特徴が製品の技術的機能のみで決まるもの

(2) 製品の外観であって、その製品を、別の製品に対置させ、これと接続し又はその内側若しくは外側に設置することにより、両者の機械的結合を可能にして両製品がその機能を果たせるようにするためには、製品の正確な形状及び寸法を複製しなければならないもの

ただし、その意匠がモジュールであるシステム内で互換性を有する製品の複数の組合せ又は結合を可能にする目的に資する意匠又はひな形は、保護の適格性を有する。

第 II 節 保護の利益

第 L511 条 9

本法の規定によって付与される意匠又はひな形の保護は、登録により取得される。その保護は、創作者又はその権原承継人に対して付与される。

登録出願人は、反証がないときは、この保護の受益者とみなされる。

第 L511 条 10

意匠又はひな形が寄託され、それが他人の権利を詐称しているとき又は法令上若しくは契約上の義務に違反しているときは、その意匠又はひな形の権利を有すると信じる者は何人も、裁判所に提訴することにより所有権を主張することができる。

所有権の主張は、意匠若しくはひな形の登録の公告から 3 年後又は意匠若しくはひな形の登録若しくは取得の公告日時点で悪意があると判明した場合は、保護期間の満了から 3 年後にはすることができない。

第 L511 条 11

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、EU 加盟国又は欧州経済地

域協定締約国の領域に営業所も居所も有していない外国人は、その者の本国がフランスの意匠又はひな形に対して相互主義の保護を与える限り、本法の規定の利益を享受する。

第 II 章 意匠又はひな形の登録

第 I 節 登録出願

第 L512 条 1

登録出願は、出願人の居所又は登記上の営業所がパリにあるか又はフランス国外にある場合は、産業財産権庁に対して行わなければならない、そうしない場合は無効となる。

出願人の居所又は登記上の営業所がパリ以外であるがフランス内にある場合は、登録出願は、出願人の選択により産業財産権庁又は商事裁判所の書記課若しくは商事裁判所がないときは商事を裁く裁判所の書記課に対して行うことができる。

出願が裁判所の書記課に対して行われる場合は、当該書記課は、その出願を産業財産権庁に移送する。

第 L512 条 2

出願は、本法に定める方式及び条件に基づいて行わなければならない。

出願は、それが許容されるためには、出願人の同定及び該当する意匠の複製を含まなければならない。

審査によって次のことが明らかになった場合は、出願は拒絶される。

- (a) 出願が、所定の条件に基づいて又は所定の方式によって行われていないこと
- (b) 意匠を公開すれば、公序良俗に反することになること

ただし、拒絶は、先ず出願人に対し、場合により出願の不備の是正又は意見の提出を要請することなしには宣告されない。

頻繁に商品の形状及び体裁を変更する産業に属する意匠の場合は、出願は、国务院布告によって定められた簡易方式で行うことができる。このような出願に由来する権利は、当該出願が、意匠の公告予定日直前の 6 月の間に、前段落にいう布告において定められた一般的要件に従うに至らなかった場合は、失効が宣告される。

第 L512 条 3

出願人又は出願の所有者が所定の期限を守らなかった場合において、正当な理由を示すことができるときは、不遵守の結果生じた権利の取消は、解除されることがある。

第 II 節 登録の無効

第 L512 条 4

意匠又はひな形の登録は、次の場合に裁判所の判決によって無効を宣言される。

- (a) 第 L511 条 1 から第 L511 条 8 までの規定が守られていない場合
- (b) 所有者が、第 L511 条 9 に基づく保護を享受することのできない者であった場合
- (c) その意匠又はひな形が、登録出願の出願日後又は優先権が主張されている場合は優先日後に公衆に開示された先の意匠又はひな形であって、共同体意匠若しくはひな形、フランス意匠若しくはひな形又はフランスを指定する国際意匠若しくはひな形の登録によって又は当該意匠若しくはひな形の登録出願によって、先の日から保護されているものに与えられた権

利を侵害する場合

(d) 第三者の著作権を侵害する場合

(e) その意匠又はひな形が、先に保護された識別性のある標章を、所有者の許可なく使用するものである場合

(b), (c), (d)及び(e)に掲げる無効理由は、示されている権利を有する者のみがこれを主張することができる。

公訴官は、無効の理由を問わず、意匠又はひな形に対して職権により無効訴訟を提起することができる。

第 L512 条 5

無効の理由が意匠又はひな形に対して部分的にのみ影響を及ぼす場合において、意匠又はひな形が修正された形態で保護の要件を満たし、かつ、その意匠又はひな形の同一性が保持されるときは、登録はその修正された形態で維持することができる。

第 L512 条 6

意匠又はひな形が部分的に又は全体的に無効であると宣言する裁判所の判決は、絶対的な効力を有する。これは、第 L513 条 3 にいう国内登録簿に記録される。

第 III 章 登録により付与される権利

第 L513 条 1

登録は、出願日から 5 年間効力を有し、この期間は、25 年を限度として 5 年単位で延長することができる。

2001 年 10 月 1 日前に寄託された意匠又はひな形は、延長することができないものとして、その寄託日から 25 年間保護される。2001 年 10 月 1 日前にその保護が新たに 25 年間延長された意匠又はひな形は、当該期間の満了まで保護される。

第 L513 条 2

本法第 I 巻及び第 III 巻を含む他の法規定の適用から発生する権利を害することなく、意匠又はひな形の登録は、その所有者に移転又はライセンスすることができる所有権を付与する。

第 L513 条 3

登録意匠に割り当てられた権利の変更又は移転は、それが国内意匠登録簿として知られている公的登録簿に登録されているときに限り、効力を有する。

ただし、登録前の行為であっても、当該行為の日後に権利を取得したが、権利を取得するときに当該行為を知っていた当事者に対しては、効力を有する。

ライセンシー又は国内若しくは国際意匠登録簿に登録されていないライセンス契約の当事者もまた、自らの損害の賠償を得るために、意匠所有者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第 L513 条 4

当該意匠又はひな形から構成される製品の製造、提供、市販、輸入、輸出、使用又はそのような目的のための所持は、その意匠又はひな形の所有者の同意のない限り禁止される。

第 L513 条 5

意匠又はひな形の登録によって付与される保護は、識者に全体として異なる視覚的印象を与えない如何なる意匠又はひな形にも及ぶ。

第 L513 条 6

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、次のものに対しては行使することができない。

- (a) 私的に行われる非営利目的の行為
- (b) 実験目的で行われる行為
- (c) 引用又は教授目的の複製行為であって、その行為が登録及び権利所有者の名称に言及する場合。ただし、そのような行為が公正な取引慣行を守り、当該意匠又はひな形の正常な利用を害さない場合に限る。

第 L513 条 7

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、次のものについては行使することができ

ない。

(a) 一時的にフランス領域に入る他国籍船舶又は航空機の機器

(b) これらの船舶又は航空機の修理のための部品及び付属品のフランスへの輸入又はその修理作業

第 L513 条 8

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、製品が当該意匠又はひな形の所有者によって又はその同意を得て EU 又は欧州経済地域において販売されている場合は、当該意匠又はひな形から構成される製品を対象とする行為には適用されない。

第 IV 章 雑則

第 L514 条 1

本法適用のための条件は，必要な場合は，国務院布告によってこれを定める。

第 L514 条 2

一定の産業に限定された規則の規定によって，認定された意匠又はひな形を事業者が優先的に使用することを可能にする措置を定めることができ，これには，産業財産権庁の承認を得ることを条件として，専用登録簿を保有する措置を含めることができる。

第 V 章 共同体意匠

第 L515 条 1

共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (EC) No. 6/2002 第 19 条に定義する権利の侵害は、違反者に民事法上の責任を生じさせる。

第 L515 条 2

第 L515 条 1 にいう規則第 71 条 (2) にいう執行命令は、産業財産権庁によって追加される。

第 II 編 紛争

第 I 章 国内意匠の紛争

第 L521 条 1

第 L513 条 4 から第 L513 条 8 までに定義する意匠所有者の権利の侵害は、違反者に民事法上の責任を生じさせる。

意匠登録の出願後であるが公告前に生じた事件は、それに付随する権利を侵害するとはみなされない。

ただし、登録出願の写しをある者に送付している場合は、通知の日後に生じた事件については、これらの事件が登録公告日前に生じた場合でも、当該人の責任を追及することができる。

第 L521 条 2

意匠所有者は、民事上の侵害訴訟を提起することができる。

ただし、ライセンス許諾契約に別段の定めがない限り、排他的実施権者は、正式通知の後、意匠所有者が民事上の侵害訴訟を提起しないときは、自ら当該訴訟を提起することができる。ライセンス許諾契約の如何なる当事者も、違反当事者に対して法的救済を求めるために、他の当事者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第 L521 条 3

侵害に関する民事訴訟は、権利所有者に対し権利を行使する権限を与える最後の事実を権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年後に出訴期限となる。

第 L521 条 3-1

意匠及びひな形に関する民事訴訟及びすべての請求は、これらが不正競争の争点にも関する場合を含め、規則によって決定される裁判所において専属的に審理される。

前記の規定は、民法第 2059 条及び第 2060 条に従って仲裁を求めることを妨げるものではない。

第 L521 条 3-2

意匠又はひな形の無効を求める訴訟には、出訴期限は適用されない。

第 L521 条 4

侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。

この目的で、侵害訴訟を提起する権限を有する者は、請求により管轄裁判所が発する命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場合は原告が選任した専門家を伴い、侵害商品及びすべての関連書類について、見本の採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い又は物理的差押を行う権利を有する。当該命令は、侵害していると主張された商品が存在しないときは、当該商品に関する書類の物理的差押を許可することができる。

証拠の目的で、裁判所は、侵害していると主張された商品の生産又は流通に使用された資材

及び書類について、詳細な調査又は物理的差押を命じることができる。
裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による保証金を条件として執行することができる。

原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、当該請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L521 条 4-1

裁判所は、第 L521 条 4 に定める条件に基づいて侵害製品差押が先に命じられていない場合でも、職権によって又は侵害訴訟を提起する権限を有する者の請求により、すべての法的に認められる調査措置を命じることができる。

第 L521 条 5

請求があった場合は、本編に規定する民事訴訟において事件の本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、原告の権利を侵害する侵害製品の出所及び流通網を決定するために、被告、侵害製品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為に使用されたサービスを提供する者又はこれらの製品の生産、製造若しくは流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者が所有する書類又は情報の提出を命じることができる。

書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。

第 L521 条 6

侵害訴訟を提起する権限を有する者は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、加害者とされた者又は当該加害者がそのサービスを使用する仲介者に対して、権限によって付与される権利の差し迫った侵害を防止すること又は侵害行為の遂行を防止することを意図したすべての措置を命じるよう管轄民事裁判所に申立をすることができる。管轄民事裁判所はまた、状況により当該措置を対審の形で行わないことが必要となる場合、特に遅滞により原告に回復不能な損害をもたらす虞がある場合は、請求により、緊急措置を命じることができる。急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、原告の権利が侵害されていること又は当該侵害が差し迫っていることを可能性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。

裁判所は、侵害行為の遂行を禁止し、当該遂行に関し、被告に支払うことになる補償を確保するための保証金を設定することを条件とすることができ又は権限によって付与される権利を侵害していると疑われる製品の商業網への導入若しくは流通を防止するために、当該製品の差押若しくは第三者への引渡を命じることができる。原告が損害賠償の回収に支障を来す虞がある状況を証明する場合は、裁判所は、民事法に従って、侵害者とされた者の動産及び不動産について、銀行口座及びその他の資産の封鎖を含む予防的差押を命じることができる。差押の対象となる財産を決定するために、裁判所は、銀行取引、財務、会計若しくは商業書類の開示又は関連情報の利用を命じることができる。

裁判所はまた、損害の証拠が顕著に疑わしいものでない場合は、原告に仮払金を付与することができる。

急速審理の申立又は申請により、裁判所は、命じた措置に関し、侵害行為が後に根拠がないとの判決を受けた場合又は措置が取り消された場合に被告に支払うことになる補償を確保するための保証金を原告が設定することを条件とすることができる。

権利の侵害を停止させるための措置が、事件の本案に関する審理の開始前に命じられた場合は、原告は、所定の期間内に、規則によって、民事若しくは刑事訴訟による申立をし又は公訴官に訴状を提出しなければならない。これを怠ったときは、被告の請求により、被告がその請求の正当性を証明する必要なしに、命じられた措置は取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L521 条 7

損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

- (1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果
- (2) 被害者に生じた精神的損害、及び
- (3) 加害者が侵害行為から得た知的投資、物質的投資及び販売促進に係る投資を含む、加害者が得た利益

ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一時支払金による損害賠償を裁定することができる。この額は、加害者が侵害した権利の使用許可を申請していた場合に適用されるライセンス料又は手数料の金額を上回る。この額は、被害者に生じた精神的損害の賠償を除外しない。

第 L521 条 8

侵害に関する民事責任の場合において、被害者の請求があるときは、裁判所は、侵害と認められる製品並びにその作製又は製造のために主に使用された資材及び書類を商業経路から回収し、これらの経路から恒久的に除去し、廃棄し又は被害者の利益のために没収するよう命じることができる。

裁判所はまた、判決を公表するためのあらゆる適切な措置、特に、特定の条件に従って、新聞紙上又は指定されたオンライン公衆通信網上において当該判決の全部又は一部を掲示又は公表することを命じることができる。

第 1 段落及び第 2 段落にいう措置は、加害者の費用負担で命じられる。

第 L521 条 9

法執行職員は、第 L521 条 10 第 1 段落に基づく違反の報告を受けた場合は直ちに、不法に製造、輸入、貯蔵、取引、納入又は供給がされた商品に加え、当該不法行為の目的で特設された資材及び書類の差押手続を進めることができる。

第 L521 条 10

本法によって保証された権利を知らずに行われた侵害には、3 年の拘禁及び 300,000 ユーロの罰金が科される。違反が組織犯罪によって若しくはオンライン公衆通信網において行われた場合又は事件が人間若しくは動物の健康若しくは安全にとって有害な商品に関する場合

は、罰は、7年の拘禁及び750,000ユーロの罰金に引き上げられる。

前記に加え、裁判所は、違反を犯した事業所に対し5年以下の期間で全面的又は部分的、恒久的又は一時的な閉鎖を命じることができる。

一時的閉鎖は、雇用契約の解除若しくは中断又は関係従業者に対する金銭的な損害の理由としてはならない。恒久的閉鎖のために解雇が行われる場合は、当該閉鎖は、解雇予告に代わる補償及び解雇手当に加え、雇用契約に違反するときは労働法第L122条14-4及び第L122条14-5に規定する損害賠償の原因となる。これらの損害賠償金を支払わないときは、6月の拘禁及び3,750ユーロの罰金が科される。

第L521条11

第L521条10第1段落に規定する違反を犯した自然人はまた、自己の費用負担で、すべての侵害商品及び違反行為に使用されたか又はそれを意図したあらゆるものをすべての商業経路から撤去するよう義務付けられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

裁判所はまた、有罪を宣告された者の費用負担で、刑法第131条35に規定する条件に基づいて、有罪を決定する判決の掲示又は普及を命じることができる。

第L521条12

第L521条10第1段落に定義する違反に関して、刑法第121条2に規定する条件に基づいて刑事責任を負う法人は、刑法第131条38に規定する罰に加え、同法第131条39に規定する条件に従う罰金を科される。

同法第131条39(2)にいう禁止は、その遂行の際に又はその遂行中に違反行為となった行為に関するものである。

刑事責任を負うすべての法人はまた、自己の費用負担で、すべての侵害物品及び違反行為に使用されたか又は使用されることを意図していたあらゆるものを商業経路から撤去するよう命じられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

第L521条13

本法によって保証された権利について反復して侵害が生じた場合又は違反者が被害者に対して契約関係を現在有しており、若しくは従来有してきた場合は、その罰は2倍とされる。

違反した当事者は、前記に加え、5年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所での選挙権及び被選挙権並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第 I 章の 2 留置

第 L521 条 14

施行中の共同体規則に規定する場合に加え、税関当局は、出願された意匠の所有者又は排他的実施権者の書面による請求があり、その者の権利を証明する書類によって裏付けられているときは、検査の一部として、請求人が侵害を構成すると主張する商品を留置することができる。

原告及び権利所有者は、この留置命令について直ちに通知を受ける。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知の際に、権利所有者又は排他的実施権者は、関税法第 59a 条に拘らず、商品の内容、実際又は推定の数量及びイメージについて通知を受ける。この情報はまた、本条に規定する留置命令の執行の前に連絡することができる。

第 L521 条 17-1 及び第 L521 条 17-2 に規定する手続に従うことを条件として、留置命令は、原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品の場合は 3 就業日以内に、管轄民事裁判所によって決定された予防措置又は裁判所に提起された民事若しくは軽罪訴訟及び侵害が後に認められなかった場合に商品の所有者に支払うことになる補償のための保証金の設定又は公訴官に提出された訴状を税関に対して証明しない場合は、自動的に解除される。税関当局は、原告から正当な根拠を付した請求があるときは、本段落に規定する 10 日の期間を、10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

管轄民事裁判所が決定した留置命令又は保全措置に関する費用は、第 L521 条 18 及び第 L521 条 19 に規定する手続に従うことを条件として、原告が負担する。

原告は、第 4 段落にいう訴訟手続を提起するために、留置された商品の送り主、輸入者及び受取人又は所有者の名称及び宛先並びにこれらの商品のイメージに加え、その数量、原産地、出所及び目的地に関する情報を、税関職員が守るべき職務上の秘密に関する関税法第 59a 条に拘らず、税関当局から取得することができる。

第 1 段落にいう留置命令は、次のものには関係しない。

— EU 加盟国において適法に製造され又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に、EU の別の加盟国の市場に出され、当該国において適法に取引されることを意図するもの

— EU の別の加盟国において適法に製造され又は合法的に自由な流通に導入される共同体籍を有する商品であって、当該国において当該商品が通過手続に付されており、関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に、EU 非加盟国に輸出されることを意図するもの

第 L521 条 15

出願された意匠の所有者又は排他的実施権者からの書面による請求が存在しないときは、施行中の共同体規則に規定する場合を除き、税関当局は、検査の一部として、出願された特許又は排他的実施権を侵害する虞がある商品を留置することができる。

出願された意匠の所有者又は排他的実施権者は、留置命令について直ちに通知を受ける。公訴官もまた、当該命令について通知を受ける。

第 2 段落第 1 文にいう通知によって、権利所有者又は排他的実施権者は、関税法第 59a 条に

拘らず、当該商品の内容、実際又は推定の数量及び送付イメージについて通知を受ける。この情報はまた、本条に規定する留置命令の執行の前に連絡することができる。

留置命令は、税関当局が、第 2 段落にいう商品の留置の通知日から 4 就業日以内に、出願された特許の所有者又は排他的実施権者からの第 L521 条 14 に規定する請求を受領していない場合は、自動的に解除される。

第 4 段落に従って請求が受領された場合は、第 L521 条 14 第 4 段落にいう 10 就業日の期間は、税関の承認の日から開始する。

本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L521 条 16

(I) 施行中の共同体規則に従う登録意匠を侵害していると疑われる商品の留置が、出願された特許の所有者又は排他的実施権者による措置の請求が受理された後に執行される場合は、税関職員は、関税法第 59a 条に拘らず、当該命令の執行について当該所有者又は排他的実施権者に通知することができる。税関職員はまた、商品の数量及び内容に関する情報を提供することができる。

施行中の共同体規則に従う意匠を侵害していると疑われる商品の留置が、出願された特許の所有者又は排他的実施権者による措置の請求が受理された後に執行される場合は、税関職員はまた、権利の侵害が存在していたか否かを決定するために必要な同共同体規則に規定する情報を当該所有者又は受益者に連絡することができる。

(II) 施行中の共同体規則に従う留置命令の執行により生じる費用は、出願された特許の所有者又は排他的実施権者が負担する。

第 L521 条 17

第 L521 条 14 及び第 L521 条 16(I) 第 2 段落にいう留置期間中に、出願された特許の所有者又は排他的実施権者は、その者の請求により又は税関当局の請求により、留置された商品を検査することができる。

税関当局は、留置された商品を検査するときに見本を採取することができる。出願された特許の所有者又は排他的実施権者の請求により、当該見本は、分析のみの目的で、また、民事又は刑事訴訟を援助する目的で、請求人に返還することができる。

第 L521 条 17-1

(I) 出願された特許を侵害していると疑われる商品の留置が、第 L521 条 14 にいう請求が受理された後に執行される場合は、意匠を侵害していると疑われる商品は、次の条件が満たされていることを条件として、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(1) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、商品の侵害性を税関当局に対して書面で詳細な調査によって確認したこと

(2) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、自己の責任に従い当該商品の廃棄に同意することを税関当局に対して書面で確認したこと

(3) 商品の所有者が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、税関当局による当該商品の廃棄に同意することを書面で確認したこと

(II) 商品の所有者が(I)(3)にいう期間内に、商品の廃棄に同意することを確認しない場合又は税関当局に廃棄に対する異議を通知しない場合は、当該所有者は、この廃棄に同意したものとみなされる。

(III) 商品の所有者が所定の期間内に、商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合及び当該所有者が商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日以内に、第L521条14第4段落にいう措置を行うよう原告に直ちに通知する。10日の期間は、原告の正当な根拠を付した請求により、10就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

(I)に規定する条件が満たされていない場合及び原告が第L521条14第4段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明していない場合は、それにより、留置命令は自動的に解除される。

(IV) 第L521条14及び第L521条15の第3段落に規定する情報共有の一部として、税関当局は、本条に規定する手続について原告に通知する。第L521条14第6段落に規定する情報もまた、この措置を執行するために原告に連絡することができる。

第L521条17-2

(I) 出願された特許を侵害していると疑われる商品の留置が、第L521条14にいう請求が受理された後に執行される場合において、原告がその申請において本条に規定する手続に従うことを請求するときは、小口貨物として輸送されたすべての商品は、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(II) 第L521条14第2段落第1文にいう通知は、商品の留置の開始日から1就業日以内に行われる。当該通知には、税関当局の商品を廃棄するか否かの意思が記載され、次のことが表示される。

(1) 商品の所有者は、商品の留置の通知日から10就業日の期間内に、税関当局に意見を通知することができること

(2) 商品の留置の開始日から10就業日の期間内に、商品の所有者が商品の廃棄に同意することを税関当局に対して確認したときは、関係する商品を廃棄することができること。商品の所有者がこの期間の終了までに確認しない場合は、当該所有者は、商品の廃棄に同意したものとみなされる。

税関当局は、原告の請求により、廃棄された商品の実際又は推定の数量及び内容に関する情報を原告に提供する。

(III) 商品の所有者が商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合又は商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、イメージを含む商品の数量及び内容について原告に直ちに通知する。

(IV) 留置命令は、原告が(III)にいう提供から10就業日以内に、第L521条14第4段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。

原告は、当該措置を行うために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び所有者の名称及び宛先、その数量、原産地、出所及び目的地を、関税法第59a条に拘らず、税関当局から取得することができる。

(V) (I)にいう小口貨物の説明は、税関担当大臣の布告によって定められる。

(VI) 本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L521 条 17-3

関税法第 59a 条に拘らず、税関当局によって送付された情報を、原告が本章に規定する以外の目的で使用した場合は、税関当局は、当該請求を取り消し、停止し又はその更新を拒絶する。

第 L521 条 18

税関職員は、第 L521 条 14 から第 L521 条 17-3 までに規定する措置を決定するために、関税法によって自己に与えられる権限を行使する。

第 L521 条 19

次のことは、国務院布告によって定められる。

- (1) 第 L521 条 14 から第 L521 条 17-3 までに規定する措置が適用される条件
- (2) EU 規則に規定する意匠を侵害していると疑われる商品の廃棄が行われる条件に加え、当該廃棄の前の見本採取手続に関する条件

第 II 章 共同体意匠訴訟

第 L522 条 1

本編第 I 章及び第 Ia 章は，共同体意匠所有者に帰属する権利の侵害に適用される。

第 L522 条 2

第 1 審裁判所及び控訴院の所在地及び管轄区域は，国務院布告によって決定される。これらの裁判所は，共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002 第 80 条に規定する訴訟手続及び請求を審理する管轄権を有する。これには，当該訴訟手続及び請求が意匠及び不正競争の双方に関する場合を含む。

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 総則

第 L611 条 1

すべての発明は、産業財産権庁長官によって交付される産業財産権の対象とすることができ、長官は、その所有者又は承継人に排他的実施権を付与する。

権限の交付は、第 L612 条 21 に規定する法定公表を必要とする。

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、本編が適用される領域以外にその居所又は営業所を置く外国人は、当該外国人が国籍を有する国において、フランス国民が相互主義の保護を付与されている場合に限り、本編の利益を享受する。

フランスが締約国である国際協定に別段の定めがない限り、本条の規定は、天体上又は月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する 1967 年 1 月 27 日の条約第 VIII 条に従って国の管轄下にある宇宙物体内若しくは宇宙物体上を含む、宇宙空間においてなされ又は使用される発明に適用される。

第 L611 条 2

発明は、次の産業財産権によって保護される。

- (1) 特許：これは出願日から 20 年間付与される。
- (2) 実用新案：これは出願日から 10 年間付与される。
- (3) 第 L611 条 3 による特許に関する補充的保護証明書：これは、関係する特許の法定期間の終了時に発効し、特許満了時から 7 年及び同条にいう販売許可の発行から 17 年を超えない期間について効力を有する。

特許に関する本巻の規定はまた、実用新案にも適用されるが、第 L612 条 14、第 L612 条 15 の第 1 段落及び第 L612 条 17 並びに第 L613 条 23 から第 L613 条 23-6 までに含まれるものを除く。同様に、当該規定は、補充的保護証明書にも適用されるが、第 L611 条 12、第 L612 条 1 から第 L612 条 10 まで、第 L612 条 12 から第 L612 条 15 まで、第 L612 条 17、第 L612 条 20、第 L613 条 1、第 L613 条 23 から第 L613 条 23-6 まで及び第 L613 条 25 に含まれるものを除く。

第 L611 条 3

フランスにおいて効力を有し、かつ、その対象が医薬、医薬の製造方法、当該医薬製造のために必要な製品又は当該製品を製造するための方法である特許の所有者は何人も、それらが公衆衛生法第 L601 条又は第 L617 条 1 に基づく販売許可の対象となる医薬特殊品を製造するために使用される場合は、販売許可の発行の時から、本法によって定められ、かつ、国務院布告で詳細に規定された条件に基づき、特許のうち当該許可に対応する部分について補充的保護証明書を取得することができる。

第 L611 条 5

産業財産権に関する 1990 年 11 月 26 日法律 No. 90-1052 が施行される前に出願されていた追加特許には、出願日に適用されていた規則が引き続き適用される。
ただし、それに由来する権利の行使には、本法の規定が適用される。

第 II 節 所有権を受ける権利

第 L611 条 6

第 L611 条 1 にいう産業財産権は、発明者又はその権原承継人に帰属する。

2 以上の者が相互に独立して 1 の発明を行った場合は、産業財産権は、最先の出願日を証明することができる者に帰属する。

当該出願人は、産業財産権庁長官に対する行為においては、産業財産権を受ける権利を有するものとみなされる。

第 L611 条 7

発明者が従業者であり、かつ、従業者に対するより有利な契約上の規定がない場合は、産業財産権は、次の規定に従って決定される。

(1) 従業者による発明が、発明を創作する業務を含み、かつ、従業者の実際の職務に対応する業務契約、すなわち、明示的に従業者に委託された研究及び調査の遂行中になされた場合は、当該発明は、使用者に帰属する。使用者は、当該発明について、産業財産権を求める出願の対象とするとき及び該当する場合は、この権限が交付されたときは、従業者に通知する。従業者でかつ使用者に帰属する発明の創作者である者が追加の報酬を受ける条件は、団体協約、就業規則及び個人的雇用契約によって決定される。

使用者が団体協約に拘束されていない場合は、追加の報酬に関する紛争は、第 L615 条 21 によって設立される調停委員会又は第 1 審裁判所に提出しなければならない。

(2) 前記以外のすべての発明は、従業者に帰属する。ただし、発明が、従業者の職務遂行中に又は会社の業務の一部として又は会社のノウハウにより若しくは会社の特定の技術、特定の手段若しくは取得したデータの使用により従業者によってなされた場合は、使用者は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従うことを条件として、従業者の発明を保護する特許権について、その権利の全部若しくは一部の享受を受ける権限を有する。

従業者は、公正な対価を取得する権限を有し、当事者間で合意が成立しない場合は、第 L615 条 21 によって設立される調停委員会又は第 1 審裁判所によって決定される。同委員会又は同裁判所は、提出されるすべての事項、特に使用者及び従業者によって提出されるものを考慮し、両者各々の当初の貢献並びに発明の工業的及び商業的実用性の双方に応じて、公正な対価を算定する。

(3) 従業者でかつ発明の創作者である者は、その発明について使用者に通知し、使用者は、規則によって定められた条件及び期限に従って受領を確認する。

従業者及び使用者は、当該発明に関する一切の関連情報を相互に連絡しなければならない。両者とも、本法によって付与された権利の行使を全面的又は部分的に損なうこととなるような開示を一切差し控えなければならない。

従業者が行った発明に関する従業者とその使用者との間の契約は、書面で記録されるものとし、そうでない場合は無効を宣言される。

(4) 本条適用のための条件は、国務院布告によって定められる。

(5) 本条は、国務院布告によって定められた条件に従って、国家職員、地方当局及び公益のために設立されたその他の如何なる法人にも適用される。

第 L611 条 8

産業財産権付与の出願が、発明者又はその権原承継人から不法に詐取した発明について又は法律上の契約義務に違反してなされている場合は、被害を受けた当事者は、出願又は付与された権限に係る所有権を主張することができる。

所有権を主張する訴訟は、産業財産権付与の公告から 3 年を経過した後は提起することができない。

ただし、権限が付与されたとき又は取得されたときに権限の所有者に不正があったことを証明することができる場合は、出訴期限は権限満了後 3 年とする。

第 L611 条 9

発明者は、従業者であるか否かを問わず、発明者として氏名が特許に記載される。発明者はまた、当該記載に反対することができる。

第 III 節 特許を受けることができる発明

第 L611 条 10

(1) 産業上の利用可能性があり、新規性を有し、進歩性を含んでいる発明は、特許を受けることができる。

(2) 次に特定されているものは、(1)の意味においては発明とはみなさない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 審美的創作物

(c) 精神的行為、遊戯又は事業を行うための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)の規定は、同規定にいう事項について、特許出願又は特許が当該対象又は行為それ自体に関連する範囲に限り、その特許性を排除する。

(4) 発明は、全面的又は部分的に生物学的材料から成る製品又は生物学的材料を生成し、処理し又は使用するための方法に係るものであることを条件として、第 L611 条 17、第 L611 条 18 及び第 L611 条 19 に規定する場合を除き、(1)に規定する条件に基づいて特許を受けることができる。

遺伝情報を含み、かつ、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能な材料は、生物学的材料とみなす。

第 L611 条 11

発明が技術水準の一部を形成していないときは、当該発明は新規とみなされる。

技術水準は、特許出願日前に、書面若しくは口頭の説明、使用又はその他の方法によって公衆の利用に供されたあらゆるものから構成される。

さらに、フランス特許出願及びフランスを指定国として出願された欧州又は国際特許出願であつて、出願日が第2段落にいう日の前であり、当該日以後に公開されたものの内容もまた、技術水準に含まれる。

第2段落及び第3段落は、技術水準に含まれる物質又は組成物に関して、第L611条16にいう方法を実施するための特許性を排除するものではない。ただし、これらの方法の何れかでの使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。

同様に、第2段落及び第3段落はまた、第4段落にいう物質又は組成物に関して、第L611条16にいうすべての方法でのすべての特定の使用についての特許性を排除するものではない。ただし、当該使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。

第L611条12

最初の出願がパリ条約同盟国又は世界貿易機関の加盟国でない国において行われている場合は、当該国がフランスの特許出願、フランスを指定国とする国際出願又は欧州出願の最初の出願を基礎として同等の優先権を付与するものでない限り、当該出願に関し、同一の条件に基づいてパリ条約によって与えられるのと同等の効力を有する優先権を与えることはできない。

第L611条13

第L611条11の適用に関しては、次の2の場合での発明の開示は考慮に入れない。

－ 開示が、特許出願の前6月以内になされた場合

－ 開示が、当該特許出願日後における先の特許出願の公開による場合。何れの場合も、開示が直接又は間接に次に起因していたときに限る。

(a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用

(b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約(改正)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会に発明を出品したという事実

ただし、後者の場合は、発明を出品したことを出願時に申し立てており、かつ、その証拠を規則によって定められた期限及び条件に従って提出していなければならない。

第L611条14

発明は、技術水準に鑑みて、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を含むものとみなされる。技術水準が第L611条11第3段落にいう書類も含むときは、当該書類は、進歩性が存在していたか否かを決定する際には考慮されない。

第L611条15

発明は、農業を含む何れかの種類の産業において実施又は使用可能な場合は、産業上の利用可能性があるものとみなされる。

第L611条16

人間又は動物の体の外科診療又は治療による処置の方法及び人間又は動物の体について実施

される診断の方法は、発明とはみなされない。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用される製品、特に物質又は組成物には適用されない。

第 L611 条 17

特許は、その商業利用が公序良俗と矛盾している場合は、特許を受けることができないとみなされる。ただし、この矛盾は、法令による禁止からは生じない。

第 L611 条 18

様々な形成及び発達段階での人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含む人体の要素の 1 の単なる発見は、特許を受けることができる発明とはならない。

人体の要素の機能の技術的利用を構成する発明に限り、特許によって保護することができる。この保護は、当該特定の用途の実現及び利用に必要な範囲に限り、当該人体の要素を対象とする。この用途は、特許出願において具体的かつ明確な態様で開示されなければならない。特に次のものは特許を受けることができないとみなされる。

- (a) 人間をクローン化する方法
- (b) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法
- (c) 人間の胚細胞の工業又は商業目的での利用
- (d) 遺伝子自体の全体的又は部分的配列

第 L611 条 19

(I) 次のものは、特許を受けることができない。

(1) 動物の品種

(2) 植物の品種であって、共同体植物品種権に係る知的所有権に適用される新しい規則を導入する規則(EC)No. 873/2004 第 5 条において定義されているもの

(3) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法。交雑又は淘汰等全面的に自然現象から成る方法は、生物学的方法とみなされる。

(3-2) (3)に定義する本質的に生物学的な方法のみによって得られた製品であって、これらの製品の構成要素及び当該製品に含まれる遺伝情報を含むもの

(4) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、人間又は動物に適切な医療上の利益をもたらすことなしに当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの及びそのような方法から生じた動物

(II) (I)の規定に拘らず、植物又は動物に係る発明であって、その技術的实施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないものは、特許を受けることができる。

(III) (I) (3)の規定は、技術的方法、特に微生物学的方法又はそのような方法によって得られる製品に係る発明の特許性を害するものではない。微生物学的材料に係る若しくは微生物学的材料を生じさせる又は微生物学的材料に対して行われる方法は、微生物学的方法とみなされる。

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 L612 条 1

特許出願は、本章によって定められ、かつ、規則によって詳細が明示された方式及び要件に従って行われなければならない。

第 L612 条 2

特許出願日は、出願人が次のものを含む書類を提出した日とする。

- (a) 特許を求める陳述
- (b) 出願人の特定又は出願人への連絡を可能にする情報
- (c) 明細書(ただし、明細書が本編の他の要件を遵守しているか否かを問わない)又は規則によって定められた条件に基づく先に行われた出願への参照

第 L612 条 3

2 の特許出願が、同一の発明者又はその権原承継人により最長でも 12 月以内に連続してなされる場合は、出願人は、双方の出願に共通の要素に関し、第 2 の出願について第 1 の出願の出願日を享受するよう請求することができる。

当該請求は、2 の出願の何れかについて、先の外国での出願から得られる優先権の享受が既に請求されている場合は、認められない。同様に、当該請求は、最初の出願が第 1 段落の規定に基づき複数の出願日を享受しており、その内の 1 が 12 月を超えて経過している場合にも、認められない。

本条に基づき先の出願日を享受する特許が付与された場合は、同一要素に対する最初の出願日に由来する効果は、終了する。

第 L612 条 4

特許出願は、1 の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように関連付けられている一群の発明を対象としなければならない。

前段落の規定に合致しない出願は、所定の期限内に分割して、分割出願としなければならない。分割出願の出願日及び該当する場合は、優先日は、原出願についての日付とする。

第 L612 条 5

特許出願は、当該技術の熟練者が実施するのに十分な程度に明瞭かつ完全な形で、発明を開示しなければならない。

発明が、公衆の利用に供されない生物学的材料であって、当該技術の熟練者が実施するのを可能にするような形で記述することができないものに係わっている場合は、当該生物学的材料が公認の寄託機関に寄託されていない限り、明細書は不十分とみなされる。当該寄託物の公衆による利用のための条件は、国务院布告によって定められる。

第 L612 条 6

クレームは、保護を求める事項を特定しなければならない。クレームは、明瞭かつ簡潔であって、明細書により裏付けられていなければならない。

第 L612 条 7

(1) 先の出願の優先権を利用しようとする特許出願人は、規則によって定められた条件及び期限に従って、優先権の申立及び先の出願の写しを提出しなければならない。

(2) 複数の優先権が異なる国において発生しているという事実があったとしても、1 の特許出願に関し複数の優先権を主張することができる。該当する場合は、同一のクレームに対して複数の優先権を主張することができる。複数の優先権が主張される場合は、優先日から始まる期限は、最先の優先日から計算される。

(3) 1 の特許出願に関し、1 又は 2 以上の優先権が主張される場合は、優先権は、優先権が主張されている出願要素のみを対象とする。

(4) 優先権の主張がされている発明の一定の要素が、先の出願におけるクレームの中に見出されない場合は、先の出願の書類が全体として当該要素を明確に開示していることを条件として、優先権を付与することができる。

(5) 優先権の効果に関して、優先日は、第 L611 条 11 第 2 段落及び第 3 段落を適用する目的では、特許出願の出願日とみなされる。

第 II 節 出願の処理

第 L612 条 8

国防担当大臣は、産業財産権庁において、秘密扱いの条件で特許出願を知得する権限を有する。

第 L612 条 9

特許出願の対象である発明は、それを開示又は自由に実施することの許可が付与されるまでは、そのように扱ってはならない。

当該時期が到来するまでは、特許出願を公衆の利用に供することはなく、許可された場合を除き特許出願の正謄本は交付されず、第 L612 条 14、第 L612 条 15 及び第 L612 条 21(1)に基づく手続を始めることはできない。

第 1 段落にいう許可は、第 L612 条 10 に従うことを条件として、いつでも付与することができる。この許可は、特許出願日後 5 月の期間が満了したときは、自動的に付与される。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は、産業財産権担当大臣が、国防担当大臣の見解を聴取した後に、これを付与する。

第 L612 条 10

第 L612 条 9 第 1 段落に定められた禁止は、同条第 2 段落にいう期間が満了する前に、国防担当大臣の要求により、更新可能な 1 年の期間延長をすることができる。禁止期間の延長は、同じ手続に基づき、いつでも解除することができる。

本条に基づいて禁止期間が延長された場合は、特許出願の所有者は、被った損害に見合う補

償を受ける権限を有する。円満な合意に至らない場合は、当該補償は、第1審裁判所によって決定される。訴訟は、すべての審級の裁判において、非公開で行われる。

特許権者は、補償額を決定した最終判決日から1年が満了したときに、前段落に定められた補償額の変更を申し立てることができる。

特許権者は、被害が裁判所の査定額を上回っていることを示す証拠を提出しなければならない。

第 L612 条 11

産業財産権庁長官は、特許出願が第 L612 条 12 にいう法律及び規則に従っているか審査する。

第 L612 条 12

次の場合は、特許出願はその全部又は一部が拒絶される。

- (1) 出願が第 L612 条 1 の要件を満たしていない場合
- (2) 出願が第 L612 条 4 に従って分割されていない場合
- (3) 出願が分割出願に係るものであって、分割出願の対象が原出願における明細書内容の範囲を超えている場合
- (4) 出願の対象が、第 L611 条 10 第 2 段落に基づき特許を受けられないことが明らかな発明である場合
- (5) 出願の対象が、第 L611 条 10(2) の意味において発明とはみなされないことが明らかな場合
- (6) 出願の明細書又はクレームが第 L612 条 14 の規定の適用を許容しない場合
- (7) 出願の対象が、第 L611 条 10(1) の意味で特許を受けることができない場合
- (8) クレームが明細書に基づいていない場合
- (9) 出願人が、第 L612 条 14 に定める調査報告の作成過程で、該当する場合に必要とされる意見又は新たなクレームを提出していない場合

拒絶理由が特許出願の一部のみに係わっている場合は、該当するクレームのみが拒絶される。出願の一部が第 L611 条 17、第 L611 条 18 及び第 L611 条 19(I-4) の規定又は第 L612 条 1 に従っていない場合は、明細書及び図面の該当部分は、職権によって削除される。

第 L612 条 13

出願日から第 L612 条 14 にいう報告に先立つ文献調査が開始されるまでは、出願人は、新たなクレームを提出することができる。

権利が付与される日までは、実用新案の出願人には新たなクレームを提出する可能性が開かれている。

第 L612 条 21(1) に基づき特許出願が公開される日から、かつ、規則によって定められた期間内に、如何なる第三者も、出願の対象である発明に関し、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 の意味での特許性について、産業財産権庁に意見書を提出することができる。産業財産権庁は、当該意見書を出願人に通知するものとし、出願人は、規則によって定められた期間内に回答書を提出し、また、新たなクレームを提出することができる。

第 L612 条 14

第 L612 条 15 第 1 段落の規定に従うことを条件とし、かつ、出願日が与えられている場合は、特許出願は、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 の意味での発明の特許性を査定するに際して考慮されるべき先行技術の要素について、調査報告を必要とする。
当該報告は、布告によって定められた条件に従って作成される。

第 L612 条 15

出願人は、自らの特許出願を規則によって定められた条件に従って実用新案出願に変更することができる。
出願人は、自らの実用新案出願を規則によって定められた条件に従って期限内に特許出願に変更することができる。

第 L612 条 16

産業財産権庁によって定められた期限を遵守しなかった出願人は、正当な理由を証明し、かつ、前記期限の不遵守の直接的結果として、特許出願若しくは請求の拒絶、特許出願若しくは特許自体の権利喪失又はその他の権利の喪失が生じた場合は、権利回復の申立をすることができる。

当該申立は、当該不遵守の理由がなくなってから 2 月以内に産業財産権庁長官に提出しなければならない。履行されなかった行為は、この期間内に完了しなければならない。当該申立は、遵守されなかった期限の満了から 1 年の期間内に限り認められる。

当該申立が維持手数料納付の懈怠に関する場合は、遵守されなかった期限は、第 L612 条 19 第 2 段落に従う猶予期間を意味し、回復は、回復日における未納の維持手数料が所定の期間内に納付されたことを条件として、産業財産権庁長官によって許可される。

本条の規定は、第 2 段落及び第 3 段落、第 L612 条 16-1 に規定する期限並びに法律によって定められた優先権申立の提出及び訂正の期限又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条によって定められた優先期間にも、第 L613 条 23 に規定する異議申立の期限又は第 L613 条 23-2 第 1 段落にいう調査段階において認められた期限にも適用されない。

第 L612 条 16-1

産業財産権庁に対して工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条によって定められた優先期間を遵守しなかった出願人は、正当な理由の提示により、権利を回復する目的で申立をすることができる。

優先権を主張する先の出願から 1 年より後に行われる特許出願は、優先期間の満了から 2 月以内にしなければならない。

当該申立もまた、優先期間の満了から 2 月以内に産業財産権庁長官に提出しなければならない。ただし、当該申立は、特許出願の公開のための技術書類の完成後に提出された場合は認められない。

第 L612 条 17

第 L612 条 14 に定められた手続が完了したときには、特許が付与される。

付与されるすべての権利証は、明細書、図面が存在する場合はその図面、クレーム及び特許

の場合は、調査報告をもって構成される。

第 L612 条 18

正常な通信の機能が遮断される場合は、遮断日から効力を発する布告によって、産業財産権庁に係る期限を当該遮断全期間にわたり停止することがある。

第 L612 条 19

すべての特許出願及びすべての特許に関する年次手数料は、国務院布告によって定められた日以前に納付しなければならない。

年次手数料の納付が前段落にいう日までに行われなかった場合は、追加の 6 月の期間内に、その期間内の追加手数料を納付することを条件として、当該手数料を有効に納付することができる。

第 L612 条 20

出願人が次の範疇の 1 に属する場合は、出願、審査並びに特許の交付及び更新の際に課される手数料の額を軽減することができる。

- － 自然人
- － 中小企業
- － 教育又は研究部門の非営利機関

減額を受ける権利は、簡易申告によって取得することができる。すべての虚偽申告は、いつでも、かつ、対抗手続の終了時に、第 L411 条 4 において規定された条件に基づく産業財産権庁長官の決定によって記録される。この決定においては、納付すべきであった手数料の額の 10 倍を超えない額の過料を付加するものとし、当該収益は、産業財産権庁に引き渡される。本条適用のための条件は、国務院布告によって定められる。

第 III 節 発明の公開

第 L612 条 21

産業財産権庁は、国務院布告によって定められた条件に基づき、産業財産権公報での告知、本文全体を公衆の利用に供すること又はデータバンクによる伝達若しくはデータメディアでの配布により、次のものを公開する。

(1) 特許又は実用新案の各出願ファイル。その出願日若しくは優先権が主張されている場合は優先日から 18 月が満了したとき又は当該期間満了前に出願人の簡易請求があったときに行う。

(2) 補充的保護証明書を求める申請であって、当該証明書が関連する特許出願に添付されたもの又は当該申請時に既に特許出願が公開されているときは、当該証明書が関係する特許の同定を伴うもの

(3) その後の手続行為

(4) 当該権利の付与

(5) 第 L613 条 9 にいう行為

(6) 第 L611 条 3 にいう許可日であって、該当する特許の同定を伴うもの

第 L612 条 22

第 L612 条 21 の規定は、欧州特許出願及び欧州特許に適用される。

第 L612 条 23

産業財産権庁は、関係人の請求又は行政当局の要求に基づき、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 に基づいて発明の特許性を査定するときに考慮される先行技術の要素を引用する報告書を発行する。

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の排他権

第 L613 条 1

第 L611 条 1 にいう実施の排他権は、出願の時から効力を有する。

第 L613 条 2

特許によって付与される保護の範囲は、クレームの文言によって定められる。ただし、クレームを解釈するために、明細書及び図面が用いられる。

特許が方法に関するものであるときは、特許によって付与される保護は、当該方法によって直接得られた製品に及ぶ。

第 L613 条 2-1

遺伝子配列に関するクレームの範囲は、明細書において具体的に開示された特定の機能に直接関連する配列の部分に限定される。

遺伝子配列を含む特許の付与によって与えられた権利は、同一の配列に関する後のクレームが第 L611 条 18 の要件を満たし、かつ、当該配列の他の特定の機能を開示している場合は、当該後のクレームに対抗することができない。

第 L613 条 2-2

第 L613 条 2-1 及び第 L611 条 18 の規定に従うことを条件として、遺伝情報を含むか又は遺伝情報から成る製品に関する特許によって付与される保護は、当該製品が組み込まれている材料であって、遺伝情報はその内容物の一部であり、その表示された機能を果たしているものに及ぶ。

この保護は、種子、植物繁殖材料、植物の全部又は一部に特許された遺伝情報が偶発的又は偶然に存在する場合は適用されない。

第 L613 条 2-3

発明の結果として特別の特性を有する生物学的材料に関する特許によって付与される保護は、繁殖又は増殖によって当該生物学的材料から得られた生物学的材料であって、同一の特性を有するものに及ぶ。

発明の結果として特別の特性を有する生物学的材料を生産することができる方法に関する特許によって付与される保護は、当該方法によって直接得られた生物学的材料及び繁殖又は増殖によって当該生物学的材料から得られた他の生物学的材料であって、同一の特性を有するものに及ぶ。

発明の結果として特別の特性を有する生物学的材料に関する特許によって付与される保護は、当該特別の特性を有する生物学的材料であって、特許された生物学的材料とは無関係に、本質的に生物学的な方法によって得られたもの及びこれらの繁殖又は増殖によって得られた生物学的材料には及ばない。

第 L613 条 2-4

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 にいう保護は、EU 加盟国又は欧州経済地域協定締約国の領域において特許権者によって又はその同意を得て市販された生物学的材料の繁殖又は増殖から得られた生物学的材料には及ばない。ただし、生物学的材料が市販された目的である利用の結果として当該繁殖又は増殖が必然的に生じる場合に限るものとし、かつ、得られた材料が後に他の繁殖又は増殖のために使用されないことを条件とする。

第 L613 条 3

次の行為は、特許権者の同意がない限り、禁止される。

- (a) 特許の対象である製品の製造、提供、発売若しくは使用又はそれらの目的での製品の輸入、輸出、移送若しくは貯蔵をすること
- (b) 特許の対象である方法を使用すること又は特許権者の同意がない限りその方法を使用することが禁じられていることを第三者が知っているか若しくはそのことが状況から明白である場合に、フランスの領域内での使用のためにその方法を提供すること
- (c) 特許の対象である方法によって直接得られた製品の提供、発売若しくは使用又はそれらの目的での輸入、輸出、移送若しくは貯蔵をすること

第 L613 条 4

- (1) 発明をその本質的要素に関してフランス領域内で実施する手段について、それが発明の実施に適しており、かつ、意図されていることを第三者が知っており又はそのことが状況から明白である場合は、特許権者の同意なしに、特許発明を実施する権限を有する者以外の者に、当該手段をフランス領域内で供給すること又は供給の申出をすることも禁止される。
- (2) 実施の手段が一般的市販品である場合は、第三者が、他から供給を受けた者に第 L613 条 3 によって禁止されている行為を実行するよう仕向けるときを除き、(1)は適用されない。
- (3) 第 L613 条 5(a)、(b)及び(c)にいう行為を実行する者は、(1)の意味において発明を実施する権限を有する者とはみなされない。

第 L613 条 5

特許によって付与される権利は、次のものには及ばない。

- (a) 私的にかつ非商業目的で行われる行為
- (b) 特許発明の対象に関する実験の目的で行われる行為
- (c) 薬局における医師の処方箋の調剤及びそのように調剤された医薬に関する行為
- (d) 医薬品の販売許可を得るための必須の研究及び試験並びに当該許可の取得及び実行に必要な行為
- (da) 公衆衛生法第 L5122 条 9 にいう広告の許可印を取得するために必要な行為
- (e) 宇宙空間に打ち上げられることを意図し、フランスの領域に導入される物体

第 L613 条 5-1

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 の規定に拘わらず、特許権者又はその同意を得た者による、植物繁殖材料の農家に対する販売又はその他の形態の商業行為は、当該農家が自己の収穫物を自己の農場において自ら繁殖又は増殖のために使用することに対する許可を意味する。

当該使用の条件は、共同体植物品種権に関する 1994 年 7 月 27 日の理事会規則 (EC) No. 2100/94 第 14 条に定める条件とする。

第 L613 条 5-2

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 の規定に拘わらず、特許権者又はその同意を得た者による、種畜又はその他の動物繁殖材料の農家に対する販売又はその他の形態の商業行為は、保護されている家畜を、必要な場合は料金を支払って、農業目的で使用することに對する許可を意味する。この許可には、動物又は他の動物繁殖物を当該農家の農業活動遂行の目的に供することが含まれるが、商業的繁殖活動の分野での販売は含まれない。

第 L613 条 5-3

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 によって付与される権利は、他の植物品種を創出若しくは発見し、育成するために行われる行為には及ばない。

第 L613 条 6

特許によって付与される権利は、特許の対象である製品に関する行為であって、当該製品が特許権者によって又はその明示的同意を得て、フランスにおいて又は欧州経済地域協定締約国の領域において市販された後にフランスの領域において行われるものには適用されない。

第 L613 条 7

本法の適用領域内であって、特許の出願日又は優先日において特許の対象である発明を善意で所有していた者は、特許の存在に拘らず、当該発明を実施する個人的権利を享受する。本条によって付与される権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部と共にする場合に限り、移転することができる。

第 II 節 権利の移転及び喪失

第 L613 条 8

特許出願又は特許に由来する権利は、その全部又は一部を移転することができる。

これらの権利は、その全部又は一部を発明の実施に関する排他的又は非排他的ライセンス付与の対象とすることができる。

特許出願又は特許によって付与される権利は、ライセンシーが前段落に基づいて定められたライセンスの範囲を超える場合は、ライセンシーに対して行使することができる。

第 L611 条 8 にいう場合に従うことを条件として、第 1 段落にいう権利の移転は、移転の日前に第三者が取得した権利に影響を与えるものではない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう移転又はライセンスを構成する行為は、書面をもって行われるものとし、そうでない場合は無効とする。

第 L613 条 9

特許出願又は特許に由来する権利を移転又は変更する一切の行為は、第三者に対して効力を有するためには、産業財産権庁に備える国内特許登録簿に登録しなければならない。

ただし、登録前の行為であっても、当該行為の日後に権利を取得したが、権利を取得するときに当該行為を知っていた当事者に対しては、効力を有する。

ライセンシー又は国内若しくは国際意匠登録簿に登録されていないライセンス契約の当事者もまた、自らの損害の賠償を得るために、特許権者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第 L613 条 11

特許の付与から 3 年又は出願日から 4 年の期間が満了したとき、かつ、次条以降に定める条件に従うことを前提として、如何なる公的又は私的法人も、特許に基づく強制ライセンスを取得することができるが、当該ライセンス申請時に特許権者又はその権原承継人が正当な理由なく、次の事項に該当していることを条件とする。

(a) EU 加盟国又は他の欧州経済地域協定締約国の領域において、当該特許の対象である発明の実施を開始しておらず又はその実施のための実質的かつ有効な準備を開始していないこと

(b) 特許の対象である製品について、フランス市場の需要を賄うに足りる量の販売を行っていないこと

前記の規定は、フランスでの(a)にいう実施又は(b)にいう販売が 3 年を超えて停止されている場合にも適用される。

本条の適用上、世界貿易機関を設立する協定の締約国において製造された特許製品の輸入は、当該特許の実施とみなされる。

第 L613 条 12

強制ライセンスの申請は、第 1 審裁判所に提出するものとし、申請人が当該特許の所有者からライセンスを取得することができていないこと及び効果的かつ真摯に当該発明を実施することができる立場にあることの証明を添付しなければならない。

強制ライセンスは、特にその存続期間、その適用の範囲及びその対価として支払われるべきロイヤルティの額に関して定められた条件に基づいて付与される。

これらの条件は、特許権者又はライセンシーからの請求があったときは、裁判所の判決によって変更することができる。

第 L613 条 13

強制ライセンス及び職権によるライセンスは非排他的とする。これらのライセンスに由来する権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部と共にする場合に限り、移転することができる。

第 L613 条 14

強制ライセンスの所有者がライセンス付与についての条件を遵守していないときは、特許所有者及び他のライセンシーがある場合はそのライセンシーは、裁判所から当該ライセンスの撤回を取得することができる。

第 L613 条 15

先の特許を侵害している特許の所有者は、先の特許の所有者の同意なしには、自らの特許を

実施することができない。先の特許の所有者は、後の特許の所有者の同意なしには、後の特許を実施することができない。

特許権者が、第三者が所有者である先の特許を侵害することなしには自らの特許を実施することができない場合において、大審裁判所(高等裁判所)は、当該特許権者に対し、自らの特許を実施するのに必要な範囲で、また、当該発明が先の特許との対比において重要な技術的進歩となり、かつ、多大の経済的利益をもたらすものである場合に限り、先の特許のライセンスを付与することができる。

後の特許の所有者に付与されたライセンスは、当該特許と共にする場合に限り、移転することができる。

先の特許の所有者は、裁判所に申請することにより、後の特許のクロスライセンスを付与される。

第 L613 条 12 から第 L613 条 14 までの規定が適用される。

第 L613 条 15-1

育成者は、先の権利を侵害することなしには植物品種権を取得又は実施することができない場合は、この特許に係るライセンスを請求することができる。ただし、当該ライセンスが、保護を受ける植物品種の実施のために必要であり、また、当該品種が、この特許において主張されている発明に関して重要な技術的進歩となり、かつ、多大の経済的利益をもたらす場合に限る。

裁判所に提起された申請に基づいて当該ライセンスが付与された場合は、特許権者は、公正な条件に基づいて、保護品種を利用するためのクロスライセンスを受ける権限を有する。

第 L613 条 12 の規定が第 L613 条 14 と共に適用される。

第 L613 条 16

公衆衛生上必要な場合において、特許権者との間に裁判外の和解が存在しないときは、産業財産権担当大臣は、公衆衛生担当大臣の要請に基づき、命令によって、次のものを第 L613 条 17 に規定された条件に基づく職権によるライセンス許諾制度の対象とすることができる。

- (a) 医療品、医療装置、体外診断用の医療装置、付加治療製品
- (b) 増殖のための方法、増殖に必要な製品又は当該製品を製造するための方法
- (c) 生体外診断方法

これらの製品、方法又は診断方法の特許は、これらの製品、これらの方法から得られる製品又はこれらの方法が不十分な量、質又は異常に高い価格で公衆の利用に供されている場合又は当該特許が公衆衛生上の利益に反する条件に基づいて実施されているか若しくは最終的な行政上の決定又は裁判所の判決によって反競争的慣行と判断された場合に限り、公衆衛生の利益のために、職権によるライセンス許諾制度の対象とすることができる。

ライセンスの目的が反競争的慣行を是正することにある場合又は緊急の場合においては、産業財産権担当大臣は、裁判外の和解を求めることを義務付けられない。

第 L613 条 17

特許を職権によるライセンスの対象とする命令の公告の日から、資格を有する者は何人も、特許を実施するライセンスの付与を求めて産業財産権担当大臣に申請することができる。当

該ライセンスは、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、特にその存続期間及び適用範囲について定められた条件に基づき、同大臣の命令によって付与される。

当該ライセンスは、関係当事者に対する命令の通知の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、産業財産権担当大臣及び公衆衛生担当大臣によって承認される円満な合意が存在しない場合は、第1審裁判所によって決定される。

第L613条 17-1

公衆衛生問題を有する国への輸出のための医薬品の製造に関する特許の強制ライセンスの付与に関する2006年5月17日の欧州議会及び理事会規則(EC)No. 816/2006に従う強制ライセンスの申請及び提出は、行政当局に送付される。当該ライセンスは、同規則第10条に定める条件に従って交付される。支払うべきライセンス料の金額は、当該ライセンスを付与する旨の決定によって定められる。

当該ライセンスは、決定が申請人及び権利所有者に通知された最後の日から効力を生じる。

第L613条 17-2

2006年5月17日の欧州議会及び上記理事会規則(EC)No. 816/2006第13条並びに一定の必須医薬品のEU各国への拡散を防止するための2003年5月26日の理事会規則(EC)No. 953/2003第2条に規定する禁止についての違反は、第L615条14に規定する罰を科すことができる侵害を構成する。

第L613条 18

産業財産権担当大臣は、第L613条16にいう以外の特許の所有者に対して、国家経済の要求を満たすために、当該特許を実施するよう正式に通知することができる。

当該通知に従う行為が1年の期間内になされない場合及び特許が実施されず又は行われた実施の量若しくは質が不十分であって経済の発展及び公共の利益を顕著に阻害する場合は、当該通知に関連する特許は、国务院布告で職権によるライセンスの対象とすることができる。産業財産権担当大臣は、特許権者が国民経済の要求と両立し得る正当な理由を提示することができるときは、前記1年の期間を延長することができる。

特許を職権によるライセンスの対象とする旨の命令が公告された日から、資格を有する者は何人も、特許を実施するライセンスの付与を求めて、産業財産権担当大臣に申請することができる。

当該ライセンスは非排他的ライセンスに限るものとし、産業財産権担当大臣の命令によって、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、その存続期間及び適用範囲について定められた条件に基づいて付与される。当該ライセンスは、関係当事者に対する命令の通知の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

第L613条 19

国は、防衛上必要なときはいつでも、特許出願又は特許の対象である発明を実施することについて、その実施を国自体が行うか又は国に代わってさせるかに拘らず、職権によりライセンスを得ることができる。

当該職権によるライセンスは、国防担当大臣の要請に基づいて産業財産権担当大臣の命令によって付与される。この命令は、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、ライセンスの条件を決定する。

当該ライセンスは、職権によるライセンスの要請の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われる。

第 L613 条 19-1

特許の対象が半導体技術分野の発明である場合は、強制ライセンス又は職権によるライセンスは、公共の非商業目的に対して又は司法若しくは行政訴訟の結果として反競争的と宣言された慣行を是正するためにのみ、付与することができる。

第 L613 条 20

国は、国防上必要な場合はいつでも、特許出願又は特許の対象である発明の全部又は一部を布告によって収用することができる。

収用のための補償金額は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われる。

第 L613 条 21

特許の差押は、特許権者、産業財産権庁及び特許に係る権利を有する者に送達される裁判手続外証書によって行われる。差押の結果として、特許に由来する権利についてのその後の如何なる変更も、差押をする債権者に対抗することはできない。

差押をする債権者は、所定の期間内に差押の有効性確認及び特許の販売申出の目的で裁判所に申し立てることを要し、そうしない場合は、差押は無効となる。

第 L613 条 22

(1) 特許出願又は特許の所有者は、第 L612 条 19 に規定する期間内に同条に定める年次手数料を納付しなかったときは、自らの権利を喪失する。

この権利喪失は、納付されなかった年次手数料の納付期限の日から効力を生じる。

決定は公告され、かつ、特許権者に通知される。

第 L613 条 23

国務院布告によって定められた条件及び期限に従って、第 L612 条 17 に従って発行された特許に対しては、特許権者を除き、何人も、産業財産権庁長官に異議を申し立てることができる。

第 L613 条 23-1

当該異議申立は、次の理由の1又は2以上のみに依拠することができる。

(1) 特許の対象が第 L611 条 10、第 L611 条 11 及び第 L611 条 13 から第 L611 条 19 までの要件で特許性を有していないこと

(2) 特許が、当該技術の熟練者が理解できるように十分な程度に明瞭かつ完全な形で、発明を開示していないこと

(3) その対象が出願時の特許出願の内容を超えて拡張されていること又は分割出願に基づいて特許が付与された場合は、出願時の先の出願の内容を超えて拡張されていること
異議申立は、発行された特許の全部又は一部を対象とすることができる。

第 L613 条 23-2

産業財産権庁長官は、異議申立に関し、国務院布告によって定められた条件に基づいて、調査段階を含む当事者間手続の後に決定を下す。

産業財産権庁長官の決定は、民事訴訟法第 L111 条 3(6)の意味での判決の効力を有する。
異議申立は、第 1 段落にいう調査段階の終了時から開始する国務院布告によって定められた期限内に産業財産権庁長官が決定を下さない場合は、拒絶されたものとみなされる。

第 L613 条 23-3

(I) 異議申立の手続中に、争われている特許の所有者は、次のことを条件として、この特許のクレームを訂正することができる。

(1) 当該訂正が、異議申立人によって提起された第 L613 条 23-1 にいう異議申立理由の何れかに応答するものであること

(2) 当該訂正が、特許の対象を出願時の特許出願の内容を超えて拡張しないこと又は分割出願に基づいて特許が付与された場合は、その対象を出願時の先の出願の内容を超えて拡張しないこと

(3) 当該訂正が、特許によって付与される保護を拡張しないこと

(4) 訂正クレームが、第 L611 条 10、第 L611 条 11、第 L611 条 13 から第 L611 条 19 まで、第 L612 条 5 及び第 L612 条 6 を遵守しており、かつ、国務院布告によって定められた方式要件を遵守する方式で作成されていること

(II) 異議申立の手続中に、争われている特許の所有者はまた、次のことを条件として、明細書及び該当する場合は、図面を訂正することができる。

(1) 当該訂正が、異議申立人によって主張された第 L613 条 23-1(2)にいう異議申立理由に応答することを目的とすること

(2) 当該訂正が、特許の対象を出願時の特許出願の内容を超えて拡張しないこと又は分割出願に基づいて特許が付与された場合は、その対象を出願時の先の出願の内容を超えて拡張しないこと

第 L613 条 23-4

産業財産権庁長官が異議申立人によって主張された第 L613 条 23-1 にいう理由の何れかに基づく異議申立を支持する場合は、特許は次のとおりにすることができる。

(1) 全部又は一部を取り消す。

(2) 第 L613 条 23-3 に従う手続中に所有者によってなされた訂正を考慮に入れて、訂正された形態で維持する。

産業財産権庁長官が異議申立を拒絶する場合は、特許は、発行された状態で維持される。

第 L613 条 23-5

異議申立の手續の各当事者は、自己に生じた費用について、産業財産権庁長官が当該費用の異なる分配を決定しない限り、公平性によって必要な範囲で、また、産業財産権担当大臣の命令によって定められた限度内で、これを負担しなければならない。

第 L613 条 23-6

取消の決定は、絶対的効力を有する。異議申立を裁定する決定の効果は、特許出願日に遡及する。

異議申立を裁定する決定によって特許が部分的に取り消される場合は、特許権者は、産業財産権庁が当該決定を遵守するための特許の訂正を承認するよう請求する権限を有する。ただし、当該請求は、異議申立を裁定する決定が上訴の対象とならない場合に限り認められる。産業財産権庁長官は、当該特許訂正の請求を、部分的取消の決定を遵守していないという理由で拒絶する権限を有する。

第 L613 条 24

特許権者はいつでも、特許全体又は 1 若しくは 2 以上のクレームを放棄し又は 1 若しくは 2 以上のクレームの訂正によって特許の範囲を減縮することができる。

放棄又は減縮の請求は、法律によって定められた条件に基づいて産業財産権庁に提出しなければならない。

産業財産権庁長官は、請求が前段落にいう規則の規定を遵守しているか審査する。

ただし、異議申立が既に開始されているときに提出された特許の減縮の請求は、当該異議申立を裁定する決定が上訴の対象となる限り、受領されない。ただし、管轄裁判所に対して主申請として又は反訴として提起された特許の無効の宣言の申請後に減縮が請求される場合は、この限りでない。

同様に、この特許に対して異議が申し立てられたときに特許減縮手続が進行中である場合は、産業財産権庁は、減縮手続を終了させる。ただし、管轄裁判所に対して主申請として又は反訴として提起された特許の無効の宣言の申請後に減縮が請求される場合は、この限りでない。

放棄又は減縮の効果は、特許出願日に遡及する。

本条は、第 L613 条 25 及び第 L614 条 12 に従って行われる減縮に適用される。

本条の施行条件は、国务院布告によって定められる。

第 L613 条 25

裁判所は、次の場合は、特許を無効と宣言する。

(a) その対象が第 L611 条 10、第 L611 条 11 及び第 L611 条 13 から第 L611 条 19 までの条件内で特許性を有していない場合

(b) 十分な程度に明瞭に、完全に、かつ、当該技術の熟練者が理解できるように発明を開示していない場合

(c) その対象が出願時の特許出願の内容を超えて拡張されている場合又は分割出願に基づいて特許が付与されたものについては、出願時の先の出願の内容を超えて拡張されている場合

(d) 減縮又は異議の後に、特許によって付与される保護の範囲が拡大している場合

無効の理由が特許の一部のみに影響を及ぼす場合は、無効は、それに対応するクレームの減縮の形で宣告される。

特許に対する無効訴訟の提起の枠内で、その所有者は、クレームの修正によって特許を減縮する権限を有する。減縮された特許は、その無効訴訟の対象を構成する。

同一の訴訟中に、遷延的又は不当な方法で特許に対して複数の減縮を行う当事者には、3,000ユーロまでの民事罰金を科すことができるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L613 条 26

公訴官は、職権によって特許取消のための行動をとることができる。

第 L613 条 27

特許を取り消す旨の判決は、第三者からの異議申立に従うことを条件として、絶対的効力を有する。1969年1月1日前に出願された特許に関しては、取消は、判決の主文によって定められた特許の部分に関して適用される。

最終判決は、国内特許登録簿への登録のために産業財産権庁長官に通知される。

判決によってクレームが部分的に取り消されるときは、特許権者は、判決の主文に従ったクレームの補正をするために、産業財産権庁に事件を差し戻される。産業財産権庁長官は、補正されたクレームを、判決に従っていないという理由で拒絶する権限を有する。ただし、そのような拒絶に対しては、第 L411 条 4 に指定された控訴院の 1 に上訴することができる。

第 L613 条 28

補充的保護証明書は、次に該当するときは取り消される。

- それが関係する特許が取り消されるとき
- それが関係する特許について、販売許可に対応するすべての部分が取り消されるとき
- 対応する販売許可が取り消されるとき
- それが第 L611 条 3 の規定に違反して交付されているとき

当該証明書が関係する特許について、販売許可に対応する部分の一部のみが取り消される場合は、当該証明書は、当該一部に対応する部分のみが取り消される。

第 III 節 特許の共有

第 L613 条 29

特許出願又は特許の共有には、次の規定が適用される。

(a) 各共有者は、自ら発明を実施していないか又はライセンスを付与していない他の共有者に公正に補償することを条件として、自己の利益のために発明を実施することができる。当該補償は、円満な合意が成立しないときは、第 1 審裁判所によって決定される。

(b) 各共有者は、専ら自己の利益のために侵害に対する訴訟を提起することができる。侵害に対する訴訟を提起する共有者は、提起した訴訟について他の共有者に通知しなければならない。当該通知を行ったことが証明されるまでは、判決は延期される。

(c) 各共有者は、自ら発明を実施していないか又はライセンスを付与していない他の共有者

に公正に補償することを条件として、自己の利益のために第三者に対して非排他的ライセンスを付与することができる。当該補償は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

ただし、他の共有者に対してライセンス許諾契約案を通知するものとし、それには一定価格での持分の移転を求める提案を添付しなければならない。

当該通知から3月の間は、他の共有者の何れも、ライセンスを付与することを希望している共有者の持分を取得することを条件として、ライセンスの付与に反対することができる。

前段落に規定する期限内に合意が成立しないときは、価格は、第1審裁判所によって決定される。関係当事者は、判決又は控訴についての判決の通知から1月の期間内に、損害賠償を受ける権利を損うことなく、共有者持分の売買を放棄することができる。費用は、放棄した当事者が負担する。

(d) 排他的ライセンスは、共有者全員の合意があるか、又は裁判所の許可を得た場合にのみ、付与される。

(e) 各共有者はいつでも、その持分を移転することができる。共有者は、移転の意思の通知を受けてから3月の期間、先買権を有する。価格について合意が成立しないときは、当該価格は第1審裁判所が決定する。関係当事者は、裁判所の判決又は控訴についての判決の通知から1月の期間内に、損害賠償を受ける権利を損うことなく、共有持分の売買を放棄することができる。費用は、放棄した当事者が負担する。

第L613条30

民法第815条以下、第1873条1以下及び第883条以下は、特許出願及び特許の共有に関しては適用されない。

第L613条31

特許出願又は特許の共有者は、他の共有者に対し、それらの者に不利益にならないように自己の持分を放棄する旨を通知することができる。当該放棄が国内特許登録簿に登録された時から、又は未公開の特許出願の場合は、それを産業財産権庁に通知した日から、当該共有者は、他の共有者に対するすべての義務から解放され、他の共有者は、別段の合意がない限り、共有に係る権利の割合に応じて、放棄された持分を分割する。

第L613条32

第L613条29から第L613条31までは、これに反する規定がない場合に適用される。共有者は、共有契約により、いつでも本条を適用除外することができる。

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 L614 条 1

本節は、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンにおいて作成された条約の適用に係るものであり、以下、同条約を「ミュンヘン条約」という。

第 I 款 欧州特許出願

第 L614 条 2

欧州特許出願は、規則の定めるところに従い、産業財産権庁本庁又は必要な場合は、その支庁の 1 に提出することができる。

出願人がその居所又は営業所をフランスにおいて有し、かつ、フランスにおける先の出願による優先権を主張していない場合は、出願は、産業財産権庁にしなければならない。

第 L614 条 3

国防担当大臣は、秘密扱いの条件で、産業財産権庁において、同庁になされた欧州特許出願を知得する権限を有する。

第 L614 条 4

産業財産権庁になされた欧州特許出願の対象である発明は、その旨の許可が付与されるまでは、これを開示し又は自由に実施することができない。

当該期間中は、出願を公開することはできず、また、許可がなければ出願の正謄本は交付されない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は、産業財産権担当大臣によって、国防担当大臣の見解を聴取した後に付与される。

第 1 段落にいう許可は、いつでも付与することができる。当該許可は、第 L614 条 5 第 1 段落に従うことを条件として、自動的に、出願日後 4 月の満了時に、又は優先権が主張されている場合は優先日後 14 月の満了時に付与されたものとみなされる。

第 L614 条 5

第 L614 条 4 最終段落にいう期間の何れかの満了前に、同条に規定する禁止は、国防担当大臣の要求に基づき、更新可能な 1 年間の延長をすることができる。この場合は、出願は、欧州特許庁に移送されない。延長された禁止は、いつでも解除することができる。禁止が延長されたときは、第 L612 条 10 第 2 段落及び第 3 段落が適用される。

第 L614 条 6

欧州特許出願は、ミュンヘン条約第 135 条(1)(a)に規定された事例の場合にのみ、フランス特許出願に変更することができる。

当該事例においては、出願人は、規則によって定められた条件を満たさなければならず、そ

うしない場合は、フランス特許出願は拒絶される。

出願の変更の前に調査報告が作成されたときは、当該報告は、第 L612 条 14 にいう調査報告であるとみなされる。

第 II 款 欧州特許のフランスでの影響

第 L614 条 7

ミュンヘン条約によって設立された欧州特許庁への手続言語で書かれた欧州特許出願又は欧州特許の本文は、正文とする。

本文がフランス語でない欧州特許に関する紛争の場合は、特許権者は、自己の費用負担で、侵害者とされた者の請求により又は管轄裁判所の請求により、特許のフランス語による完全な翻訳文を提出しなければならない。

第 L614 条 8

手続の言語がフランス語でない欧州特許出願の公開が行われてから 3 月の期間内に、産業財産権庁は、ミュンヘン条約第 78 条(1)(e)によって求められた要約をフランス語に翻訳し、公開する。

第 L614 条 9

第 L613 条 3 から第 L613 条 7 まで、第 L615 条 4 及び第 L615 条 5 に定められた権利は、ミュンヘン条約第 93 条に基づく欧州特許出願の公開の日から行使することができる。

公開がフランス語以外の言語で行われる場合は、前段落にいう権利は、出願人からの請求があったときに、国務院布告によって定められた条件に基づいてクレームのフランス語翻訳文が産業財産権庁により公開された日又は侵害者とされている者に通知された日から行使することができる。

第 L614 条 10

無効訴訟を除き、また、第 L614 条 7 第 1 段落に拘らず、フランス語への翻訳文が同第 L614 条 7 第 2 段落又は第 L614 条 9 第 2 段落に規定する条件に基づいて提出された場合において、欧州特許出願又は欧州特許が、翻訳文に対して、出願に用いられた言語による当該出願又は当該特許が付与する保護より狭い範囲の保護を付与しているときは、この翻訳文は真正とみなされる。

ただし、出願又は特許の所有者は、いつでも訂正翻訳文を提出することができる。ただし、クレームの訂正翻訳文は、第 L614 条 9 第 2 段落に定める条件が満たされているときに限り、効力を生じる。

善意で発明の使用を開始した者又は発明を使用する真摯かつ有効な準備を行った者は何人も、その使用が原翻訳文において出願又は特許の侵害を構成しない場合は、訂正翻訳文が効力を生じた後に、業として又は業としての必要のために、無償でその使用を継続することができる。

第 L614 条 11

欧州特許出願又は欧州特許に由来する権利を移転又は変更する行為は、それが欧州特許登録簿に登録されたときに、第三者に対して効力を生じる。

第 L614 条 12

フランスに関して、欧州特許の無効は、裁判所の判決により、ミュンヘン条約第 138 条(1)に定める理由の何れかに基づいて宣告される。

無効の理由が特許の一部のみに影響を及ぼす場合は、無効は、それに対応するクレームの減縮の形で宣告される。

欧州特許に対する無効訴訟の提起の枠内で、その所有者は、ミュンヘン条約第 105a 条に従ってクレームの訂正によって特許を減縮する権限を有する。そのように減縮された特許は、無効訴訟の対象を構成する。

同一の訴訟中に、遷延的又は不当な方法で特許に対して複数の減縮を行う当事者には、3,000 ユーロまでの民事罰金を科すことができるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L614 条 13

フランス特許が、同一の発明者又はその権原承継人に対して同一の出願日又は優先日をもって欧州特許が付与されている発明を対象としている場合は、当該フランス特許は、欧州特許に対する異議申立期間が異議の申立なく満了した日又は異議申立の手續が終結して欧州特許が存続することになった日の何れかの日に、その効力を失う。

ただし、フランス特許が前段落に定める該当日の何れかより後の日に付与されている場合は、当該特許は効力を生じない。

欧州特許がその後失効し又は無効宣告を受けても、本条の規定に影響を及ぼすものではない。

第 L614 条 14

フランス特許出願又はフランス特許及び欧州特許出願又は欧州特許が同一の出願日又は優先日を有し、同一の発明を対象としており、また、同一の発明者又はその権原承継人に属している場合は、それらに共通の部分について、相互に独立して移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定をすること又はその実施の権利を移転することはできず、これをした場合は無効となる。

第 L613 条 9 に拘らず、フランス特許出願又はフランス特許に由来する権利の移転又は変更を国内特許登録簿に登録した場合は、欧州特許出願又は欧州特許に由来する権利に関する同一内容の移転又は変更が欧州特許登録簿に登録されているときに限り、第三者に対抗することができる。

フランス特許出願又はフランス特許及び欧州特許出願の優先権は、相互に独立して移転することはできない。

第 L614 条 15

フランス特許であって、同一の優先日を有して同一の発明者によりなされた欧州特許出願又は同一の発明者若しくはその権原承継人に付与された欧州特許と同一の発明を対象とするも

のについての侵害訴訟を審理する裁判所は、フランス特許が第 L614 条 13 に従って失効する日まで、又は欧州特許出願が拒絶、取下若しくは取下とみなされる日若しくは欧州特許が取り消される日まで、審理を延期する。

侵害訴訟がフランス特許のみを根拠としている場合は、原告は、フランス特許を欧州特許に置き換えて、訴訟手続の再開時に、フランス特許失効日後の行為及び共通部分について、その手続の続行を求めることができる。

侵害訴訟がフランス特許及び欧州特許の双方を根拠としている場合は、刑事罰及び民事損害賠償の何れも重複することはできない。

訴訟が 2 の特許の内の 1 のみを根拠としている場合は、同一原告が同一被告を相手として、もう一方の特許を根拠とする、同一行為に関する新たな訴訟を提起することはできない。

第 L614 条 16

本節適用の条件、特にミュンヘン条約第 137 条 (2) の施行に関するものは、国務院布告によってこれを定める。

第 II 節 国際出願

第 L614 条 17

本節は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約の適用に係るものであり、以下、同条約を「ワシントン条約」という。

第 I 款 国際出願

第 L614 条 18

フランスに居所又は営業所を有する自然人又は法人が行う発明の保護のための国際出願は、フランスにおける先の出願に基づく優先権の主張がなされないときは、産業財産権庁にしなければならない。この場合は、産業財産権庁をワシントン条約第 2 条 (xv) 及び第 10 条の意味での受理官庁とする。

第 L614 条 19

国防担当大臣は、秘密扱いの条件で、産業財産権庁において、同庁になされた発明保護のための国際出願を知得する権限を有する。

第 L614 条 20

産業財産権庁になされた国際出願の対象である発明は、それを開示し又は自由に実施することの許可が与えられるまでは、そのように取り扱うことができない。

当該期間中は、出願を公開することはできず、また、許可がなければ出願の正謄本は交付されない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は、産業財産権担当大臣によって、国防担当大臣の意見を聴取した後に与えられる。

第 1 段落にいう許可は、いつでも付与することができる。当該許可は、第 L614 条 21 第 1 段

落に従うことを条件として、自動的に、出願日後 5 月の満了時に、又は優先権が主張されている場合は優先日後 13 月の満了時に与えられたものとみなされる。

第 L614 条 21

第 L614 条 20 に規定された禁止は、同条最終段落にいう 2 の期間の何れかが満了する前に、国防担当大臣の要求により、更新可能な 1 年の期間延長することができる。この場合は、出願は、ワシントン条約によって設立された国際事務局に移送されない。延長された禁止は、いつでも解除することができる。

禁止が延長された場合は、第 L612 条 10 第 2 段落、第 3 段落及び第 4 段落が適用される。

第 L614 条 22

出願人がその居所又は営業所をフランスに有しておらず、従って産業財産権庁がワシントン条約の他の締約国の国内官庁の代わりとしての受理官庁を務めている場合又は同庁が同条約によって設立された同盟の総会によって受理官庁として指定されている場合は、第 L614 条 19、第 L614 条 20 及び第 L614 条 21 は適用されない。

第 L614 条 23

本節の適用条件、特に国際出願の受領、当該出願に使用される言語、産業財産権庁を受取人とする移送手数料として知られている役務提供の手数料の設定及び外国に居所又は営業所を有する出願人の代理に関しては、国务院布告によってこれを定める。

第 II 款 国際出願のフランスでの影響

第 L614 条 24

ワシントン条約に基づいてなされる発明保護の国際出願がフランスを指定又は選択している場合は、同出願は、ミュンヘン条約の規定が適用される欧州特許出願とみなされる。

第 III 節 共同体特許

第 L614 条 26

欧州特許出願が欧州経済共同体加盟国を指定している場合及び付与された特許が共同体特許である場合は、第 L614 条 7 から第 L614 条 14(第 1 段落及び第 2 段落)までは適用されない。

第 L614 条 27

手続にフランス語以外の言語を使用している共同体特許出願が公開されてから 3 月以内に、産業財産権庁は、ミュンヘン条約第 78 条(1)(e)によって要求された要約をフランス語に翻訳し、公開する。

第 L614 条 28

第 L614 条 26 にいう特許出願及び特許に対し第 L614 条 15 及び第 L615 条 17 を適用するときは、これらの条文における第 L614 条 13 への言及は、ルクセンブルク条約第 80 条(1)への言

及と読み替える。

第 L614 条 29

欧州経済共同体の 1 国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる共同体特許に係る移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定又は実施の権利の移転は、同一の出願日又は同一の優先日を有し、かつ、同一の発明者又はその権原承継人に帰属する同一の発明を対象とするフランス特許出願又はフランス特許に係る共通部分について、同一の移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定又は実施の権利の移転を自動的に包含する。

同じ状況の下で、フランス特許出願又はフランス特許は、欧州経済共同体加盟国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる欧州特許と無関係に移転、質権、譲渡抵当権又は実施の権利の移転の対象とすることはできず、これに反する場合は無効とする。

第 L613 条 20 に拘らず、フランス特許又はフランス特許出願に由来する権利の当該移転又は変更の国内特許登録簿への登録は、欧州経済共同体の 1 国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる共同体特許に由来する権利に関し、同一の移転又は変更が欧州特許登録簿又は共同体特許登録簿の何れか該当するものに登録されている場合に限り、第三者に対して効力を有する。

第 L614 条 30

特許付与を求める願書の中に、出願人が共同体特許の取得を望まない旨のルクセンブルク条約第 86 条 (1) に基づく陳述が含まれているときは、第 L614 条 26 及び第 L614 条 29 は適用されない。

ただし、当該事例には、第 L614 条 13 もまた適用されない。

第 IV 節 最終規定

第 L614 条 31

フランス国民は、1883 年 3 月 20 日にパリで署名された工業所有権の保護に関する国際条約及び同条約を既に改正しており又は今後改正することになる協定、追加協定及び最終議定書の規定が、産業財産権に由来する権利の保護の点でフランスの法律よりも有利となるすべての場合において、自己の利益のために、フランスにおける前記の規定の適用を請求する権利を有する。

本編中の如何なる規定も、前段落によって与えられる権利をフランス国民から剥奪するものと解釈してはならない。

第 IV 章の 2 留置命令

第 L614 条 32

EU 規則に規定する場合を除き、税関当局は、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者の書面による請求があり、それと共にその権利が証明されているときは、当該意匠を侵害していると請求人が主張する商品を、検査の過程で差し押さえることができる。

原告及び権利所有者は、この留置命令について直ちに通知を受ける。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知時に、商品の内容及び実際又は推定の数量並びにイメージが、関税法第 59a 条に拘らず、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者に連絡される。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

第 L614 条 36 及び第 L614 条 37 に規定する手続に従うことを条件として、留置命令は、原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、管轄民事裁判所によって決定された保全措置、裁判所に提起された民事若しくは軽罪訴訟及び侵害が後に認められなかった場合に商品の所有者に支払うことになる補償のための保証金又は公訴官に提出された訴状の何れかを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。税関当局は、原告の正当な根拠を付した請求により、本段落に規定する 10 就業日の期間を、追加の 10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

管轄民事裁判所が命じた留置命令又は保全措置に関する費用は、原告が負担する。

原告は、第 4 段落にいう訴訟手続を提起するために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び申告者又は所有者の名称及び宛先並びに当該商品のイメージに加え、その数量、原産地、出所及び目的地に関する情報を、関税法第 59a 条に拘らず、税関当局から取得することができる。

第 1 段落にいう留置には、次のものは含まれない。

(1) EU 加盟国において適法に製造され、又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に、EU の別の加盟国において適法に販売されるために当該国において取引されることを意図するもの

(2) EU の別の加盟国において適法に製造され、又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、当該国において当該商品が通過手続に付されており、同第 1 条に定義する規定の税関地域を通過した後に、EU 非加盟国に輸出されることを意図するもの

第 L614 条 33

特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者からの書面による請求が存在しないときは、EU 規則に規定する場合を除き、税関当局は、検査の枠内で、特許又は補充的実施証明書を侵害する虞がある商品を留置することができる。

この留置は、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者に直ちに通知される。税関当局はまた、

この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知時に、商品の内容及び実際又は推定の数量並びにイメージが、関税法第 59a 条に拘らず、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者に連絡される。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

留置命令は、税関当局が、第 2 段落第 1 文にいう商品の留置の通知日から 4 就業日以内に、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的証明書の対象を使用する権限を有する者から提出された第 L614 条 32 に規定する申請を受領していない場合は、自動的に解除される。

第 4 段落に従って請求が受領された場合は、第 L614 条 32 第 4 段落にいう 10 就業日の期間は、税関の承認の日から開始する。

本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L614 条 34

(I) 特許又は補充的実施証明書を侵害していると疑われる商品の留置が、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者からの請求が提出又は受理される前に執行される場合は、税関職員は、関税法第 59a 条に拘らず、EU 規則に従い、この措置を執行することを当該所有者又は排他権の受益者に通知することができる。税関職員はまた、商品の数量及び内容に関する情報を提供することができる。

EU 規則に規定する特許又は補充的実施証明書を侵害していると疑われる商品についての留置が、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者が提出した請求が受理された後に執行される場合は、税関職員はまた、その者の権利の侵害が存在していたか否かを決定するために必要な同規則に規定する情報を当該所有者又はこの権限を有する者に連絡することができる。

(II) (I)にいう留置の執行により生じる費用は、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者が負担する。

第 L614 条 35

第 L614 条 32 及び第 L614 条 34(I)第 2 段落にいう留置期間中に、特許若しくは特許に付随する補充的保護証明書の所有者又は特許発明若しくは補充的実施証明書の対象を使用する権限を有する者は、その者の請求により又は税関当局の請求により、留置された商品を検査することができる。

税関当局は、留置された商品を検査するときに見本を採取することができる。

第 L614 条 36

(I) 特許、補充的保護証明書又は実用新案を侵害していると疑われる商品の留置が、第 L614 条 32 にいう請求が受理された後に執行される場合は、特許、補充的保護証明書又は実用新案を侵害していると疑われる商品は、次の条件が満たされていることを条件として、税関職員の検査の下で廃棄することができる。

(1) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、商品の侵害性を税関当局に対して書面で詳細な調査によって確認したこと

(2) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、自己の責任に従い当該商品の廃棄に同意することを税関当局に対して書面で確認したこと

(3) 商品の所有者が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、税関当局による当該商品の廃棄に同意することを書面で確認したこと

(II) 商品の所有者が (I) (3) にいう期間内に、商品の廃棄に同意することを確認しない場合又は税関当局に廃棄に対する異議を通知しない場合は、当該所有者は、この廃棄に同意したものとみなされる。

(III) 商品の所有者が所定の期間内に、商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合及び当該商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、原告に直ちに通知するものとし、原告は、商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日の期間内に、第 L614 条 32 第 4 段落にいう措置を行う。10 日の期間は、原告の正当な根拠を付した請求により、10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。(I) に規定する条件が満たされていない場合及び原告が第 L614 条 32 第 4 段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明していない場合は、それにより、留置命令は自動的に解除される。

(IV) 第 L614 条 32 及び第 L614 条 33 の第 3 段落に規定する情報共有の一部として、税関当局は、本条に規定する手続について原告に通知する。第 L614 条 32 第 6 段落に規定する情報もまた、この措置を執行するために原告に連絡することができる。

第 L614 条 37

関税法第 59a 条に拘らず、税関当局によって送付された情報を、原告が本章に規定する以外の目的で使用した場合は、税関当局は、当該請求を取消し、停止又はその更新を拒絶する。

第 L614 条 38

税関職員は、第 L614 条 32 から第 L614 条 35 までに規定する措置を決定するために、関税法によって自己に与えられる権限を適用する。

第 L614 条 39

次のことは、国務院布告によって定められる。

(1) 第 L614 条 32 から第 L614 条 37 までに規定する措置が適用される条件

(2) 施行中の欧州規則に規定する特許、補充的保護証明書又は実用新案を侵害する虞がある商品の廃棄並びに当該廃棄の前の見本採取条件が行われる条件

第V章 訴訟手続

第I節 民事訴訟

第L615条1

第L613条3から第L613条6までに定められた特許権者の権利に反する如何なる行為も、侵害を構成する。

如何なる侵害も、侵害者の民法上の責任を伴う。

ただし、侵害品に関し販売の申出をし、市販に供し、使用し又は使用若しくは市販に供する目的で所持することは、当該行為が侵害品の製造者以外によってなされている場合は、当該行為が事実を完全に知った上でなされたときに限り、行為者の民事責任を伴う。

第L615条2

侵害に対する訴訟は、特許権者によって提起される。

ただし、ライセンス許諾契約中に別段の定めがない限り、発明を実施する排他権を有する者は、特許権者が通知を受けた後に侵害に対する訴訟手続を提起しないときは、自ら訴訟を提起することができる。

特許権者は、前段落に基づきライセンシーが提起する侵害訴訟に参加する権限を有する。

第L613条11、第L613条15、第L613条17、第L613条17-1及び第L613条19にいう実施許諾用意によるライセンス、強制ライセンス又は職権によるライセンスの所有者は、正式通知の後、特許権者が侵害訴訟を提起しないときは、自ら当該訴訟を提起することができる。

如何なるライセンシーも、自らが被った損害の賠償を得るために、特許権者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第L615条3

侵害訴訟を提起する権限を有する者は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、加害者とされた者又は当該加害者がそのサービスを使用する仲介者に対して、権限によって付与される権利の差し迫った侵害を防止すること又は侵害行為の遂行を防止することを意図したすべての措置を命じるよう管轄民事裁判所に申立をすることができる。管轄民事裁判所はまた、状況により当該措置を対審の形で行わないことが必要となる場合、特に遅滞により原告に回復不能な損害をもたらす虞がある場合は、請求により、緊急措置を命じることができる。急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、原告の権利が侵害されていること又は当該侵害が差し迫っていることを可能性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。

裁判所は、侵害行為の遂行を禁止し、当該遂行に関し、原告に支払うことになる補償を確保するための保証金を設定することを条件とすることができ、又は権限によって付与される権利を侵害していると疑われる製品の商業網への導入若しくは流通を防止するために、当該製品の差押若しくは第三者への引渡を命じることができる。原告が損害賠償の回収に支障を来す虞がある状況を証明する場合は、裁判所は、民事法に従って、侵害者とされた者の動産及び不動産について、銀行口座及びその他の資産の封鎖を含む予防的差押を命じることができる。差押の対象となる財産を決定するために、裁判所は、銀行取引、財務、会計若しくは商業

書類の開示又は関連情報の利用を命じることができる。

裁判所はまた、損害の証拠が顕著に疑わしいものでない場合は、原告に仮払金を付与することができる。

急速審理の申立又は申請により、裁判所は、命じた措置に関し、侵害行為が後に根拠がないとの判決を受けた場合又は措置が取り消された場合に被告に支払うことになる補償を確保するための保証金を原告が設定することを条件とすることができる。

権利の侵害を停止させるための措置が、事件の本案に関する審理の開始前に命じられた場合は、原告は、所定の期間内に、規則によって、民事若しくは刑事訴訟による申立をし、又は公訴官に訴状を提出しなければならない。これを怠ったときは、被告の請求により、被告がその請求の正当性を証明する必要なしに、命じられた措置は取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L615 条 4

第 L613 条 1 に拘らず、第 L612 条 21 に基づいて特許出願が公開された日より前又は当該出願の正謄本が第三者に通知された日より前に行われた行為は、特許に由来する権利を害するものとはみなされない。

ただし、前段落にいう日から特許付与の公告の日までの期間については、

(1) それらの日の内の最初の日後にクレームが拡張されていないときに限り、特許は対抗することができる。

(2) 特許が微生物の使用に係るものであるときは、微生物が公衆の利用に供された日以後にのみ、特許は対抗することができる。

特許出願に基づく侵害訴訟を審理する裁判所は、特許が付与されるときまで判決を中断する。

第 L615 条 5

侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。

この目的で、侵害訴訟を提起する権限を有する者は、請求により管轄裁判所が発する命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場合は原告が選任した専門家を伴い、侵害商品及びすべての関連書類について、見本の採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い、又は物理的差押を行う権限を有する。当該命令は、侵害と主張された物品が存在しないときは、当該物品に関する書類の実際の差押を許可することができる。証拠の目的で、裁判所は、侵害していると主張された方法の製造又は流通に使用された資材及び書類について、詳細な記述又は実際の差押を命じることができる。

裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による保証金を条件として執行することができる。

原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L615 条 5-1

特許の対象が製品の製造法に関するものであるときは、裁判所は、同一製品の製造に用いられた製造法が特許された製造法と異なっていることを証明するよう被告に命じることができる。被告がこれを証明しない場合は、次の 2 の場合において、特許権者の同意なく製造された同一製品は、特許された製造法によって製造されたものと推定する。

(a) 特許された製造法を用いて製造された製品に新規性がある場合

(b) 同一製品が特許された製造法を用いて製造された可能性が大きく、かつ、特許権者が適切な努力を払ったにも拘らず実際に如何なる製造法が用いられたのか確認することができない場合

反証が提出されたときは、自己の製造上及び取引上の秘密を守ることに関する被告の正当な権利に配慮がなされる。

第 L615 条 5-1-1

裁判所は、第 L615 条 5 に定める条件に基づいて侵害製品差押が先に命じられていない場合でも、職権によって又は侵害訴訟を提起する権限を有する者の請求により、すべての法的に認められる調査措置を命じることができる。

第 L615 条 5-2

請求があった場合は、本編に規定する民事訴訟の本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、原告の権利を侵害する侵害製品又は方法の出所及び流通網を決定するために、被告、侵害製品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為において使用されたサービスを提供する者又はこれらの製品の生産、製造若しくは流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者が所有する書類又は情報の提出を命じることができる。

書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。

第 L615 条 6

実用新案出願についての侵害訴訟を提起するに当たっては、原告は、第 L612 条 14 に規定する報告と同一の条件で作成された調査報告を提出しなければならない。

第 L615 条 7

損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

(1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果

(2) 被害者に生じた精神的損害、及び

(3) 加害者が侵害行為から得た知的投資、物質的投資及び販売促進に係る投資を含む、加害者が得た利益

ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一時支払金による損害賠償を裁定することができる。この額は、加害者が侵害した権利の使用許可を申請していた場合に適用されるライセンス料又は手数料の金額を上回る。この額は、被害者に生じた精神的損害の賠償を除外しない。

第 L615 条 7-1

侵害に関する民事責任の場合において、被害者の請求があるときは、裁判所は、侵害と認められるすべての製品並びにその作製又は製造のために主に使用された資材及び書類をすべての商業経路から回収し、これらの経路から恒久的に除去し、廃棄し、又は被害者の利益のために没収するよう命じることができる。

裁判所はまた、判決を公表するためのあらゆる適切な措置、特に、特定の条件に従って、新聞紙上又は指定されたオンライン公衆通信網上において当該判決の全部又は一部を掲示又は公表することを命じることができる。

第 1 段落及び第 2 段落にいう措置は、加害者の費用負担で命じられる。

第 L615 条 8

本節にいう侵害訴訟は、権利所有者に対し権利を行使する権限を与える最後の事実を権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年後に出訴期限になる。

第 L615 条 8-1

特許の無効を求める訴訟には、出訴期限は適用されない。

第 L615 条 9

欧州経済共同体加盟国の領域内での実施又はその目的での実質的かつ有効な準備がなされていることを証明する者は、特許権者に対し、当該実施についての説明を付して、当該実施に対する特許権者の権限による対抗可能性に関する立場を定めるよう要請することができる。

この要請を行った者は、与えられた返答に対して争う場合又は特許権者が 3 月の期間内に前記の立場を定めない場合は、特許が当該実施に対する障害となっているか否かについて判決を求めるために、特許権者に裁判所への出頭を求めることができるが、これによって、特許の無効を求める訴訟の権利又は実施が前段落にいう説明に記された条件に従って行われていない場合は、その後の侵害訴訟の権利が損われることはない。

第 L615 条 10

特許出願又は特許の対象である発明が、国防の必要のために、国又はその供給業者、下請け契約者及び補助的供給業者によってライセンスを受けることなく実施されている場合は、民事訴訟は、第 1 審裁判所に審理非公開で提起される。裁判所は、実施の停止又は中断も、第 L615 条 7 及び第 L615 条 7-1 に定める没収も命じることができない。

裁判所所長が専門家の鑑定又は第 L615 条 5 に規定する現物の差押を伴う若しくは伴わない記述を命令する場合において、任命された法務官は、研究又は製造の契約が国防機密の区分に入るときは、差押、記述及び事業に関する保管記録及び書類のあらゆる調査を差し控えなければならない。

前段落は、軍事施設で行われている研究又は調査にも適用される。

第 1 審裁判所所長は、権限を有する者からの請求があるときは、専門家の鑑定が、国防担当大臣の許可を受けた者のみにより、同大臣の代理人立会いの下で行われるよう命じることができる。

第 L615 条 4 は、特許出願であって、その対象が本条に定める条件に基づいて実施されるもの

については、当該出願が第 L612 条 9 及び第 L612 条 10 に規定された禁止の対象となる限り、適用されない。当該実施を行う者は、本条に定義する責任を自動的に負う。

第 II 節 刑事訴訟

第 L615 条 12

特許又は特許出願の所有者であると不当に主張する者は何人も、7,500 ユーロの罰金が科される。

第 L615 条 13

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L612 条 9 及び第 L612 条 10 に定める禁止の何れかに故意に違反した者は、4,500 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、5年の拘禁を加えることができる。

第 L615 条 14

(1) 第 L613 条 3 から第 L613 条 6 までに定義する特許権者の権利を意図的に侵害した者は、3年の拘禁及び300,000 ユーロの罰金を科される。違反が組織犯罪によって若しくはオンライン公衆通信網において行われた場合又は事件が人間若しくは動物の健康若しくは安全にとって有害な商品に関する場合は、罰は、7年の拘禁及び750,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

第 L615 条 14-1

第 L615 条 14 に定義された違反の反復があった場合又は違反者が侵害を受けた当事者との間に現在若しくは過去に契約関係を有していた場合は、その罰は2倍にされる。

違反した当事者は、前記の処罰に加え5年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所での選挙権及び被選挙権並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第 L615 条 14-2

第 L615 条 14 に規定する違反を犯した自然人はまた、自己の費用負担で、侵害物品及び違反行為に使用されたか又はそれを意図したあらゆるものをすべての商業経路から撤去するよう義務付けられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

裁判所はまた、有罪を宣告された者の費用負担で、刑法第 131 条 35 に規定する条件に基づいて、有罪を決定する判決の掲示又は普及を命じることができる。

第 L615 条 14-3

第 L615 条 14 に定義する違反に関して、刑法第 121 条 2 に規定する条件に基づいて刑事責任を負う法人は、同刑法第 131 条 38 に規定する罰に加え、同法第 131 条 39 に従う罰金を科される。

同法第 131 条 39(2)にいう禁止は、その遂行の際に又はその遂行中に違反行為となった行為に関するものである。

刑事責任を負うすべての法人はまた、自己の費用負担で、すべての侵害物品及び違反行為に使用されたか又は使用されることを意図していたあらゆるものを商業経路から撤去するよう命じられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

第 L615 条 15

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L614 条 18、第 L614 条 20 及び第 L614 条 21 第 1 段落に定める義務又は禁止の何れかに故意に違反した者は、6,000 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、5 年の拘禁を加えることができる。

第 L615 条 16

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L614 条 2 第 2 段落、第 L614 条 4 又は第 L614 条 5 第 1 段落に定める義務又は禁止の何れかに故意に違反した者は、6,000 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、1 年から 5 年までの拘禁を加えることができる。

第 III 節 裁判管轄及び訴訟手続

第 L615 条 17

特許に関する民事訴訟及び申請は、第 L611 条 7 に規定する場合又はこれらが不正競争関連事項にも関係する場合を含め、高等裁判所に専属的に提起され、規則によって決定される。ただし、産業財産権担当大臣の行政行為に対する上訴を除くものとし、これらは行政裁判所に属する。

前記の規定は、民法第 2059 条及び第 2060 条に基づく仲裁を求めることを妨げるものではない。

第 1 段落にいう第 1 審裁判所は、第 L614 条 13 に基づくフランス特許の全部又は一部の失効を確認する専属管轄権を有する。

第 L615 条 20

本編の規定に基づく訴訟又は抗弁を審理する裁判所は、職権によって、又は当事者の一方の要求に基づき、その裁量において参考人を指定して、準備が整い次第訴訟に加わらせ、審理に参加させることができる。参考人には、当事者又はその代理人に質疑を行う権限を与えることができる。

第 L615 条 21

当事者の一方の請求により、第 L611 条 7 の適用に関する紛争は、司法官が主宰する労使調停

委員会(使用者及び従業者)に提出することができ、同数の場合は、司法官が決定する。
産業財産権庁の中に設置される当該委員会は、事件提出後 6 月以内に調停案を作成する。当該提案は、その通知から 1 月以内に当事者の何れか一方が当該事件を非公開で審理する所轄の第 1 審裁判所に提起しないときは、当事者間の合意に代わる。当該合意は、当事者の一方が強く希望する場合は、当該当事者のみの申立に基づく第 1 審裁判所所長の命令の形で執行可能なものとするができる。

当事者は、自ら調停委員会に出席することができ、また、自ら選択する者の援助を受けること又はその者に代理を委任することができる。

委員会は、各事件について専門家を任命し、その援助を受けることができる。

本条の施行規則は、第 L611 条 7 の最終段落にいう従業者に対する特別規定を含め、関係する専門組織及び職業組合組織との協議の後、国務院布告によって定められる。

第 L615 条 22

本編の施行規則は、国務院布告によって定められる。

第 II 編 技術的知識の保護

第 I 章 営業秘密

第 L621 条 1

営業秘密の侵害に対する罰は、労働法第 L1227 条 1 において次のとおり定められている。

「第 L1227 条 1：企業の役員又は給与を支給される従業者が営業秘密を漏洩する又は漏洩を意図するという事実には、2 年の拘禁及び 30,000 ユーロの罰金が科される。」

「裁判所はまた追加の罰として、刑法第 131 条 26 に規定する 5 年以下の市民権、公民権及び家族権の禁止を命じることができる。」

第 II 章 半導体製品

第 I 節 出願

第 L622 条 1

創作者自身の知的努力の結果である半導体製品の最終的又は中間的段階の回路配置は、陳腐なものでない限り、本章に規定する保護を付与する寄託の対象とすることができる。

ただし、当該寄託は、回路配置が何れかの場所において商業的に最初に利用されてから 2 年以上経過しているとき又は利用されることがなかった場合は、それが創作されてから 15 年以上経過しているときは、寄託することができない。

本条に定める条件を満たさない寄託は、無効とする。

第 L622 条 2

本章の利益を受けるための適格者は、次のとおりとする。

(a) 創作者であって、世界貿易機関を設立する協定の締約国の国民である者若しくはこれらの国に常住するか又は実質的で有効な工業若しくは商業の事業所を有する者及びそれらの者の権原承継人

(b) 国籍、居所又は事業所についての前記の条件を満たす者であって、締約国の 1 において本章によっては保護されていない回路配置の、世界で最初の商業利用を実施しており、その利用について、権限を有する者から EU 又は欧州経済地域の全域についての排他的許可を得ている者

前段落にいう以外の者は、その者が国籍を有し又はその事業所が所在する国との相互主義の証明があることを条件として、本章の利益を受ける適格性を有する。

第 L622 条 3

寄託を行う権利は、創作者又はその権原承継人に帰属する。

寄託が創作者の又はその権原承継人の権利に違反して行われたときは、被害を受けた当事者は、それに関して所有権を主張することができる。所有権を主張する訴訟は、寄託についての公告から 3 年を経過した後は、提起することができない。

第 L622 条 4

産業財産権庁長官は、寄託が方式要件に合致することを審査した後、これを登録する。公告は、国务院布告によって定められる条件に従って行われる。

第 II 節 出願に由来する権利

第 L622 条 5

すべての第三者は、次のことを禁止される。

— 保護された回路配置を複製すること

— 当該複製品又はそれを内蔵する半導体製品を、商業的に利用すること又はこの目的で所持し、積み替え、使用し、輸出し若しくは輸入すること

この禁止は、次の事項には適用されない。

－評価、分析又は教育の目的で複製すること

－当該分析又は評価を基にして、本章に基づく保護の適格性を有する異なる回路配置を創作すること

前記の禁止は、半導体製品の公正な取得者を拘束するものではない。ただし、当該取得者は、そのように取得した製品の商業的利用の実施を意図する場合は、公正な補償をしなければならない。

前各段落に規定する禁止についての違反は、違反者が民事責任を負う侵害を構成する。

第 L622 条 6

前条に定める禁止は、寄託日から、又は最初に商業的に利用された日がそれより早い場合は当該利用の日から効力を生じる。それに続く 10 暦年目の終了まで、禁止する権利は、登録所有者によって取得される。

ただし、最初に創作された日から 15 年の期間内に使用の対象とされなかった回路配置に関する登録は、無効となる。

第 L622 条 7

次の場合の条件及び方式に関しては、第 L411 条 4、第 L411 条 5、第 L612 条 11、第 L613 条 8、第 L613 条 9、第 L613 条 19、第 L615 条 2、第 L615 条 3、第 L615 条 5、第 L615 条 5-1-1、第 L615 条 5-2、第 L615 条 7、第 L615 条 7-1、第 L615 条 8、第 L615 条 8-1、第 L615 条 10 及び第 L615 条 17 が適用される。

－産業財産権庁長官が本章にいう決定を行う場合

－回路配置の登録に由来する権利が、移転され、担保に供され又は差し押えられる場合

－本章から生じる訴訟を解決する場合

第 L622 条 8

本巻第 IV 章の 2 は、本章に適用される。

第 III 章 植物品種権

第 1 節 植物品種登録証明書の交付

第 L623 条 1

本章の適用上、「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の 1 の分類群に属する植物の集合であって、次に該当するものである。

- (1) 一定の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の発現によって定義することができるもの
- (2) 当該特性のうち少なくとも 1 の発現によってその他の植物の集合と区別することができるもの
- (3) 変化なく繁殖させることが可能であるという点で 1 の構成体とみなすことができるもの

第 L623 条 2

本章の適用上、用語「植物品種権」とは、新たに創作された品種であって、次に該当するものをいう。

- (1) 出願日においてその存在が一般に知られているその他の品種と明らかに異なるもの
- (2) 均一であり、言い換えれば、有性繁殖又は栄養繁殖の特殊性を考慮に入れて予測できる変異を受ける可能性があるが、その関連する特性において十分に同一であるもの
- (3) 安定であり、言い換えれば、連続した繁殖若しくは増殖の後に又は繁殖若しくは増殖の特定の周期がある場合は各周期の終了時に、当初の定義と同一であるもの

第 L623 条 3

第 L623 条 2 にいう条件を満たすすべての植物品種権は、対応する説明書及び保管されている標本とともに特定の名称により規定される。

第 L623 条 4

(I) あらゆる植物品種は、「植物品種登録証明書」の対象とすることができ、当該登録証明書は、その所有者に対し、保護品種の繁殖材料を生産し、再生産し、繁殖の目的で調整し、販売の申出をし、販売し若しくはその他の方法で販売促進し、輸出し、輸入し、又はそれらの目的の何れかで所有する排他権を与える。

(II) (II) (1) 及び(2)にいう製品が保護品種の繁殖材料の使用から得られた場合は、偶発的、偶然又は無許可の使用を除き、排他権は、当該製品に及ぶ。ただし、育成者が合理的にその権利を行使している場合は、この限りでない。

- (1) 植物全体及び植物の一部を含む、収穫物
- (2) 保護品種の収穫物から直接製造された製品

(III) 所有者の排他権は、次のものに及ぶ。

- (1) 第 L623 条 2 の意味での保護品種と明確に異なる品種
- (2) その生産に保護品種の反復使用を必要とする品種
- (3) 同第 L623 条 2 の意味での保護された原品種に関する本質的に由来する品種。ただし、原品種自体が本質的に由来する品種でない場合に限る。

(IV) 次のものは、「原品種」に本質的に由来する品種を構成する。

(1) 原品種又はそれ自体が原品種に主に由来する品種に主に由来するもの

(2) 第 L623 条 2 の意味での原品種と明らかに異なるもの

(3) 由来する品種を得ることから生じる差異を除き、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる本質的特性の発現において原品種と一致するもの

(V) 第 L623 条 24-1 の規定に従うことを条件として、保護品種の繁殖材料を生産し、供給し、販売し、取引し、輸入し、輸出し、積み替え、使用し及び／又はそれらの目的で所有することは、植物品種登録証明書の所有者の同意がない場合は、禁止される。

第 L623 条 4-1

(I) 所有者の権利は、次のものには及ばない。

(1) 私的にかつ非商業目的で行われる行為

(2) 実験的に行われる行為

(3) 他の品種を育成する目的で行われる行為又はこの新品种に関する第 L623 条 4(I)にいう行為。ただし、同条(III)及び(IV)が適用される場合は、この限りでない。

(II) 所有者の権利は、その者の品種若しくは当該品種に本質的に由来する品種又は当該品種と明らかに異なる品種であって、この品種の材料又は当該材料に由来する材料が所有者によって又はその同意を得て販売又は如何なる形であれ販売促進されているものに関する行為には及ばない。

ただし、当該行為が次に該当する場合は、所有者の権利は存続する。

(1) 当該品種の新たな繁殖を伴うこと

(2) 品種の繁殖を可能にする品種材料を、同植物種に属する品種に知的所有権保護を適用しない国に輸出することを伴うこと。ただし、輸出される材料自体が人間又は動物による消費を意図したものである場合は、この限りでない。

第 L623 条 5

(I) 再生産及び栄養繁殖材料又は収穫物が、フランスの領域又は欧州経済地域の領域において、育成者によって又はその同意を得て、品種を利用する目的で、12月を超えて販売又は何らかの形で第三者に移転されている場合は、当該品種は、新規とはみなされない。育成者による若しくはその同意を得た当該販売又は他人への処分が、別の領域において、品種を利用する目的で、植物品種登録証明書の取得を求める出願の日前に4年を超えて又は樹木及びつる植物の場合は当該日前に6年を超えて行われている場合は、当該品種は、新規とはみなされない。

(II) 規則の適用上、(I)に基づく意味に従う他人への処分には、公的又は公認機関への植物品種材料の処分に加え、実験又は公認博覧会における提示の目的での他人への処分は含まれない。ただし、後者の2つの場合は、材料の引渡を受けた品種を商業的に利用することの禁止を育成者が明示的に定めていることを条件とする。

第 L623 条 6

植物新品种の保護に関する国際条約の締約国の国籍を有する者及び EU 加盟国の国民であるか又はこれらの国の 1 に居所若しくは登記上の営業所を有する者は、植物品種登録証明書を

求める出願をすることができる。

植物品種登録証明書を求める出願をする者は、フランスにおける出願日に、自らが行ったかその創作者が行ったかを問わず、同品種について当該国の 1 において行った最初の出願の優先権を主張することができる。ただし、フランスにおける出願が最初の出願の日から 12 月より後でないことを条件とする。

第 L623 条 5 の意味において、第 2 段落に定義する優先権を主張する出願に係る品種の新規性は、優先権出願の出願日において決定される。

第 1 段落に規定する場合とは別に、如何なる外国人も本章によって定められる保護を享受することができる。ただし、同人が国籍又は居所若しくは営業所を有する国から、フランス国民が保護の相互主義の利益を享受していることを条件とする。

第 L623 条 7

第 L412 条 1 にいう機関が交付する登録証明書は、出願日から効力を生じる。出願拒絶の決定を下すときは、その理由を明らかにしなければならない。

第 L623 条 8

国防担当大臣は、秘密扱いの条件で、第 L412 条 1 にいう機関から登録証明書出願を知得する権限を有する。

第 L623 条 9

登録証明書出願の対象となっている新品種について、特別の許可がない限り自由に開示し又は利用することができない植物品種の一覧は、布告によって定められる。

前記許可は、第 L623 条 10 に従うことを条件として、いつでも付与することができる。当該許可は、登録証明書の出願日から 5 月の期間が満了したときは、法律上当然に付与されたものとみなされる。

第 L623 条 10

第 L623 条 9 第 1 段落に規定された禁止は、同条最終段落に規定された期間の満了前に、国防担当大臣の要求に基づき、更新可能な 1 年の期間延長することができる。延長された禁止期間は、同一の条件でいつでも解除することができる。

本条に基づいて禁止期間が延長されたときは、登録証明書出願の所有者は、自己が被った損害に見合う補償を求める権利が与えられる。円満な合意が成立しないときは、当該補償額は、裁判所によって決定される。

第 L623 条 11

登録証明書の所有者は、補償額を決定した最終判決の日から 1 年の期間が満了したときは、第 L623 条 10 に規定する補償の修正を要求することができる。

登録証明書の所有者は、被った損害が裁判所の査定額を上回っている旨の証拠を提出しなければならない。

第L623条12

登録証明書は、請求された保護の対象である品種が予備審査によって第L623条2の意味での植物新品種であることが立証された場合に限り、交付される。

ただし、第L412条1にいう機関は、植物新品種の保護に関する国際条約の別の締約国において行われた予備審査をもって足りると判断することができる。同機関は、育成者又はその承継人によって行われた審査を考慮に入れることができる。

この委員会は、外国の専門家の意見を求めることができる。

第L623条13

(I) 保護期間は、交付日から20年とする。

林木、果物又は装飾用樹木、つる植物並びに禾本科の植物及び多年生のマメ科飼料、芋類及び交配品種の生産に用いられる同株他花交配系統については、保護期間は30年とする。

(II) 本法の施行前に交付され、かつ、現在有効な植物品種権登録証明書は、本条に定める期限内で延長する。

(III) 本条の規定は、本法公布の時に法律上当然に適用される。

第L623条14

植物新品種登録証明書に関する行為であって、登録証明書の交付、所有権の移転、利用の権利の付与又は質権に関するものは、国务院布告によって定められた条件に従って適法に公告されている場合に限り、第三者に対して効力を有する。

第L623条15

登録証明書は、1961年12月2日のパリ条約のすべての締約国において混同又は曖昧さを伴うことなく識別され得る名称によって、植物新品種を指定する。

育成者は、保護を受ける植物新品種の発育性のある所蔵物を常に保有していなければならない。

新品種についての説明書を植物新品種登録証明書に添付しなければならない。

登録証明書は、その公告の日から第三者に対して効力を有する。

登録証明書に記載された名称の使用は、登録証明書の公告日から如何なる商取引にも義務付けられ、これは登録証明書の有効期間満了後においても同様とする。

当該品種に付与される名称は、1961年12月2日のパリ条約の締約国においては商品又はサービスに係る商標出願の対象とすることはできない。ただし、植物新品種登録証明書の交付を妨げることなく予防的措置としてそのような出願を行うことができるが、当該登録証明書の交付前に条約締約国における出願の効果を放棄する旨の証拠を提出することを条件とする。

前段落の規定は、同一の植物新品種について当該品種の名称に商品又はサービスに係る商標を追加することを妨げるものではない。

第L623条16

予備審査、登録証明書の交付及び登録簿に係るすべての登録又は削除に関して提供される役務については、手数料の納付を要する。

登録証明書の有効期間中は、年次手数料の納付を要する。

これらの手数料の料率は、布告によって定められる。
当該手数料による収入は、フランス国立農事研究所予算の特別項目に入金される。

第 II 節 植物品種登録証明書に付随する権利及び義務

第 L623 条 17

人間又は動物の生活にとって重要な品種は、国务院布告によって、又は公衆衛生に関連する場合は、農業大臣及び公衆衛生担当大臣の共同命令によって、職権によるライセンス制度の対象とすることができる。

第 L623 条 18

植物新品種登録証明書を職権によるライセンス制度の対象とする旨の命令の公布日後、適切な技術的及び職業的保証を提供する者は何人も、農業大臣に対しその品種を利用するライセンスの付与を申請することができる。

当該ライセンスは、非排他的とする。当該ライセンスは、特に期間及び範囲については特定の条件に基づいて、そこから生じるロイヤルティは除外した上で、農業大臣の命令によって付与される。

ライセンスは、当事者に対する命令の通知の日からその効力を生じる。

円満な解決が成立しないときは、ロイヤルティ金額は、第 L623 条 31 に従って定められた裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 19

職権によるライセンスの所有者が所定の条件に従わないときは、農業大臣は、植物新品種保護委員会の助言によって、ライセンスの失効を宣言することができる。

第 L623 条 20

国は、国防の目的で、如何なるときでも登録証明書出願又は植物品種登録証明書の対象である植物品種の利用ライセンスを職権により取得することができ、当該利用が国自体で行われるか又は代理人を通して行われるかを問われない。

職権によるライセンスは、国防担当大臣の要求に基づき、農業大臣の命令によって付与される。当該命令は、ライセンスの条件を定めるが、その実施から生じるロイヤルティに関する条件は除外する。ライセンスは、職権によるライセンスの請求の日から効力を生じる。

円満な解決が成立しないときは、ロイヤルティ金額は、第 L623 条 31 に従って定められた裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 21

職権によるライセンスに由来する権利は、譲渡又は移転をすることができない。

第 L623 条 22

国は、国防の目的では、登録証明書出願又は登録証明書の対象である植物新品種の全部又は一部を、いつでも布告をもって収用することができる。

円満な解決が成立しないときは、収用のための補償金額は、大審裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 22-1

生物工学的発明の特許権者が、先の植物品種権を侵害することなしにはこれを利用することができない場合は、植物生産権によって保護されている品種の利用に係るライセンスの付与を申請することができる。ただし、当該発明が当該植物品種に関する重要な技術の進歩であり、かつ、多大の経済的利益を伴う場合に限る。申請人は、当該植物生産権の所有者から利用のためのライセンスを取得することができないこと及び当該品種を実質的かつ真摯に利用する立場にあることを立証しなければならない。

第 L623 条 22-2

第 L623 条 22-1 に規定するライセンスの申請は、大審裁判所(高等裁判所)に提起しなければならない。

当該ライセンスは、非排他的なものとする。裁判所は、特に、ライセンスの存続期間、ライセンスの適用範囲及びライセンスに基づくロイヤルティの額を決定する。裁判所は、権利の所有者又はライセンスの所有者の請求により、これらの条件を変更することができる。

当該ライセンスに付随する権利は、それが付随している事業若しくは事業の一部又は営業権と共にしてのみ、移転することができる。

当該ライセンスが裁判所に対してなされた申請に基づいて付与されたときは、植物生産権の所有者は、保護されている発明を使用するためのクロスライセンスを公正な条件に基づいて付与される。

ライセンスの所有者が当該ライセンスの付与に係る条件を満たさない場合は、植物品種登録証明書の所有者及び必要な場合は他のライセンシーは、裁判所の判決によって当該ライセンスを撤回させることができる。

第 L623 条 22-3

公的又は私的権利を有する者は、本条及び第 L623 条 22-4 に定める条件に基づいて、強制ライセンスを取得することができる。

強制ライセンスの申請は、権利所有者の所在地の地方裁判所に対して提出される。当該申請には、次のことを証明する書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人が、登録証明書の所有者に請求した日から 1 年以内に、ライセンスを取得することができなかったこと
- (2) 当該品種を真摯かつ実質的に利用する立場にあること
- (3) ライセンスが、特に当該品種に係る農産物市場への供給の深刻な不足に関して、公益性を有すること

第 2 段落から第 5 段落までに定める条件に基づいて、既存の保護品種に本質的に由来する品種について交付された登録証明書の所有者は、自己の品種の利用に必要な許可が原品種の登録証明書の所有者から付与されなかった場合は、強制ライセンスの申請を提出することができる。

原品種を保護する登録証明書の所有者は、同一の条件に基づいて、本質的に由来する品種を保護する登録証明書のライセンスを取得することができる。強制ライセンスは、非排他的な

ものである。裁判所は、特に、ライセンスの存続期間、適用範囲及びライセンスに基づくロイヤルティの額を決定する。

裁判所は、所有者又はライセンシーの請求により、これらの条件を変更することができる。ライセンスの所有者が当該ライセンスの付与に係る条件を満たさない場合は、植物品種登録証明書の所有者及び必要な場合は他のライセンシーは、裁判所の判決によって当該ライセンスを撤回するよう命じられることがある。

第 L623 条 22-4

強制ライセンスに付随する権利は、これらが付随している会社又は会社の一部とともにする場合を除き、譲渡又は移転をすることができない。

この譲渡又は移転は、裁判所の許可を受けた場合に限る。

第 L623 条 23

植物新品種登録証明書の所有者は、次の場合はその権利を喪失する。

(1) 所有者が、植物新品種登録証明書に明示された形態学的及び生理学的特性を有する保護品種の再生産を可能にする種子の再生又は栄養繁殖の要素を、いつでも管理当局に提出することが可能でない場合

(2) 所有者が、品種の維持のために自らが行っている措置を調べる目的の検査に従うことを拒否した場合

(3) 所有者が、第 L623 条 16 第 2 段落に規定する年次手数料を所定の期間内に納付しなかった場合

当該権利喪失は、第 L412 条 1 の組織によって宣言される。(3)によって権利喪失が宣言された場合において、登録証明書の所有者は、手数料を納付しなかったことについて正当な理由を示すことができるときは、所定期間の満了後 6 月以内に、権利回復の申立をすることができる。ただし、当該申立は、第三者が取得した如何なる権利をも阻害しない。権利喪失を宣言する最終決定は、公表される。

第 L623 条 23-1

植物品種登録証明書は、次のことが証明された場合は、裁判所の判決によって無効を宣言される。

(1) 当該登録証明書がそれを受ける権限を有さない者に付与されたこと。ただし、その権限を有する者に移転された場合は、この限りでない。

(2) 当該登録証明書が交付された日において、当該品種が第 L623 条 2 にいう条件を満たしていなかったこと

第 L623 条 24

第 L613 条 8 及び第 L613 条 29 から第 L613 条 32 までの規定は、植物新品種登録証明書出願及び植物新品種登録証明書に適用される。

第 L613 条 9、第 L613 条 21 及び第 L613 条 24 についても同様に適用される。その際、産業財産権庁を植物新品種保護委員会と読み替える。

第 II 節の 2 農場の種子

第 L623 条 24-1

第 L623 条 4 に拘らず、共同体植物品種権制度を定める 1994 年 7 月 27 日の理事会規則 (EC)No. 2100/94 に掲げる種及び布告によって掲げられるその他の種については、農家は、自己の所有地において、育成者の許可なく、繁殖の目的で、保護品種を栽培することによって自らが得た収穫物を使用する権利を有する。この使用は、侵害を構成しない。

第 L623 条 24-2

1994 年 7 月 27 日の理事会規則 (EC)No. 2100/94 の意味での小規模農家を除き、農家は、当該農家を使用する品種を有する植物品種登録証明書の所有者に補償金を支払う義務を負う。

第 L623 条 24-3

植物品種登録証明書の所有者と関係農家との間の契約、植物品種登録証明書の 1 若しくは 2 以上の所有者と関係農家集団との間の契約又はフランス農事・海洋漁業法第 VI 卷第 III 編第 II 章に定める条件に従い締結された職業間協定が存在しない場合は、第 L623 条 24-1 に定義する免除を請求する条件は、第 L623 条 24-2 にいう補償金の額であって、同品種の繁殖材料のライセンス許諾された生産について徴収される額を大きく下回るものとの設定に関する条件を含め、国務院布告によって定められる。

第 L623 条 24-4

農家が自己の種子を選別するためにサービス提供者を使用する場合は、これらの選別作業は、植物品種登録証明書の対象であるすべての品種からの製品の追跡可能性を保証する条件に基づいて行わなければならない。

これらの条件を遵守しない場合は、当該種子は、取引可能な商品とみなされ、第 L623 条 25 の意味での侵害を構成するとみなされる。

第 L623 条 24-5

第 L623 条 24-1 に定義する除外が適用される条件に合致しない農家は、本節に定める規定の利益を喪失する。

第 III 節 訴訟手続

第 L623 条 25

第 L623 条 4 に定義する植物新品種登録証明書の所有者の権利を侵す行為は、その行為をなす者が責任を負わなければならない侵害を構成する。

第 L623 条 4 の規定に従うことを条件として、新品種を取得する目的で、保護された品種を出発品種として使用することは、植物新品種登録証明書の所有者の権利に対する侵害とはならない。

第 L623 条 17 及び第 L623 条 20 に基づく職権によるライセンスの所有者及び別段の規定がない限り実施の排他権の受益者は、登録証明書の所有者が要請を受けた後も第 1 段落に基づく

訴訟を提起しないときは、これを行うことができる。

登録証明書の所有者は、前段落に従いライセンスによって提起された訴訟に参加する権限を有する。

ライセンスの所有者は、自らが被った損害に対する補償を得るために、登録証明書の所有者が提起した訴訟に参加する権限を有する。

第 L623 条 26

登録証明書交付の公告の前になされた行為は、登録証明書に基づく権利を侵害したとはみなされない。ただし、責任を有すると推定される者に対し登録証明書出願の正謄本が送達された後になされた行為は、報告及び起訴の対象とすることができる。

第 L623 条 27

侵害訴訟を提起する権限を有する者は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、加害者とされた者又は当該加害者がそのサービスを使用する仲介者に対して、権限によって付与される権利の差し迫った侵害を防止すること又は侵害行為の遂行を防止することを意図したすべての措置を命じるよう管轄民事裁判所に申立をすることができる。管轄民事裁判所はまた、状況により当該措置を対審の形で行わないことが必要となる場合、特に遅滞により原告に回復不能な損害をもたらす虞がある場合は、請求により、緊急措置を命じることができる。急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、原告の権利が侵害されていること又は当該侵害が差し迫っていることを可能性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。

裁判所は、侵害行為の遂行を禁止し、当該遂行に関し、原告に支払うことになる補償を確保するための保証金を設定することを条件とすることができ、又は権限によって付与される権利を侵害していると疑われる製品の商業網への導入若しくは流通を防止するために、当該製品の差押若しくは第三者への引渡を命じることができる。原告が損害賠償の回収に支障を来す虞がある状況を証明する場合は、裁判所は、民事法に従って、侵害者とされた者の動産及び不動産について、銀行口座及びその他の資産の封鎖を含む予防的差押を命じることができる。差押の対象となる財産を決定するために、裁判所は、銀行取引、財務、会計若しくは商業書類の開示又は関連情報の利用を命じることができる。

裁判所はまた、損害の証拠が顕著に疑わしいものでない場合は、原告に仮払金を付与することができる。

急速審理の申立又は申請により、裁判所は、命じた措置に関し、侵害行為が後に根拠がないとの判決を受けた場合又は措置が取り消された場合に被告に支払うことになる補償を確保するための保証金を原告が設定することを条件とすることができる。

権利の侵害を停止させるための措置が、事件の本案に関する審理の開始前に命じられた場合は、原告は、所定の期間内に、規則によって、民事若しくは刑事訴訟による申立をし、又は公訴官に訴状を提出しなければならない。これを怠ったときは、被告の請求により、被告がその請求の正当性を証明する必要なしに、命じられた措置は取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L623 条 27-1

侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。

この目的で、侵害訴訟を提起する権限を有する者は、請求により管轄裁判所が発する命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場合は原告が選任した専門家を伴い、侵害商品及びすべての関連書類について、見本の採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い、又は物理的差押を行う権利を有する。当該命令は、侵害していると主張された商品が存在しないときは、当該商品に関する書類の物理的差押を許可することができる。

証拠の目的で、裁判所は、侵害していると主張された商品の生産又は流通に使用された資材及び書類について、詳細な調査又は物理的差押を命じることができる。

裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による保証金を条件として執行することができる。

原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L623 条 27-1-1

裁判所は、第 L623 条 27-1 に定める条件に基づいて侵害製品差押が先に命じられていない場合でも、職権によって又は侵害訴訟を提起する権限を有する者の請求により、すべての法的に認められる調査措置を命じることができる。

第 L623 条 27-2

請求があった場合は、本編に規定する民事訴訟において事件の本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、原告の権利を侵害する侵害製品の出所及び流通網を決定するために、被告、侵害製品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為に使用されたサービスを提供する者又はこれらの製品の生産、製造若しくは流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者が所有する書類又は情報の提出を命じることができる。

書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。

第 L623 条 28

損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

- (1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果
- (2) 被害者に生じた精神的損害、及び
- (3) 加害者が侵害行為から得た知的投資、物質的投資及び販売促進に係る投資を含む、加害者が得た利益

ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一時支払金による損害賠償を裁定することができる。この額は、加害者が侵害した権利の使用許可を申請していた場合に適用されるライセンス料又は手数料の金額を上回る。この額は、被害者に生じた精神的損害の賠償

を除外しない。

第 L623 条 28-1

侵害に関する民事責任の場合において、被害者の請求があるときは、裁判所は、侵害と認められるすべての製品並びにその作製又は製造のために主に使用された資材及び書類をすべての商業経路から回収し、これらの経路から恒久的に除去し、廃棄し、又は被害者の利益のために没収するよう命じることができる。

裁判所はまた、判決を公表するためのあらゆる適切な措置、特に、特定の条件に従って、新聞紙上又は指定されたオンライン公衆通信網上において当該判決の全部又は一部を掲示又は公表することを命じることができる。

第 1 段落及び第 2 段落にいう措置は、加害者の費用負担で命じられる。

第 L623 条 29

本章にいう民事訴訟は、第 L623 条 23-1 にいう訴訟を除き、権利所有者に対し権利を行使する権限を与える最後の事実を権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年後に出訴期限になる。

第 L623 条 29-1

植物品種登録証明書の無効を求める訴訟には、出訴期限は適用されない。

第 L623 条 30

登録証明書出願又は植物新品種登録証明書の対象である品種が、国防の目的のために国又はその契約者、下請け契約者及び補助的供給業者によってライセンスを受けることなく利用されているときは、事件を審理する裁判所は、利用の停止若しくは中断又は第 L623 条 28 に規定する没収を命じる権限を有さない。

事件を審理する裁判長が公式の鑑定又は現物の差押を伴う若しくは伴わない記述を命じた場合において、研究又は再生産若しくは繁殖のための契約が国防機密の区分をされているときは、指名された法務官は、差押、記述及び事業における調査を差し控えなければならない。前段落の規定は、研究又は再生産若しくは繁殖が軍事施設で行われている場合にも適用される。

事件を審理する裁判長は、権限を有する者からの請求があったときは、公式鑑定が、国防担当大臣の許可を受けた者によって、かつ、同大臣の代理人の立会の下でのみ行われるよう命じることができる。

第 L623 条 26 の規定は、その対象が本条に定める条件に基づいて利用されている植物新品種登録証明書出願に対しては、当該出願が第 L623 条 9 及び第 L623 条 10 に規定する禁止の対象になっている限り、適用されない。

当該利用を行う者は、本条にいう責任を法律上当然に負う。

第 L623 条 31

本章に基づく如何なる訴訟も、大審裁判所及び対応する控訴院の管轄権に属するが、布告、省令及び決定に対する上訴は、行政裁判所の管轄権に属する。

パリ控訴院は、植物新品種保護委員会が本章を適用して行う決定に対する上訴を直接審理する。

民事訴訟を審理する管轄権を有する大審裁判所は、布告によってこれを指定する。当該裁判所の数は10以上とし、当該裁判所がそのように割り当てられた機能を果たす管轄地域も同一の布告によって定める。

第L623条 32

第L623条4に定義する、植物品種登録証明書の所有者の権利に係る意図的な侵害は、10,000ユーロの罰金を科すことができる違反行為を構成する。被告人が、それ以前の5年間に同一の違反行為について有罪の宣告を受けている場合又は違反行為が組織犯罪集団によってなされた場合は、6月の拘禁を追加して宣告することができる。

第L623条 32-1

第L623条32に規定する違反を犯した自然人はまた、自己の費用負担で、侵害物品及び違反行為に使用されたか又はそれを意図したあらゆるものをすべての商業経路から撤去するよう義務付けられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

裁判所はまた、有罪を宣告された者の費用負担で、刑法第131条35に規定する条件に基づいて、有罪を決定する判決の掲示又は普及を命じることができる。

第L623条 32-2

第L623条32に定義する違反に関して、刑法第121条2に規定する条件に基づいて刑事責任を負う法人は、同刑法第131条38に規定する罰に加え、同法第131条39に従う罰金を科される。

同法第131条39(2)にいう禁止は、その遂行の際に又はその遂行中に違反行為となった行為に関するものである。

刑事責任を負うすべての法人はまた、自己の費用負担で、すべての侵害物品及び違反行為に使用されたか又は使用されることを意図していたあらゆるものを商業経路から撤去するよう命じられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

第L623条 33

前条に規定する罰を科すための公訴は、被害を受けた当事者からの正規の訴状に基づいてのみ、公訴官が提起する。

事件を審理する刑事裁判所は、民事裁判所が既判力を有する決定によって違反行為を確認し終えるまでは、決定を下すことができない。被告は、植物新品種登録証明書の無効又は登録証明書の所有権に関する事項について、民事裁判所に限り訴答することができる。

第 L623 条 35

第 L623 条 9 及び第 L623 条 10 に定める禁止に故意に違反した者は何人も、状況により必要な場合は、国の安全の侵害について定められた更に重い罰を損うことなく、4,500 ユーロの罰金を科される。侵害が事実上国防を害したときは、1 年から 5 年までの拘禁の判決も下される。

第 IV 節 留置命令

第 L623 条 36

EU 規則に規定する場合に加え、税関当局は、植物品種登録証明書の所有者の書面による請求があり、その者の権利を証明する書類が添付されているときは、当該所有者の検査の一部として、侵害と主張された商品を留置することができる。

原告及び権利所有者は、この留置命令について直ちに通知を受ける。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知の際に、植物品種登録証明書の所有者は、関税法第 59a 条に拘らず、商品の内容、実際又は推定の数量及び送付イメージについて通知を受ける。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

第 L623 条 40 及び第 L623 条 41 に規定する手続に従うことを条件として、留置命令は、原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、管轄民事裁判所によって決定された保全措置、裁判所に提起された民事若しくは軽罪訴訟及び侵害が後に認められなかった場合に商品の所有者に支払うことになる補償のための保証金又は公訴官に提出された訴状の何れかを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。税関当局は、原告の正当な根拠を付した請求により、本段落に規定する 10 就業日の期間を、追加の 10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

管轄民事裁判所が命じた留置命令又は保全措置に関する費用は、原告が負担する。

原告は、第 4 段落にいう訴訟手続を提起するために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び申告者又は所有者の名称及び宛先並びに当該商品のイメージに加え、その数量、原産地、出所及び目的地に関する情報を、関税法第 59a 条に拘らず、税関当局から取得することができる。

第 1 段落にいう留置命令には、次のものは含まれない。

(1) EU 加盟国において適法に製造され、又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に、EU の別の加盟国において適法に販売されるために当該国において取引されることを意図するもの

(2) EU の別の加盟国において適法に製造され、又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、当該国において当該商品が通過手続に付されており、同第 1 条に定義する規定の税関地域を通過した後に、EU 非加盟国に輸出されることを意図するもの

第 L623 条 37

植物品種登録証明書の所有者からの書面による請求が存在しないときは、EU 規則に規定する場合を除き、税関当局は、検査の範囲内で、植物品種登録証明書を侵害する虞がある商品を

留置することができる。

この留置命令は、植物品種登録証明書の所有者に直ちに通知される。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第2段落第1文にいう通知の際に、植物品種登録証明書の所有者は、関税法第59a条に拘らず、商品の内容、実際又は推定の数量及び送付イメージについて通知を受ける。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

留置命令は、税関当局が、植物品種登録証明書の所有者から、第2段落第1文にいう商品の留置の通知日から4就業日の期間内に提出された第L623条36に規定する申請を受領していない場合は、自動的に解除される。

第4段落に従って請求が受領された場合は、第L623条36第4段落にいう10就業日の期間は、税関の承認の日から開始する。

本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第L623条38

(I) 植物品種登録証明書を侵害していると疑われる商品についてのEU規則に規定する留置が、植物品種登録証明書の所有者による申請が提出又は受理される前に執行される場合は、税関職員は、関税法第59a条に拘らず、この命令の執行について当該所有者に通知することができる。税関職員はまた、商品の数量及び内容に関する情報を提供することができる。

植物品種登録証明書を侵害していると疑われる商品についてのEU規則に規定する留置命令が、植物品種登録証明書の所有者からの申請が受理された後に執行される場合は、税関職員はまた、その者の権利の侵害が存在していたか否かを決定するために必要な同規則に規定する情報を当該所有者に開示することができる。

(II) (I)にいう留置命令の執行によって生じる費用は、植物品種登録証明書の所有者が負担する。

第L623条39

第L623条36及び第L623条38(I)第2段落にいう留置期間中に、植物品種登録証明書の所有者は、その者の請求又は税関当局の請求により、留置された商品を検査することができる。税関当局は、留置された商品を検査するときに見本を採取することができる。

第L623条40

(I) 植物品種登録証明書を侵害していると疑われる商品の留置が、第L623条36にいう申請が受理された後に執行される場合は、植物品種登録証明書を侵害していると疑われる商品は、次の条件が満たされていることを条件として、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(1) 原告が留置命令の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日の期間内に、商品の侵害性を税関当局に対して書面で詳細な調査を提示して確認したこと

(2) 原告が商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日以内に、自己の責任に従い当該商品の廃棄に同意することを税関当局に対して書面で確認したこと

(3) 商品の所有者が商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日以内に、税関当局による当該商品の廃棄に同意することを書面で確認したこと

(II) 所有者が(I) (3)に定める期間内に、当該商品の廃棄に同意することを確認しておらず、また、商品の廃棄に同意しないことも税関当局に通知していない場合は、当該所有者は、当該商品の廃棄に同意したものとみなされる。

(III) 商品の所有者が所定の期間内に、商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合及び当該所有者が商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、第 L623 条 36 第 4 段落にいう措置を行うよう原告に直ちに通知する。10 日の期間は、原告の正当な根拠を付した請求により、10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。(I)に規定する条件が満たされていない場合及び原告が第 L623 条 36 第 4 段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明していない場合は、それにより、留置命令は自動的に解除される。

(IV) 第 L623 条 36 及び第 L623 条 37 の第 3 段落に規定する情報共有の一部として、税関当局は、本条に規定する手続について原告に通知する。第 L623 条 36 第 6 段落に規定する情報もまた、この措置を執行するために原告に連絡することができる。

第 L623 条 41

関税法第 59a 条に拘らず、税関当局によって送付された情報を、原告が本章に規定する以外の目的で使用した場合は、税関当局は、当該請求を取り消し、停止し、又はその更新を拒絶する。

第 L623 条 42

税関職員は、第 L623 条 36 から第 L623 条 39 までに規定する措置を決定するために、関税法によって自己に与えられる権限を適用する。

第 L623 条 43

次のことは、国務院布告によって定められる。

- (1) 第 L623 条 36 から第 L623 条 41 までに規定する措置が適用される条件
- (2) 施行中の欧州規則に規定する植物品種登録証明書を侵害する虞がある商品の廃棄の条件に加え、当該廃棄を行う前に見本が採取される条件

第 L623 条 44

本節は、本章第 2a 節に該当する農場の種子には適用されない。

第 VII 卷 商標、サービスマーク及びその他の識別性を有する標章

第 I 編 商標及びサービスマーク

第 I 章 商標の構成要素

第 L711 条 1

商品又はサービスに係る商標とは、自然人又は法人の商品又はサービスを他の自然人又は法人の商品又はサービスから識別する標章である。

この標章は、何人もその所有者に付与された保護の対象を正確かつ明瞭に決定することができるように、国内商標登録簿における表示を可能にしなければならない。

第 L711 条 2

次のものは、有効に登録を受けることができず、登録されたときは、無効を宣言される可能性がある。

- (1) 第 L711 条 1 の意味において商標となることができない標章
 - (2) 識別性を欠く商標
 - (3) 取引上、商品又はサービスの特徴、特に種類、品質、数量、用途、価格、出所、商品の製造又はサービスの提供の時期を指定するために用いる要素又は表示のみから成る商標
 - (4) 日常の言語において又は公正かつ確立された取引慣行において慣用となっている要素又は表示のみから成る商標
 - (5) 商品の性質自体から生じる商品の形状又は他の特徴であって、技術的成果を取得するために必要とされる又は商品に実質的価値を与えるもののみから成る標章
 - (6) 管轄当局の許可がないときは、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条に従って登録から除外される商標
 - (7) 公の秩序に反する商標又は法律によって使用を禁止されている商標
 - (8) 特に商品又はサービスの内容、品質又は出所に関し、公衆に誤認を生じさせる虞がある商標
 - (9) 原産地名称及び地理的表示、ぶどう酒の伝統的表現並びに伝統的特産品保証の保護を定める国内法、EU 法又はフランス若しくは EU が締約国である国際協定に従って登録から除外される商標
 - (10) 植物品種権の保護を定める本法第 VI 卷、EU 法又はフランス若しくは EU が締約国である国際協定に従って登録された先の植物品種名称から成るか又はそれをその本質的要素において複製しており、かつ、同一種又は密接に関連する種に属する植物品種を範囲とする商標
 - (11) 出願人によって悪意で出願された商標
- (2)、(3) 及び(4) について、商標の識別性は、商標の使用後に取得することができる。

第 L711 条 3

(I) 商標は、それがフランスにおいて効力を有する先の権利、特に次のものを侵害する場合は、登録を受けることができず、登録されたときは、無効を宣言される可能性がある。

- (1) 先の商標であって、
 - (a) 当該商標が先の商標と同一であり、かつ、当該商標が指定する商品又はサービスが先の商標が保護されている商品又はサービスと同一であるもの
 - (b) 当該商標が先の商標と同一又は類似であり、かつ、当該商標が指定する商品又はサービスが先の商標が保護されている商品又はサービスと同一又は類似であるもの。ただし、先の商標との連想の虞を含め、公衆に混同を生じさせる虞がある場合に限る。
 - (2) 先の登録商標又はその後の登録を条件とする商標出願であって、フランスにおいて評判を有するもの又はEU商標の場合は、EUにおいて評判を有するもの。ただし、後の商標が指定する商品又はサービスが先の商標が登録又は出願されている商品又はサービスと同一又は類似であるか否かを問わず、後の商標が先の商標と同一又は類似であり、かつ、後の商標の正当な理由を欠く使用が先の商標の世評を不当に利用し又はこれに不利益をもたらすことになる場合に限る。
 - (3) 会社の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
 - (4) 単なる地方的重要性を超える重要性を有する商号、看板又はドメイン名であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
 - (5) 第L722条1にいう登録された地理的表示又はその明細書の承認及びその後の登録を条件とする地理的表示の出願
 - (6) 著作権
 - (7) 保護された意匠又はひな形に由来する権利
 - (8) 他人の人格権、特にその姓、筆名又は肖像
 - (9) 地域共同体又は自治体間協力公共機関の名称、イメージ又は世評
 - (10) 公共団体の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (II) (I) (1)の意味での先の商標とは、次のものをいう。
- (1) フランス登録商標、EU商標又はフランスにおいて効力を有する国際登録商標
 - (2) その後の登録を条件として、(1)にいう商標登録出願
 - (3) 工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2の意味での周知商標
- 登録出願日に関する登録商標の先行は、該当する場合は、援用された優先権又は第L717条6の意味でのEU商標によって有効に主張された先順位を考慮して決定される。
- (III) 商標は、その登録が、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において保護される商標の所有者の代理人又は代表者によって、自己の名義で所有者の許可なく請求された場合は、有効に登録を受けることができず、登録されたときは、無効を宣言される可能性がある。ただし、代理人又は代表者が自己の行為を正当化する場合は、この限りでない。

第 II 章 商標権の取得

第 L712 条 1

商標の所有権は、登録によって取得される。商標権は、共有することができる。登録の効果は出願日に始まり、存続期間を 10 年とし、その期間は回数に制限なく更新することができる。

第 L712 条 2

登録出願は、本編によって定められ、かつ、国務院布告によって詳細に規定された様式及び条件に従って提出され、公告される。出願日を享受するために、登録出願には、特に、商標の表示、登録を請求する商品及びサービスの一覧並びに出願人の同定を含めなければならない。かつ、出願手数料の納付証明を添付しなければならない。

第 L712 条 2-1

地方当局又は自治体間協力公共機関は、産業財産権庁に請求して、布告によって定められた条件に基づいて、その特定の名称を含む商標の登録出願が行われた場合に通報を受けることができる。

地域議会、コルシカ地方当局及び県議会は、産業財産権庁に請求して、布告によって定められた条件に基づいて、その地理的領域内にある地方の名称を含む商標の登録出願が行われた場合に通報を受けることができる。

第 L712 条 3

登録出願の公告後 2 月以内に、何人も、第 L712 条 7(2) 及び(3)に従って、登録出願を拒絶すべき理由を説明する意見書を産業財産権庁長官に提出することができる。

また、商標の使用を規制する規約の公告後 2 月以内に、何人も、第 L715 条 4 及び第 L715 条 9 に従って、登録出願を拒絶すべき理由を説明する意見書を産業財産権庁長官に提出することができる。

第 L712 条 4

登録出願の公告から 2 月以内に、フランスにおいて効力を有する次の先の権利の何れかが侵害される場合は、登録出願に対して産業財産権庁長官に異議を申し立てることができる。

- (1) 第 L711 条 3(I) (1)に従う先の商標
- (2) 第 L711 条 3(I) (2)に従う評判を有する先の商標
- (3) 会社の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (4) 単なる地方的重要性を超える重要性を有する商号、看板又はドメイン名であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (5) 第 L722 条 1 にいう登録された地理的表示又はその明細書の承認及びその後の登録を条件として、地理的表示の申請
- (6) 地域共同体又は自治体間協力公共機関の名称、イメージ又は世評
- (7) 公共団体の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの

第 L711 条 3(III)に定める条件に基づいて、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に

において保護される商標が侵害される場合にも、異議を申し立てることができる。

第 L712 条 4-1

異議申立は、第 L712 条 4 にいう権利の 1 又は 2 以上に依拠して、これらの権利が同一の所有者に帰属することを条件として、次の者がすることができる。

- (1) 第 L712 条 4(1) 及び(2) にいう先の商標の所有者
- (2) 契約に別段の規定がない限り、第 L712 条 4(1) 及び(2) にいう先の登録商標に対する排他的実施権者
- (3) 第 L712 条 4(3) にいうその名称を理由に行為をする法人
- (4) 第 L712 条 4(4) にいうドメイン名の所有者
- (5) 第 L712 条 4(4) に従って、自己がその活動を行う際の商号又はこの活動が行われる場所を指定する看板に基づいて行為をする者
- (6) 第 L712 条 4(5) に従って行為をする者であって、関係する地理的表示に由来する権利を行使する、特に地理的表示の管理又は保護を確保する権限を有する者
- (7) 第 L712 条 4(5) (地理的表示がその名称を含む場合に限る) に従って又は同条(6) に従って、地域共同体又は自治体間協力公共機関
- (8) 公法に基づく法人であって、第 L712 条 4(7) に従って、この者又はそのサービスがその活動を行う際の名称に基づいて行為をする者
- (9) 第 L711 条 3(III) に従って、所有者の許可なくその代理人又はその代表者の名義で出願された商標の所有者

第 L712 条 5

産業財産権庁長官は、異議申立に関し、国務院布告によって定められた条件に基づいて、調査段階を含む当事者間手続の後に決定を下す。

異議申立は、この調査段階の終了日から開始する同布告によって定められた期限内に産業財産権庁長官が決定を下さない場合は、拒絶されたものとみなされる。

第 L712 条 5-1

5 年を超えて登録されている先の商標に基づく異議申立は、異議申立人が、登録出願の所有者の請求により、次のことを証明することができない場合は、拒絶される。

- (1) 第 L714 条 5 又は EU 商標の場合は、2017 年 6 月 14 日の規則(EU)2017/1001 第 18 条の条件に基づいて、異議申立の基礎となる商品又はサービスについて、争われている登録出願の出願日又は優先日前 5 年間に、先の商標の実際の使用がなされたこと、又は
- (2) 不使用の正当な理由が存在したこと

異議申立を審査する目的で、先の商標は、実際の使用が証明された商品若しくはサービス又は不使用の正当な理由が確認された商品若しくはサービスについてのみ登録されたものとみなされる。

第 L712 条 6

登録出願が、他人の権利に関する詐欺的行為として又は法律上若しくは契約上の義務に違反して行われている場合は、自己が商標の権利を有していると信じる者は、訴訟手続によって

所有権を主張することができる。

出願人の行為に悪意がある場合を除き、所有権主張訴訟の出訴期限は、登録出願の公告後 3 年とする。

第 L712 条 6-1

工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において保護される商標が、フランスにおいて、この商標の所有者の代理人又は代表者の名義で所有者の許可なく登録された場合は、所有者は、次のことを行うことができる。

- (1) その代理人又は代表者による商標の使用に異議を申し立てること
- (2) 自己の利益のために商標の移転を請求すること

前記の各規定は、代理人又は代表者が自己の行為を正当化する場合は適用されない。

代理人又は代表者の行為に悪意がある場合を除き、所有者の訴訟の出訴期限は、登録出願の公告後 5 年とする。

第 L712 条 7

産業財産権庁長官は、次の場合は、登録出願を拒絶する。

- (1) 出願が第 L712 条 2 の要件を満たしていない場合
 - (2) 商標が第 L711 条 2(1) 及び(5)から(10)までの要件を満たしていない場合
 - (3) 商標が第 L711 条 2(2), (3) 及び(4)に従って識別性を欠く場合。ただし、当該商標が出願日前にその使用後に識別性を取得していることを出願人が証明する場合は、この限りでない。
 - (4) 第 L712 条 4 に従う出願に対する異議申立が支持される場合
- 拒絶理由が出願の一部のみに関係している場合は、出願はその一部のみが拒絶される。

第 L712 条 8

出願人は、異議申立があっても、登録が国外で商標を保護するために不可欠であることを証明する場合は、商標の登録を請求することができる。

その後において異議申立が支持されたときは、登録の決定は、全部又は一部が取り消される。

第 L712 条 9

商標の登録は、標章の変更も商品又はサービスの一覧の拡大も行われていない場合は、更新することができる。更新は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従って行われ、かつ、公告される。

更新には、第 L711 条 2 に合致していることの確認も第 L715 条 4 及び第 L715 条 9 に合致していることの確認も必要とせず、また第 L712 条 4 に定める異議申立の手続も適用されない。

新規の 10 年の期間は、先行期間が満了した時から開始する。

標章を変更するとき又は指定商品若しくはサービスの一覧を拡大するときは、新規の出願を必要とする。

第 L712 条 10

出願人が第 L712 条 2 及び第 L712 条 9 にいう期限を守らなかった場合において、その懈怠が

出願人の意志によるものでも過失によるものでもないことを証明することができるときは、国務院布告によって定められた条件に従うことを前提として、出願人は、喪失した権利を回復することができる。

第 L712 条 11

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、フランス国内に営業所も居所も有していない外国人は、当該人が居所又は営業所を有する国における正式の商標出願又は商標登録の付与を立証すること及び当該国がフランスの商標に対して相互主義の保護を与えていることの 2 を条件として、本法の規定を享受することができる。

第 L712 条 12

工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条に基づく優先権は、外国において先の出願がなされている商標にも適用される。

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、優先権は、当該国がフランス商標の出願について同一の権利を承認することを条件とする。

第 L712 条 13

職業組合は、労働法第 L2134 条 1 及び第 L2134 条 2 に従って、組合の商標を登録することができる。

第 L712 条 14

本章にいう決定は、産業財産権庁長官が第 L411 条 4 及び第 L411 条 5 に従って行う。

第 III 章 登録によって付与される権利

第 L713 条 1

商標の登録は、商標の所有者に対し、所有者が指定した商品又はサービスについての当該商標の所有権を付与する。

この権利は、当該商標の出願日又は優先日前に第三者が取得した権利に拘らず行使される。

第 L713 条 2

商標所有者の許可がない限り、次のものを商品又はサービスについて業として使用することは禁止される。

(1) 当該商標と同一であり、かつ、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用される標章

(2) 当該商標と同一又は類似であり、かつ、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用される標章。ただし、当該標章と商標との連想の虞を含め、公衆に混同を生じさせる虞がある場合に限る。

第 L713 条 3

商標所有者の許可がない限り、評判を有する商標と同一又は類似であり、かつ、商標が登録されている商品又はサービスと同一の、類似の又は類似しない商品又はサービスについて使用される標章を商品又はサービスについて業として使用することは禁止される。ただし、当該標章の正当な理由を欠く当該使用が商標の識別性又は評判を不当に利用し又は害する場合に限る。

第 L713 条 3-1

特に、次の行為又は使用は、第 L713 条 2 及び第 L713 条 3 に従って禁止される。

- (1) 製品又はその包装に標章を付すこと
- (2) 標章を付した商品を提供し、販売し若しくはこれらの目的で所有すること又は標章を付したサービスを提供し若しくは供給すること
- (3) 標章を付した商品を輸入し又は輸出すること
- (4) 商号若しくは法人名として又は商号若しくは法人名の一部として標章を使用すること
- (5) 営業書類及び広告で標章を使用すること
- (6) 消費者法第 L122 条 1 から第 L122 条 7 までに違反して、比較広告で標章を使用すること
- (7) 適法に付されている商標を隠滅し又は変更すること

これらの行為及び使用は、「formula, style, system, imitation, genre, method」などの語を伴う場合でも、禁止される。

第 L713 条 3-2

第 L716 条 4-4 の規定に従うことを条件として、自由な流通に供されていない商品を業として国内領域に持ち込むことも禁止される。ただし、当該商品(その包装を含む)が第三国から来たものであり、かつ、これらの商品について登録された商標と同一の標章又はその本質的特徴において当該商標から識別することができない標章を所有者の許可なく付したものであ

る場合に限る。

第 L713 条 3-3

第 L713 条 2 から第 L713 条 3-1 までに従って、商標が付されている包装、ラベル、標識、保証若しくは認証手段又はその他の媒体を商品又はサービスについて業として使用することによって商標所有者の権利が侵害される虞がある場合は、商標所有者は、次のことを禁止することができる。

- (1) 第 1 段落にいう媒体に商標と同一又は類似の標章を付すこと
- (2) 当該媒体を提供し、販売し又はこれらの目的で所有し、輸入し又は輸出すること

第 L713 条 3-4

印刷又は電子形態での辞書、百科事典又は同種の参考図書における商標の複製が、商標が登録されている商品又はサービスを指す一般名称を表すかのような印象を与え、かつ、商標所有者の請求がある場合は、発行者は、遅滞なく、印刷物のときは遅くとも次版で、当該商標が登録商標であることを表示しなければならない。

第 L713 条 4

商標によって付与される権利は、所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該商標の下に EU 又は欧州経済地域において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権限を与えるものではない。

ただし、所有者は、その後に製品の状態が変化している又は損われている等正当な理由を示すことができる場合は、更なる販売行為に反対する権能を引き続き有する。

第 L713 条 5

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である商標の所有者の許可がないときに、次のものを商品又はサービスについて業として使用することは、侵害とはならないが、行為者の民事責任を伴う行為となる。

- (1) 商標と同一であり、かつ、商標が周知である商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用される標章
- (2) 商標と同一又は類似であり、かつ、商標が周知である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用される標章。ただし、当該標章と商標との連想の虞を含め、公衆に混同を生じさせる虞がある場合に限る。
- (3) 商標と同一又は類似であり、かつ、商標が周知である商品又はサービスと同一の、類似の又は類似しない商品又はサービスについて使用される標章。ただし、当該標章の正当な理由を欠く当該使用が商標の識別性又は著名性を不当に利用し又は害する場合に限る。

第 L713 条 6

(I) 商標は、その所有者に対し、第三者が次のものを公正な取引慣行に従って業として使用することを禁止する権限を与えるものではない。

- (1) 第三者が自然人である場合は、自己の姓又は宛先
- (2) 標章又は表示であって、識別性を欠くもの又は製品又はサービスの種類、品質、数量、

用途、価格、出所、製品の製造若しくはサービスの提供の時期又はその他の特徴に関するもの

(3) 商品又はサービスを商標所有者の商品又はサービスであると指定し又は言及するための商標。特にこの使用が付属品又は部品としての製品又はサービスの用途を表示するために必要である場合

(II) 商標は、その所有者に対し、第三者による地方的重要性を有する商号、看板又はドメイン名の業としての使用であって、商標の登録出願日前であり、かつ、それらが認識されている領域の範囲内で行われるものを禁止する権限を与えるものではない。

第 IV 章 商標権の移転及び喪失

第 L714 条 1

商標に基づく権利は、それを実施し又は実施させている者とは無関係に、その全部又は一部を移転することができる。これらの権利の移転には、一部の場合でも、地域的制限を付すことはできない。

契約上の義務に従うものを含め、事業の全部の移転は、別段の合意がなされていない限り又は事案の状況から明らかである場合を除き、商標に付随する権利の移転を伴う。

商標に付随する権利は、物権の対象とすることができる。特に、当該権利は、質権設定の対象とすることができる。

商標に付随する権利は、領域及び保護される商品又はサービスについてその全部又は一部を、排他的又は非排他的実施のライセンスの対象とすることができる。

商標によって付与される権利は、ライセンスの有効期間、登録に従って商標を使用することができる形態、ライセンスが付与された商品若しくはサービスの内容、商標を表示することができる領域又はライセンシーが製造した製品若しくは提供したサービスの品質に関して、ライセンスの制限を守らないライセンシーに対抗することができる。

商標に基づく権利は、強制執行措置の対象とすることができる。

商標に付随する権利に関する移転及び質権などの物権の設定は、書面で記録しなければならず、そうしない場合は無効とする。

本条の規定は、商標登録出願にも適用される。

第 L714 条 2

登録の出願人又は登録商標の所有者は、商標に係る指定商品又はサービスの全部又は一部について、当該出願又は当該登録の効力を放棄することができる。

第 L714 条 3

商標が第 L711 条 2、第 L711 条 3、第 L715 条 4 及び第 L715 条 9 によって定められた条件を遵守していない場合は、商標登録は、第 L411 条 4 に従って、裁判所の判決又は産業財産権庁長官の決定によって無効を宣言される。

第 L714 条 4

商標所有者の権利は、第 L714 条 5、第 L714 条 6、第 L715 条 5 及び第 L715 条 10 に従って裁判所の判決又は産業財産権庁長官の決定によって取り消される。

第 L714 条 5

商標所有者が正当な理由なく、その商標を継続して 5 年間、商標が登録された商品又はサービスに関して実際に使用していないときは、自己の権利の取消を免れない。この期間の開始日は、早くとも国務院布告によって定められる商標の登録日とする。

次のものは、第 1 段落にいう使用に該当する。

- (1) 商標所有者の同意を得て行われる使用
- (2) 団体標章又は証明標章を使用する権限を有する者によって行われる使用

- (3) 商標が使用された形態で所有者の名義で登録されているか否かを問わず、所有者又はその同意を得た者による、変更されてはいるが、識別性を変えていない形態での商標の使用
- (4) 所有者又はその同意を得た者が、専ら輸出目的の製品又はその包装に商標を付すこと

第 L714 条 6

商標の所有者は、自らの行為の結果、商標が次のものに該当するようになった場合は、自己の権利の取消を免れない。

- (a) 製品又はサービスの取引における普通の名称になった
- (b) 製品又はサービスの、特に、内容、品質又は出所について誤認を生じさせる虞があるものとなった

第 L714 条 7

商標に付随する権利の移転又は変更は、第三者に対して効力を有するためには、国内商標登録簿に登録しなければならない。

ただし、登録前の行為であっても、当該行為の日後に権利を取得したが、権利を取得するときに当該行為を知っていた当事者に対しては、効力を有する。

ライセンシー又は国内若しくは国際商標登録簿に登録されていないライセンス契約の当事者もまた、自らの損害の賠償を得るために、商標所有者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第 L714 条 8

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の追加の識別紋章の採用に関する第 3 追加議定書の紋章又は当該紋章の名称を複製又は侵害している商標の所有者は、2005 年 12 月 8 日前に権利が取得されたこと並びにその使用が、武力紛争の際に、ジュネーヴ諸条約及び該当する場合は 1977 年追加議定書の保護を付与すると考えられないことを条件として、自己の権利の使用を継続することができる。

第V章 証明標章及び団体標章

第I節 証明標章

第L715条1

証明標章とは、標章が出願されるときに証明標章として記載された標章であって、材料、製造若しくは提供の方法、品質、正確性又はその他の特徴が証明されている商品又はサービスを識別することを意図したものである。

本巻の規定は、本節の特別規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。

第L715条2

証明標章の登録は、公法に基づく法人を含め、如何なる自然人又は法人も出願することができる。ただし、当該人が、証明されているものと同一の種類の商品の供給又はサービスの提供に関する活動を行っていないことを条件とする。

証明標章の登録出願には、標章の使用を規制する規約を添付しなければならない。標章の使用を規制する規約のその後の変更は、産業財産権庁に連絡しなければならない。

本条の施行条件は、国務院布告によって定められる。

第L715条3

証明標章は、第L715条2第1段落の要件を満たす者に対してのみ、譲渡又は移転することができる。

第L715条4

第L712条7及び第L714条3にそれぞれ規定する拒絶又は無効の理由に加え、証明標章の登録は、第L715条1から第L715条3までの規定を遵守していない場合又はその使用を規制する規約が公の秩序に反する場合は、拒絶されるものとし又は標章が登録されているときは、無効を宣言される可能性がある。

証明標章の登録はまた、その内容又は意味に関し、公衆に誤認を生じさせる虞がある場合、特に証明標章と思われぬ虞がある場合は、拒絶されるものとし又は標章が登録されているときは、無効を宣言される可能性がある。

第L715条5

第L714条5及び第L714条6にいう取消の理由に加え、証明標章の所有者の権利は、次の理由により取り消される。

- (1) 所有者が第L715条2の要件を満たさなくなったこと
- (2) 所有者が標章の使用を規制する規約に適合しないことになる標章の使用を防止するために合理的な措置を行わないこと
- (3) 権限を有する者によって使用されることにより、標章が第L715条4第2段落の意味において公衆に誤認を生じさせる虞があるようになったこと
- (4) その使用を規制する規約の変更により、標章が第L715条1及び第L715条2の条件を遵守しない又は公の秩序に反するものとなったこと

第 II 節 団体標章

第 L715 条 6

団体標章とは、標章が出願されるときに団体標章として記載された標章であって、その使用を規制する規約に従ってそれを使用する権限を有する者の商品又はサービスを識別することを意図したものである。

本巻の規定は、本節の特別規定に従うことを条件として、団体標章に適用される。

第 L715 条 7

団体標章の登録は、製造業者、生産者、サービス提供者又は取引業者を代表する法人格を有する団体又はグループ及び法に基づく法人が出願することができる。

団体標章の登録出願には、標章の使用を規制する規約を添付しなければならない。標章の使用を規制する規約のその後の変更は、産業財産権庁に連絡しなければならない。

本条の施行条件は、国務院布告によって定められる。

第 L715 条 8

団体標章は、第 L715 条 7 第 1 段落の要件を満たす法人に対してのみ、譲渡又は移転することができる。

第 L715 条 9

第 L712 条 7 及び第 L714 条 3 にそれぞれ規定する拒絶又は無効の理由に加え、団体標章の登録は、第 L715 条 6 から第 L715 条 8 までの規定を遵守していない場合又はその使用を規制する規約が公の秩序に反する場合は、拒絶されるものとし又は標章が登録されているときは、無効を宣言される可能性がある。

団体標章はまた、その内容又は意味に関し、公衆に誤認を生じさせる虞がある場合、特に団体標章と思われない虞がある場合は、拒絶されるものとし又は標章が登録されているときは、無効を宣言される可能性がある。

第 L715 条 10

第 L714 条 5 及び第 L714 条 6 にいう取消の理由に加え、団体標章の所有者の権利は、次の理由により取り消される。

- (1) 所有者が標章の使用を規制する規約に適合しないことになる標章の使用を防止するために合理的な措置を行わないこと
- (2) 権限を有する者によって使用されることにより、標章が第 L715 条 9 第 2 段落の意味において公衆に誤認を生じさせる虞があるようになったこと
- (3) その使用を規制する規約の変更により、標章が第 L715 条 6 及び第 L715 条 7 の条件を遵守しない又は公の秩序に反するものとなったこと

第 VI 章 紛争

第 I 節 商標の無効及び取消に関する紛争

第 I 款 行政上の無効及び取消手続に関する共通規定

第 L716 条 1

産業財産権庁に提起される商標の無効の宣言又は取消の申請は、国務院布告によって定められた方式及び条件を遵守しなければならない。

産業財産権庁長官は、商標の無効の宣言又は取消の申請に関し、国務院布告によって定められた条件に基づいて、調査段階を含む当事者間手続の後に決定を下す。

産業財産権庁長官の決定は、民事訴訟法第 L111 条 3(6) の意味での判決の効力を有する。商標の無効の宣言又は取消の申請は、この調査段階の終了日から開始する国務院布告によって定められた期限内に産業財産権庁長官が決定を下さない場合は、拒絶されたものとみなされる。

第 L716 条 1-1

勝訴当事者の請求により、産業財産権庁長官は、敗訴当事者に対し、相手方当事者に生じた費用の全部又は一部を、産業財産権担当大臣の命令によって定められた限度まで負担させる。

第 II 款 商標の無効

第 L716 条 2

(I) 第 L711 条 2、第 L715 条 4 及び第 L715 条 9 を根拠とする商標の無効の宣言の申請は、自然人又は法人が、産業財産権庁に提起するものとする。当該申請は、利害関係人が、規則によって決定される裁判所に提起することができる。

(II) 第 L711 条 3 を根拠とする商標の無効の宣言の申請は、先の権利の所有者、特に次の者のみが、産業財産権庁及び規則によって決定される裁判所に提起するものとする。

(1) 第 L711 条 3(I) (1) 及び(2) にいう先の商標の所有者

(2) 契約に別段の定めがない限り、第 L711 条 3(I) (1) 及び(2) にいう先の登録商標についての排他的実施権者

(3) 第 L711 条 3(I) (3) にいうその名称を理由に行為をする法人

(4) 第 L711 条 3(I) (4) にいうドメイン名の所有者

(5) 第 L711 条 3(I) (4) を理由に、自己がその活動を行う際の商号又はこの活動が行われる場所を指定する看板に基づいて行為をする者

(6) 第 L711 条 3(I) (5) を理由に行為をする者であって、第 L722 条 1 にいう地理的表示に由来する権利を行使する、特に地理的表示の管理又は保護を確保する権限を有する者

(7) 地域共同体又は自治体間協力公共機関であって、第 L711 条 3(I) (9) にいう権利を理由に又は第 L722 条 1 にいう地理的表示の侵害(この表示がその名称を含む場合に限る)を理由に行為をするもの

(8) 公法に基づく法人であって、第 L711 条 3(I) (10)を理由に、この者又はそのサービスがその活動を行う際の名称に基づいて行為をする者

(9) 工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において保護される商標の所有者であって、第 L711 条 3(III)を理由に行為をする者

第 L716 条 2-1

無効の宣言の申請は、争われている商標が登録されている商品又はサービスの全部又は一部を対象とすることができる。

無効の宣言の申請は、1 又は 2 以上の理由を根拠とすることができる。当該申請は、同一の所有者に帰属することを条件として、複数の先の権利を根拠とすることができる。

第 L716 条 2-2

無効を宣言する決定は、絶対的効力を有する。

無効の理由が商標登録の一部のみに関係している場合は、商標登録はその一部のみが無効を宣言される。

第 L716 条 2-3

次のものは認められない。

(1) 無効申請の日において 5 年を超えて登録されている先の商標の所有者によって提起された無効の宣言の申請であって、先の商標の所有者が、後の商標の所有者の請求により、次のことを証明しないもの

(a) 第 L714 条 5 又は EU 商標の場合は、2017 年 6 月 14 日の規則(EU)2017/1001 第 18 条の条件に基づいて、商標が登録されており、かつ、申請の裏付けとして援用される商品又はサービスについて、無効の宣言の申請の提起日前 5 年間に、先の商標の実際の使用がなされたこと、又は

(b) その不使用の正当な理由が存在したこと

(2) 後の商標の出願日又は優先日において 5 年を超えて登録されている先の商標の所有者によって提起された無効の宣言の申請であって、先の商標の所有者が、後の商標の所有者の請求により、次のことを証明しないもの

(a) 第 L714 条 5 又は EU 商標の場合は、2017 年 6 月 14 日の規則(EU)2017/1001 第 18 条の条件に基づいて、商標が登録されており、かつ、申請の裏付けとして援用される商品又はサービスについて、後の商標の出願日又は優先日前 5 年間に、先の商標の実際の使用がなされたこと、又は

(b) その不使用の正当な理由が存在したこと

無効の宣言の申請を審査する目的で、先の商標は、実際の使用が証明された商品若しくはサービス又は不使用の正当な理由が確認された商品若しくはサービスについてのみ登録されたものとみなされる。

第 L716 条 2-4

次のものは認められない。

(1) 先の商標を根拠とする無効の宣言の申請であって、先の登録商標の所有者が、後の商標

の所有者の請求により、この後の商標の出願日又は優先日において、先の商標が識別性を取得していたことを証明せず、先の商標が第 L711 条 2(2)、(3)及び(4)を理由に無効を宣言される可能性があるもの

(2) 第 L711 条 3(I) (1) (b)を根拠とする無効の宣言の申請であって、先の登録商標の所有者が、後の商標の所有者の請求により、この後の商標の出願日又は優先日において、援用される先の商標が公衆に混同を生じさせる虞があることを正当化するとと思われる十分な識別性を取得していたことを証明しないもの

(3) 第 L711 条 3(I) (2)を根拠とする無効の宣言の申請であって、先の登録商標の所有者が、後の商標の所有者の請求により、この後の商標の出願日又は優先日において、援用される先の商標が本規定の意味において評判を取得していることを証明しないもの

第 L716 条 2-5

第 L711 条 2(2)、(3)及び(4)を理由に提起された無効の宣言の申請は、争われている商標の所有者が、この商標が無効の宣言の申請日前にその使用によって識別性を取得していたことを証明することができる場合は、拒絶される。

第 L716 条 2-6

第 L716 条 2-7 及び第 L716 条 2-8 に従うことを条件として、商標の無効を求める訴訟又は無効の宣言の申請には、出訴期限は適用されない。

第 L716 条 2-7

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である商標の所有者によって提起される無効を求める訴訟又は無効の宣言の申請の出訴期限は、登録日後 5 年とする。ただし、その登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

第 L716 条 2-8

先の権利の所有者であって、後の登録商標の使用を、この使用を知りながら連続して 5 年間黙認している者は、後の商標の使用が黙認された商品又はサービスについて、第 L711 条 3 を理由に後の商標の無効の宣言を請求する権限をもちや有さない。ただし、この商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

第 III 款 商標の取消

第 L716 条 3-1

使用の立証責任は、取消を求められる商標の所有者が負う。これは、如何なる方法によっても立証することができる。

第 II 節 侵害に関する紛争

第 L716 条 4

商標所有者の権利の侵害は、違反者に民事法上の責任を生じさせる違反行為となる。第

L713 条 2 から第 L713 条 3-3 まで及び第 L713 条 4 第 2 段落に定める禁止の不遵守は、商標に付随する権利の侵害となる。

第 L716 条 4-1

商標登録出願の公告前に行われた行為は、その商標に付随する権利を侵害するとはみなすことができない。

ただし、侵害者とされた者に登録出願の写しをもって通知した後の行為は、それを確認し、起訴することができる。訴訟が提起された裁判所は、登録が公告されるまで判決を延期する。

第 L716 条 4-2

民事上の侵害訴訟は、契約に別段の定めがない限り、商標所有者によって又は所有者の同意を得てライセンスによって提起される。ただし、実施の排他権の受益者は、正式通知の後、所有者が合理的な期間内に当該権利を行使しない場合は、侵害訴訟を提起することができる。

証明標章又は団体標章を使用する権限を有する者は、使用を規制する規約に別段の定めがない限り、所有者の同意を得た場合に限り、侵害訴訟を提起することができる。

証明標章又は団体標章の所有者は、標章を使用する権限を有する者の名義で、標章の無許可の使用によりこれらの者が被った損害の賠償を請求することができる。

ライセンス許諾契約の如何なる当事者も、この当事者が被った損害に対する救済を得るために、他の当事者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

証明標章又は団体標章を使用する権限を有する者は、この者が被った損害に対する救済を得るために、所有者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

侵害訴訟は、権利所有者に対し権利を行使する権限を与える最後の事実を権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年後に訴訟期限になる。

第 L716 条 4-3

侵害訴訟は、被告の請求により、商標所有者が次のことを証明することができない場合は、認められない。

(1) 第 L714 条 5 の条件に基づいて、商標が登録されており、かつ、申請の裏付けとして援用される商品又はサービスについて、侵害訴訟の提起日前 5 年間に、商標の実際の使用がなされたこと

(2) その不使用の正当な理由が存在したこと

第 L716 条 4-4

2013 年 6 月 12 日の規則(EU)608/2013 に従って商標所有者によって第 L713 条 3-2 を理由に提起された訴訟は、登録商標の侵害があったか否かを決定することを目的とする手続中に、登録商標の所有者が最終目的国において商品を販売することを禁止する権限を有さないことを商品の申告者又は所有者が証明する場合は、認められない。

第 L716 条 4-5

先の商標の所有者が後の商標に対して提起した侵害訴訟は、次の場合は認められない。

(1) 先の商標の所有者が、後の商標の使用を、当該使用を知らず、使用が黙認された製品又はサービスについて、連続して5年間黙認している場合。ただし、この商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

(2) 後の商標の所有者の請求により、先の商標に基づく侵害訴訟における原告が、該当するときは、第 L716 条 2-3 又は第 L716 条 2-4 に基づいて要求される証拠を提出しない場合

第 L716 条 4-6

侵害訴訟を提起する権限を有する者は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、加害者とされた者又は当該加害者がそのサービスを使用する仲介者に対して、権限によって付与される権利の差し迫った侵害を防止すること又は侵害行為の遂行を防止することを意図したすべての措置を命じるよう管轄民事裁判所に申立をすることができる。管轄民事裁判所はまた、状況により当該措置を対審の形で行わないことが必要となる場合、特に遅滞により原告に回復不能な損害をもたらす虞がある場合は、請求により、緊急措置を命じることができる。急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、原告の権利が侵害されていること又は当該侵害が差し迫っていることを可能性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。

裁判所は、侵害行為の遂行を禁止し、当該遂行に関し、原告に支払うことになる補償を確保するための証明書を提出することを条件とすることができ又は権限によって付与される権利を侵害していると疑われる製品の商業網への導入若しくは流通を防止するために、当該製品の差押若しくは第三者への引渡を命じることができる。原告が損害賠償の回収に支障を来す虞がある状況を証明する場合は、裁判所は、民事法に従って、侵害者とされた者の動産及び不動産について、銀行口座及びその他の資産の封鎖を含む予防的差押を命じることができる。差押の対象となる財産を決定するために、裁判所は、銀行取引、財務、会計若しくは商業書類の開示又は関連情報の利用を命じることができる。

裁判所はまた、損害の証拠が顕著に疑わしいものでない場合は、原告に仮払金を付与することができる。

急速審理の申立又は申請により、裁判所は、命じた措置に関し、侵害行為が後に根拠がないとの判決を受けた場合又は措置が取り消された場合に被告に支払うことになる補償を確保するための証明書を原告が提供することを条件とすることができる。

権利の侵害を停止させるための措置が、事件の本案に関する審理の開始前に命じられた場合は、原告は、規則によって決定される期間内に、民事若しくは刑事訴訟による申立をし又は公訴官に訴状を提出しなければならない。これを怠ったときは、被告の請求により、被告がその請求の正当性を証明する必要なしに、命じられた措置は取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L716 条 4-7

侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。

この目的で、法律によって侵害訴訟を提起する権限を有する者は、請求により管轄民事裁判所が出す命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場

合は原告が選任した専門家の援助を受け、侵害と主張された商品又はサービス及びそれに関する書類について、見本採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い又は実際の差押を行う権利を有する。当該命令は、侵害と主張された商品及びサービスが存在しないときは、当該商品及びサービスに関する書類の実際の差押を許可することができる。

証拠の目的で、裁判所は、侵害と主張された商品の製造若しくは流通又は侵害と主張されたサービスの提供に使用された資材及び書類について、詳細な調査又は実際の差押を命じることができる。

裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による証明書を条件として執行することができる。

原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L716 条 4-8

裁判所は、第 L716 条 4-7 に定める条件に基づいて侵害による差押が先に命じられなかった場合でも、職権によって又は侵害訴訟を提起する権限を有する者の請求により、すべての法的に認められる調査措置を命じることができる。

第 L716 条 4-9

請求があった場合は、本編に規定する民事訴訟において事件の本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、原告の権利を侵害する侵害製品の出所及び流通網を決定するために、被告、侵害商品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為に使用されたサービスを提供する者又はこれらの製品の生産、製造若しくは流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者が所有する書類又は情報の提出を命じることができる。

書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。

第 L716 条 4-10

損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

- (1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害の負の財務的結果
- (2) 被害者に生じた精神的損害、及び
- (3) 加害者が侵害から得た知的投資、物質的投資及び販売促進に係る投資を含む、加害者が得た利益

ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一括額の形で損害賠償及び利益を裁定することができる。この金額は、加害者が侵害した権利の使用許可を請求していた場合に適用されるライセンス料又は手数料の金額を上回る。この金額は、被害者に生じた精神的損害の賠償を除外しない。

第 L716 条 4-11

侵害に関する民事責任の場合において、被害者の請求があるときは、裁判所は、侵害と認められるすべての製品並びにその作製又は製造のために主に使用された資材及び書類をすべての商業経路から回収し、これらの経路から恒久的に除去し、廃棄し又は被害者の利益のために没収するよう命じることができる。

裁判所はまた、判決を公表するためのあらゆる適切な措置、特に、裁判所によって定められた条件に従って、新聞紙上又は指定されたオンライン公衆通信網上において当該判決の全部又は一部を掲示又は公表することを命じることができる。

第 1 段落及び第 2 段落にいう措置は、加害者の費用負担で命じられる。

第 III 節 裁判管轄

第 L716 条 5

(I) 次の申請は、産業財産権庁にのみ提起することができる。

(1) 第 L711 条 2, 第 L711 条 3(I) (1) から (5) まで, (9) 及び (10), 同条 (III) 並びに第 L715 条 4 及び第 L715 条 9 に掲げる理由の 1 又は 2 以上のみに基づく無効の宣言の申請

(2) 第 L714 条 5, 第 L714 条 6, 第 L715 条 5 及び第 L715 条 10 に基づく取消の申請

(II) (I) にいう以外の商標に関する他の民事訴訟及び申請は、これらが不正競争関連事項にも関係する場合を含め、規則によって決定される高等裁判所に専属的に提起される。

前段落にいう裁判所は、次の場合においても専属的管轄権を有する。

(1) (I) (1) 及び (2) にいう申請が、当該裁判所が管轄権を有するその他の申請に付帯して当事者によって主申請として又は反訴として提起される場合、特に第 L716 条 4, 第 L716 条 4-6, 第 L716 条 4-7 及び第 L716 条 4-9 を理由に提起される訴訟の場合又は不正競争に関する訴訟の場合

(2) (I) (1) 及び (2) にいう申請が、証拠目的の措置又は商標によって付与される権利の侵害を停止させることを目的として命じられた暫定若しくは保全措置の何れかが本案に関する訴訟の提起前に進行中であるときに提起される場合

(III) 本条の施行条件は、国務院布告によって定められる。

第 L716 条 6

第 L716 条 5 の規定は、民法第 2059 条及び第 2060 条に従って仲裁を求めることを妨げるものではない。

第 VI 章の 2 留置命令及び罰則

第 I 節 留置命令

第 L716 条 8

施行中の共同体規則に規定する場合に加え，税関当局は，検査の一部として，出願された商標の所有者又は排他的実施権者の書面による請求があり，その権利を証明する書類によって裏付けられているときは，請求人が侵害と主張する商品を留置することができる。

原告及び権利所有者は，この留置命令について直ちに通知を受ける。税関当局はまた，この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知の際に，権利所有者又は排他的実施権者は，関税法第 59a 条に拘らず，商品の内容，実際又は推定の数量及びイメージについて通知を受ける。この情報はまた，本条に規定する留置命令の執行の前に連絡することができる。

第 L716 条 8-4 及び第 L716 条 8-5 に規定する手続に従うことを条件として，留置命令は，原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品の場合は 3 就業日以内に，管轄民事裁判所によって決定された予防措置又は裁判所に提起された民事若しくは軽罪訴訟及び侵害が後に認められなかった場合に商品の所有者に支払うことになる補償のための保証金の設定又は公訴官に提出された訴状を税関に対して証明しない場合は，自動的に解除される。税関当局は，原告から正当な根拠を付した請求があるときは，本段落に規定する 10 日の期間を，10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は，それにより，公訴官及び商品の所有者に通知される。

管轄民事裁判所が決定した留置命令又は保全措置に関する費用は，第 L716 条 8-4 及び第 L716 条 8-5 に規定する手続に従うことを条件として，原告が負担する。

原告は，第 4 段落にいう訴訟手続を提起するために，留置された商品の送り主，輸入者及び受取人又は所有者の名称及び宛先並びにこれらの商品のイメージに加え，その数量，原産地，出所及び目的地に関する情報を，税関職員が守るべき職務上の秘密に関する関税法第 59a 条に拘らず，税関当局から取得することができる。

第 1 段落にいう留置命令は，次のものには関係しない。

—EU 加盟国において適法に製造され又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって，関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に，EU の別の加盟国の市場に出され，当該国において適法に取引されることを意図するもの

—EU の別の加盟国において適法に製造され又は合法的に自由な流通に導入される共同体籍を有する商品であって，当該国において当該商品が通過手続に付されており，関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に，EU 非加盟国に輸出されることを意図するもの

第 L716 条 8-1

登録商標の所有者又は排他的実施権者からの書面による請求が存在しないときは，施行中の共同体規則に規定する場合を除き，税関当局は，検査の枠内で，登録商標又は排他的実施権に影響を及ぼす虞がある商品を留置することができる。

この留置命令は，出願された商標の所有者又は排他的実施権者に直ちに通知される。公訴官もまた，当該命令について通知を受ける。

第2段落第1文にいう通知によって、権利所有者又は排他的実施権者は、関税法第59a条に拘らず、当該商品の内容、実際又は推定の数量及び送付イメージについて通知を受ける。この情報はまた、本条に規定する留置命令の執行の前に連絡することができる。

留置命令は、税関当局が、登録商標の所有者又は排他的実施権者から、第2段落第1文にいう商品の留置の通知日から4就業日以内に提出された第L716条8に規定する請求を受領していない場合は、自動的に解除される。

第4段落に従って請求が受領された場合は、第L716条8第4段落にいう10就業日の期間は、税関の承認の日から開始する。

本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第L716条8-2

(I) 施行中の共同体規則に規定する登録商標を侵害していると疑われる商品が、登録商標の所有者又は排他的実施権者からの措置の請求が提出又は受理される前に留置される場合は、税関職員は、関税法第59a条に拘らず、この措置の執行について当該所有者又は排他的実施権者に通知することができる。税関職員はまた、商品の数量及び内容に関する情報を提供することができる。

施行中の共同体規則に規定する商標を侵害していると疑われる模倣商品についての留置命令が、登録商標の所有者又は排他的実施権者による措置の請求が受理された後に執行される場合は、税関職員はまた、その者の権利の侵害が存在していたか否かを決定するために必要な同共同体規則に規定する情報を当該所有者又は受益者に提供することができる。

(II) 施行中の共同体規則に従う留置の執行により生じる費用は、出願された商標の所有者又はその排他的実施権者が負担する。

第L716条8-3

第L716条8及び第L716条8-2(I)第2段落にいう留置期間中に、登録商標の所有者又は排他的実施権者は、その者の請求又は税関当局の請求により、留置された商品を検査することができる。

税関当局は、留置された商品を検査するときに見本を採取することができる。登録商標の所有者又はその排他的実施権者の請求により、当該見本は、分析のみの目的で、また、将来の民事又は刑事訴訟を援助するために、請求人に返還することができる。

第L716条8-4

(I) 登録商標を侵害していると疑われる商品の留置が、第L716条8にいう請求が受理された後に執行される場合は、登録商標を侵害していると疑われる商品は、次の条件が満たされていることを条件として、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(1) 原告が商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日以内に、商品の侵害性を税関当局に対して書面で詳細な調査によって確認したこと

(2) 原告が商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日以内に、自己の責任に従い当該商品の廃棄に同意することを税関当局に対して書面で確認したこと

(3) 商品の所有者が商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就

業日以内に、税関当局による当該商品の廃棄に同意することを書面で確認したこと

(II) 商品の所有者が(I)(3)にいう期間内に、商品の廃棄に同意することを確認しない場合又は税関当局に廃棄に対する異議を通知しない場合は、当該所有者は、当該廃棄に同意したものとみなされる。

(III) 商品の所有者が所定の期限内に、商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合及び商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、原告に直ちに通知するものとし、原告は、商品の留置の通知日から10就業日又は腐敗しやすい商品については3就業日の期間内に、第L716条8第4段落にいう措置を行う。10日の期間は、原告の正当な根拠を付した請求により、10就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

(I)に規定する条件が満たされていない場合及び原告が第L716条8第4段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明していない場合は、それにより、留置命令は自動的に解除される。

(IV) 第L716条8及び第L716条8-1の第3段落に規定する情報共有方策の一部として、税関当局は、本条に規定する手続について原告に通知する。第L716条8第6段落に規定する情報もまた、この措置を執行するために原告に連絡することができる。

第L716条8-5

(I) 登録商標を侵害していると疑われる商品についての留置が、第L716条8にいう請求が受理された後に執行される場合において、原告がその請求において本条に規定する手続を求めたときは、登録商標を侵害していると疑われる商品は、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(II) 第L716条8第2段落第1文にいう通知は、留置命令の開始日から1就業日以内に行われる。当該通知には、税関当局の商品を廃棄するか否かの意思が記載され、次のことが表示される。

(1) 商品の所有者は、商品の留置の通知日から10就業日の期間内に、税関当局に意見を通知することができること

(2) 商品の留置の開始日から10就業日の期間内に、商品の所有者が商品の廃棄に同意することを税関当局に対して確認したときは、関係する商品を廃棄することができること

商品の所有者がこの期間の終了までに確認しない場合は、当該所有者は、商品の廃棄に同意したものとみなされる。

税関当局は、原告の請求により、廃棄された商品の実際又は推定の数量及び内容に関する情報を原告に提供する。

(III) 商品の申告者又は所有者が商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合又は商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、原告に直ちに通知し、商品の数量、内容及びイメージを当該原告に開示する。

(IV) 留置命令は、原告が(III)にいう提供から10就業日以内に、第L716条8第4段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。

原告は、当該措置を行うために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び所有者の名称及び宛先、その数量、原産地、出所及び目的地を、関税法第59a条に拘らず、税関当局から取得することができる。

(V) (I)にいう小口貨物の説明は、税関担当大臣の布告によって定められる。

(VI) 本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L716 条 8-6

関税法第 59a 条に拘らず、税関当局によって送付された情報を、原告が本章に規定する以外の目的で使用した場合は、税関当局は、当該請求を取り消し、停止し又はその更新を拒絶する。

第 L716 条 8-7

税関職員は、第 L716 条 8 から第 L716 条 8-3 までに規定する措置を決定するために、関税法によって自己に与えられる権限を適用する。

第 L716 条 8-8

次のことは、国務院布告によって定められる。

(1) 第 L716 条 8 から第 L716 条 8-6 までに規定する措置が適用される条件

(2) 施行中の欧州規則に従う商標を侵害していると疑われる模倣商品の廃棄の条件及び当該廃棄日の前の見本採取が行われる条件

第 II 節 罰則

第 L716 条 8-9

司法警察官は、第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 に基づく違反についての報告を受けたときは直ちに、不法に製造、輸入、貯蔵、発売、納入又は供給がされた商品並びに当該不法行為の目的で特設された資材及び設備の差押を行うことができる。

第 L716 条 9

侵害を犯している商標を付した商品を販売し、供給し、販売のために申出又は貸与する目的で次の行為を行った者は、4 年の拘禁及び 400,000 ユーロの罰金を科される。

(a) 侵害を犯している商標を付した商品を、如何なる通関制度に基づくものであれ、輸入し、輸出し、再輸出し又は積み替えること

(b) 侵害を犯している商標を付した商品を業として複製すること

(c) (a) 及び (b) に規定する行為を行うよう指図又は命令すること

本条に規定する違反行為が組織犯罪集団によって行われたときは、罰は、5 年の拘禁及び 750,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

第 L716 条 10

何人も、次の場合は、3 年の拘禁及び 300,000 ユーロの罰金を科される。

(a) 模倣商標を付した商品を正当な理由なしに所有し、輸入し又は輸出した場合

(b) 模倣商標を付した商品について販売の申出をし又は販売した場合

(c) 登録によって付与される権利及びそれに由来する禁止に違反して、商標、団体商標又は団体証明商標を複製し、模倣し、使用し、貼付し、削除し、変更した場合

社会保障法第 L161 条 38 に規定する善行規定に従って、処方支援ソフトウェアにより国際一般名として処方することが可能になる場合において、処方者がその旨を決定するときは、(c) に定める条件に規定する違反とはみなされない。

(d) 登録商標に基づいて請求されているもの以外の製品又はサービスを意図的に引き渡し又は提供した場合

公衆衛生法第 L5125 条 23 に規定する代替条項により行為をする薬剤師については、(d) に規定する条件に基づく違反とはみなされない。

違反が組織犯罪によって若しくはオンライン公衆通信網上において行われた場合又は事件が人間若しくは動物の健康若しくは安全にとって有害な商品に関する場合は、罰は、7 年の拘禁及び 750,000 ユーロの罰金に設定される。

第 L716 条 11

次の行為を行った者は、前条と同じ罰を科される。

(a) 如何なる形であれ、登録された団体証明標章を、登録に添付されている規約に定められた方法以外の方法で意図的に使用したこと

(b) 不正な方法で使用された団体証明標章が付されている製品を意図的に販売し又は販売の申出をしたこと

本条は、労働法第2部第I巻第III編第IV章に基づいてEU商標に適用される。

第 L716 条 11-1

裁判所は、第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 に規定する処罰に加え、違反行為の遂行に加担した事業所に対し 5 年以下の期間で全面的又は部分的、恒久的又は一時的な閉鎖を命じることができる。

一時的な閉鎖は、雇用契約の解除若しくは中断又は関係従業者にとって不利となる金銭的因果関係の理由としてはならない。恒久的閉鎖のために解雇が行われる場合は、解雇は、解雇予告に代わる補償及び雇用終了補償に加え、労働法第 L1235 条 2 から第 L1235 条 5 まで及び第 L1235 条 11 から第 L1235 条 13 までに規定する雇用契約違反に対する損害賠償の原因となる。これらの補償金を支払わないときは、6 月の拘禁及び 3750 ユーロの罰金が科される。

第 L716 条 11-2

法人は、第 L716 条 9 から第 L716 条 11 までに定められた違反行為について、刑法第 121 条 2 において定められた方法で刑事罰を宣告されることがある。

法人に科される罰は、次のとおりである。

(1) 刑法第 131 条 38 に定められた手続による罰金

(2) 同法第 131 条 39 にいう罰

同法第 131 条 39(2)にいう禁止は、その行使において又はその行使に伴って違反行為となった行為に係るものである。

第 L716 条 12

第 L716 条 9 から第 L716 条 11 までに定義された違反行為が反復された場合又は違反者が侵害を受けた当事者との間に現在又は過去から契約関係を有している場合は、その罰は 2 倍にさ

れる。

違反した当事者は、前記に加え、5年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所に係る選挙権及び被選挙権並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第 L716 条 13

第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 に規定する違反を犯した自然人はまた、自己の費用負担で、侵害物品及び違反行為に使用されたか又はそれを意図したあらゆるものをすべての商業経路から撤去するよう義務付けられることがある。

有罪を宣告された者の費用負担で、裁判所は、商業経路から除去されたか又は被害者のために没収されたすべての物品及び商品の廃棄又は返還を命じることができるが、損害賠償を受ける権利は損なわれない。

裁判所はまた、有罪を宣告された者の費用負担で、刑法第 131 条 35 に規定する条件に基づいて、有罪を決定する判決の掲示又は公開を命じることができる。

第 VII 章 EU 商標

第 L717 条 1

EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の規則 (EU) 2017/1001 第 9 条, 第 10 条, 第 13 条及び第 15 条に定める禁止の不遵守は, 違反者の民事責任を伴う侵害となる。

第 L717 条 2

第 716 条 4-10, 第 L716 条 4-11 及び第 L716 条 8 から第 L716 条 13 までの規定は, EU 商標の所有者の権利の侵害に適用される。

第 L717 条 4

場所管轄権及び事物管轄権を有する第 1 審裁判所及び控訴院は, 国務院布告によって決定する。これらの裁判所は, 2017 年 6 月 14 日の規則 (EU) 2017/1001 第 124 条に従って訴訟及び主張を審理する専属管轄権を有する。これには, 当該訴訟が商標に関する争点並びにその関連での意匠及びひな形又は不正競争に関する争点の双方を対象とする場合を含む。

第 L717 条 5

EU 商標の出願又は EU 商標は, 2017 年 6 月 14 日の規則 (EU) 2017/1001 第 139 条に定める場合に限り, 国内商標の出願に変更することができる。

これらの場合は, 国内商標の出願は, 第 L711 条 2, 第 L712 条 2 及び第 L712 条 4 の規定並びに該当する場合は, 第 L715 条 1 から第 L715 条 4 までの規定又は第 L715 条 6 から第 L715 条 9 までの規定を遵守しなければならない。そうでない場合は拒絶される。本段落の施行条件は, 国務院布告によって定められる。

前段落の規定は, フランスにおいて先に登録された商標の先順位が EU 商標のために主張される場合は適用されない。

第 L717 条 6

2017 年 6 月 14 日の規則 (EU) 2017/1001 第 39 条及び第 40 条に従ってフランスにおいて登録された商標又はフランスを指定する国際登録の先順位を有効に主張する EU 商標は, 第 L711 条 3(I) の意味において第三者を拘束する先順位となる。

フランスにおいて先に登録された商標が更新されていないか又は放棄されたときは, この商標の先順位が EU 商標の名目において主張されていても, この商標の無効の宣言又はその所有者の権利の取消を妨げない。

ただし, 当該取消は, 登録の放棄日又は満了日になされたものでない限り, 本条の適用において宣言することはできない。

第 L717 条 7

2017 年 6 月 14 日の規則 (EU) 2017/1001 第 110 条にいう執行命令は, 産業財産権庁によって, 費用の額を定める EU 知的所有権庁の最終決定に付加される。

第 II 編 原産地名

第 I 章 総則

第 I 節 原産地名

第 L721 条 1

原産地名の決定に関する規定は、次に転記する消費者法第 L115 条 1 に定められている。

「原産地名は、国、地方又は地域の地理的名称であつて、そこを出所とし、その品質又は特性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される。」

第 II 節 工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示

第 L721 条 2

地理的表示とは、農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品であつて、地理的区域又は特定の場所を原産地とし、かつ、この地理的原産地に本質的に帰することができる一定の品質、評判又はその他の特性を有するものを指定するために使用される地理的区域又は特定の場所の名称である。この製品の製造又は加工条件、例えば、切断、抽出又は製造は、第 L411 条 4 に従う決定によって承認された明細書を遵守する。

第 L721 条 3

第 L721 条 4 に定義する関係事業者を代表する保護管理機関は、明細書の承認又は修正を求めるすべての請求を産業財産権庁に提出しなければならない。

承認の決定は、次のことを行った後に下される。

- (1) 明細書の内容及び保護管理機関内の事業者の代表性についての検証
- (2) 規則によって定められた条件に従う公開事前調査の実行
- (3) 次の者への諮問

(a) 地方当局

(b) 関係業界団体

(c) 第 L721 条 2 に定義する地理的表示の名称が、既存の又は国立原産地・品質研究所による調査中のフランス農事・海洋漁業法によって定義された保護地理的表示又は保護原産地名との混同の虞を生じさせる場合は、国立原産地・品質研究所所長

(d) 消費者法第 IV 巻に規定する特別承認を取得している承認された消費者団体
照会から 2 月間回答がないときは、意見が好意的とみなされることを意味する。

明細書の承認又は修正を求める請求を審査するに際しては、産業財産権庁は、明細書に記載された製造又は加工作業及び区域又は場所の範囲が、地理的表示に関連する地理的区域又は特定の場所に本質的に帰することができる製品の品質、評判又はその他の特性を保証することを確認する。

承認の決定は、地理的表示の利益を享受する製品の安全及び管理を確保する機関の承認に等しい。この決定は、対応する明細書を伴い、産業財産権公報で公告される。明細書に対する

変更がある場合は、当該変更もまた、産業財産権公報で公告される。産業財産権公報の公告に関する情報は、官報での告知として利用することができる。

当該明細書の承認のために産業財産権庁に納付される手数料は、第 L721 条 4 に定義する機関が負担する。

第 L721 条 4

法人格を有する私的機関により、地理的表示を有する製品の安全及び管理を確保する。

同機関は、複数の製品を保全及び管理することができる。

地理的表示が想定される各製品について、同機関の構成及び業務規則は、関係事業者の代表性を確保しなければならない。

第 1 段落にいう機関が提供する保護管理任務は、これらが事業者の集团的権利の保全に関係しない場合は、同機関の他の職務から独立して行われる。

第 L721 条 5

請求を行う事業者は、承認された明細書を遵守することを条件として、保護管理機関の職権上の構成員である。

事業者は、地理的表示の保護管理機関の構成員であり、かつ、明細書に含まれる事業者の一覧又は第 L721 条 6(5)に従って更新され、産業財産権公報で公告された事業者の一覧に登録されている場合に限り、地理的表示を請求することができる。

本節の適用上、事業者とは、地理的表示の明細書に従う生産又は加工活動に介在する自然人又は法人をいう。

第 L721 条 6

保護管理機関は、領域、地方の伝統及び知識並びにそれらから得られた製品の、全体的な保存及び発展に貢献する。同機関が保護及び管理する地理的表示を有する各製品について、同機関は、次のことを行う。

(1) 明細書案を作成し、それを承認のために産業財産権庁に提出し、事業者による当該明細書の適用を援助する。

(2) 明細書に対する修正案を産業財産権庁に提出する。

(3) 第 L721 条 9 にいう機関が行う事業者に関するすべての検査が明細書によって定められた条件を遵守することを確保する。同機関は、これらの検査から生じるすべての結果及び適用された是正措置について産業財産権庁に通知する。

(4) 同機関の構成及び業務に関する規則において事業者が代表されることを確保する。

(5) 事業者の一覧を更新し、これらの更新を産業財産権庁に送付し、同庁は、それを産業財産権公報で公告する。

(6) 正式通知の後、明細書を遵守せず、かつ、(3)にいう是正措置を行っていない事業者を除外し、また、第 L721 条 9 にいう証明機関が証明を付与しなかったか又は停止若しくは撤回した場合は、事業者を除外する。

(7) 地理的表示の活動、製品及び知識の保全、保護及び推進並びに当該部門の統計的知識に関与する。

第 L721 条 7

明確な地理的表示の明細書には、次のことを明示する。

- (1) 地理的表示の名称
- (2) 関係する製品
- (3) 地理的区域又は限定された関連場所の定義
- (4) 特定の地理的区域又は限定された場所に本質的に帰することができる関係する製品の品質、評判、伝統的知識又はその他の特性及び製品を地理的区域又は限定された関連場所に関連付ける要素
- (5) 地理的区域又は限定された場所において行わなければならないすべての製造又は加工作業及び(4)にいう特性を保証する作業を含む、設計、生産及び加工手順の説明
- (6) 保護管理機関の識別情報、その構成、同機関が代表する当初の事業者の一覧及びその加入の金銭的条件
- (7) 検査の条件及び頻度、その実行を担当する第 L721 条 9 にいう機関の種類並びにこれらの検査の資金調達条件。当該条件には、特に、製品の管理項目及び特別のラベル表示の特徴が含まれる。
- (8) 明細書の遵守を検証するために事業者が履行しなければならない宣言又は記録保持義務
- (9) 明細書の不遵守の場合における正式通知及び事業者の除外に関する条件
- (10) 保護管理機関の資金調達計画
- (11) 特別のラベル表示の特徴
- (12) 該当する場合は、保護管理機関内の代表される事業者が行う社会的及び環境的な取組

第 L721 条 8

(I) 消費者法第 L115 条 16 及び本法第 L722 条 1 を害することなく、登録名称は、次のものに対して保護される。

- (1) 登録の対象でない製品に関する登録名称の直接的又は間接的な商業上の使用であって、当該製品が当該名称で登録されている製品と同等であるもの又は当該使用により保護名称の評判を享受することができるもの
- (2) 製品若しくはサービスの真正の原産地が表示されている場合でも又は保護名称が翻訳されているか若しくは「kind」、「type」、「method」、「manner」、「imitation」などの表現若しくは類似の表現を伴う場合でも、盗用、模倣又は参照
- (3) 製品の出所、原産地、内容又は本質的品質に関するその他の虚偽の又は誤認を生じさせる情報であって、包装又は梱包、関係する製品に関する広告又は書類に記載されているもの及びその原産地に関して虚偽の印象を与える虞がある容器に入れた製品の梱包
- (4) 製品の真正の原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞があるその他の行為。地理的表示が一般的とみなされる製品の名称を含む場合は、当該一般名称の使用は、(I) (1) 又は(2) に反するものとはみなされない。

(II) 本節に規定する条件に基づいて明細書が承認された地理的表示は、一般名称とみなすことはできず、公有に属することはできない。

第 L721 条 9

事業者による明細書の遵守は、適合性評価機関によって監督され、適合性評価機関は、経済

近代化のための 2008 年 8 月 4 日法律 No. 2008-776 第 137 条にいう国内当局によって又は欧州認定協力機構の加盟国であり、かつ、この管理の範囲を対象とする多角的相互承認に署名している EU の別の加盟国の国内認定機関によって認定された検査機関又は証明機関とすることができる。検査機関は、管理業務を行い、その報告書を保護管理機関に送付し、保護管理機関は、懈怠に対する制裁措置を決定する。

証明機関は、証明を付与、維持又は延長するか否か及び懈怠に対する制裁措置を決定する。保護管理機関は、事業者に対し、自己の費用負担で、第 1 段落による認定検査機関を利用して、事業者が第 L721 条 6(3)にいう是正措置を適用したことを検証するための追加の検査を行うよう請求することができる。産業財産権庁は、明細書に従う事業者に関するすべての検査が適合性評価機関によって実施されていること並びに明細書に従う是正措置、正式通知及び事業者の除外が行われていることを検証する。保護管理機関の正式通知の後、同庁は、これらの検査が行われない場合又は是正措置が所定の期限内に行われていない場合は、明細書の承認を撤回することができる。承認を撤回する旨の決定は、産業財産権公報で公告される。産業財産権公報の公告に関する情報は、官報での告知として利用することができる。

第 L721 条 10

本条適用に関する条件は、国务院布告によって定められる。

第 II 章 紛争

第 I 節 民事訴訟

第 L722 条 1

EU 法又は国内法によって地理的表示に付与された保護に違反する地理的表示の侵害は、その加害者に責任を生じさせる侵害を構成する。

本章の適用上、「地理的表示」とは、次のものをいう。

- (a) 消費者法第 L115 条 1 に定義する原産地名称
- (b) 第 L721 条 2 に定義する地理的表示
- (c) EU 法に基づいて保護される原産地名称及び地理的表示

その提示が地理的表示を侵害するか又は侵害する虞がある商品を生産し、提供し、販売し、取引し、輸入し、輸出し、積み替え、使用し又はそれらの目的で所有することは、禁止される。

第 L722 条 2

侵害に関する民事訴訟は、関係する地理的表示を使用する権限を有する者又は法律により地理的表示を保全する責務が割り当てられている機関によって行われる。

第 1 段落にいう者は、他の当事者が提起した侵害訴訟に参加する権限を有する。

第 L722 条 3

侵害訴訟を提起する権限を有する者は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、加害者とされた者又は当該加害者がそのサービスを使用する仲介者に対して、権限によって付与される権利の差し迫った侵害を防止すること又は侵害行為の遂行を防止することを意図したあらゆる措置を命じるよう管轄民事裁判所に申立をすることができる。管轄民事裁判所はまた、状況により当該措置を対審の形で行わないことが必要となる場合、特に遅滞により原告に回復不能な損害をもたらす虞がある場合は、請求により、緊急措置を命じることができる。急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、地理的表示が影響を受けていること又は当該侵害が差し迫っていることを蓋然性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。

裁判所は、侵害行為の遂行を禁止し、当該遂行に関し、原告に支払うことになる補償を確保するための保証金を設定することを条件とすることができ又は権限によって付与される権利を侵害していると疑われる製品の商業網への導入若しくは流通を防止するために、当該製品の差押若しくは第三者への引渡を命じることができる。原告が損害賠償の回収に支障を来す虞がある状況を証明する場合は、裁判所は、民事法に従って、侵害者とされた者の動産及び不動産について、銀行口座及びその他の資産の封鎖を含む予防的差押を命じることができる。差押の対象となる財産を決定するために、裁判所は、銀行取引、財務、会計若しくは商業書類の開示又は関連情報の利用を命じることができる。

裁判所はまた、損害の証拠が顕著に疑わしいものでない場合は、原告に仮払金を付与することができる。

急速審理の申立又は申請により、裁判所は、命じた措置に関し、侵害行為が後に根拠がない

との判決を受けた場合又は措置が取り消された場合に被告に支払うことになる補償を確保するための保証金を原告が設定することを条件とすることができる。

侵害を停止させるために行われる措置が、本案に関する審理の開始前に命じられた場合は、原告は、規則によって定められた所定の期限内に、民事若しくは刑事訴訟の申立をし又は公訴官に訴状を提出しなければならない。これを怠ったときは、被告の請求により、被告がその請求の正当性を証明する必要なしに、命じられた措置は取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L722 条 4

侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。

この目的で、侵害訴訟を提起する権限を有する者は、申請により管轄裁判所が発する命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場合は原告が選任した専門家の援助を受け、侵害と主張された物品及びそれに関する書類について、見本の採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い又は実際の差押を行う権利を有する。当該命令は、侵害していると主張された商品が存在しないときは、当該商品に関する書類の物理的差押を許可することができる。

証拠の目的で、裁判所は、侵害していると主張された商品の生産又は流通に使用された資材及び書類について、詳細な調査又は物理的差押を命じることができる。

裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による保証金を条件として執行することができる。

原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。

第 L722 条 4-1

裁判所は、第 L722 条 4 に定める条件に基づいて侵害製品差押が先に命じられていない場合でも、職権によって又は侵害訴訟を提起する権限を有する者の請求により、すべての法的に認められる調査措置を命じることができる。

第 L722 条 5

請求があった場合は、本章に規定する民事訴訟において本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、被告、侵害製品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為において使用されたサービスを提供する者又は当該製品の生産、製造、流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者に対し、書類又は情報を提出するよう命じることができる。

書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。

第 L722 条 6

損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

- (1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果
- (2) 被害者に生じた精神的損害、及び
- (3) 加害者が侵害行為から得た知的投資、物質的投資及び販売促進に係る投資を含む、加害者が得た利益

ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一時支払金による損害賠償を裁定することができる。この額は、被害者に生じた精神的損害の賠償を除外しない。

第 L722 条 7

侵害に関する民事責任の場合において、被害者の請求があるときは、裁判所は、侵害と認められる製品並びにその作製又は製造のために主に使用された資材及び書類を商業経路から回収し、これらの経路から恒久的に除去し、廃棄し又は被害者の利益のために没収するよう命じることができる。

裁判所はまた、判決を公表するためのあらゆる適切な措置、特に、特定の条件に従って、新聞紙上又は指定されたオンライン公衆通信網上において当該判決の全部又は一部を掲示又は公表することを命じることができる。

第 1 段落及び第 2 段落にいう措置は、侵害の加害者の費用負担で命じられる。

第 L722 条 8

地理的表示に関係する民事訴訟及びすべての請求は、これらが不正競争の争点に関する場合を含め、規則によって決定される裁判所において専属的に審理される。

前記の規定は、民法第 2059 条及び第 2060 条に基づく仲裁を求めることを妨げるものではない。

第 II 節 留置命令

第 L722 条 9

EU 規則に規定する場合に加え、税関当局は、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示の保護機関の書面による請求があり、その者の権利を証明する書類が添付されているときは、請求人が侵害と主張するすべての商品を、検査の過程で差し押さえることができる。原告及び権利所有者は、この留置命令について直ちに通知を受ける。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知の際に、商品の内容、実際又は推定の数量及びイメージが、関税法第 59a 条に拘らず、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関に連絡される。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

第 L722 条 13 及び第 L722 条 14 に規定する手続に従うことを条件として、留置命令は、原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、管轄民事裁判所によって決定された保全措置、裁判所に提起された民事若しくは軽罪訴訟及び侵害が後に認められなかった場合に商品の所有者に支払うことになる補償のための保証金又は公訴官に提出された訴状の何れかを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。税関当局は、原告の正当な根拠を付した請求により、本段落に規定する 10 就業日の期間

を、追加の 10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

管轄民事裁判所が命じた留置命令又は保全措置に関する費用は、原告が負担する。

原告は、第 4 段落にいう訴訟手続を提起するために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び申告者又は所有者の名称及び宛先並びに当該商品のイメージに加え、その数量、原産地、出所及び目的地に関する情報を、関税法第 59a 条に拘らず、税関当局から取得することができる。

第 1 段落にいう留置には、次のものは含まれない。

(1) EU 加盟国において適法に製造され又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、関税法第 1 条に定義する税関地域を通過した後に、EU の別の加盟国において適法に販売されるために当該国において取引されることを意図するもの

(2) EU の別の加盟国において適法に製造され又は自由な流通に供される共同体籍を有する商品であって、当該国において当該商品が通過手続に付されており、同第 1 条に定義する規定の税関地域を通過した後に、EU 非加盟国に輸出されることを意図するもの

第 L722 条 10

地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関からの書面による請求が存在しないときは、EU 規則に規定する場合を除き、税関当局は、検査の一部として、地理的表示を侵害する虞がある商品を差し押さえることができる。

この留置は、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関に直ちに通知される。税関当局はまた、この命令について公訴官に通知する。

第 2 段落第 1 文にいう通知の際に、商品の内容、実際又は推定の数量及びイメージが、関税法第 59a 条に拘らず、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関に送付される。当該情報はまた、本条に定める命令が施行される前に提供することができる。

留置命令は、税関当局が、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関から、第 2 段落第 1 文にいう商品の留置の通知日から 4 就業日以内に提出された第 L722 条 9 に規定する請求を受領しない場合は、自動的に解除される。

第 4 段落に従って請求が受領された場合は、第 L722 条 9 第 4 段落にいう 10 就業日の期間は、税関の承認の日から開始する。

本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L722 条 11

(I) 地理的表示を侵害していると疑われる商品についての EU 規則に規定する留置が、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関による請求が提出又は受理される前に執行される場合は、税関職員は、関税法第 59a 条に拘らず、この命令の執行について当該人又は機関に通知することができる。税関職員はまた、商品の数量及び内容に関する情報を提供することができる。

地理的表示を侵害していると疑われる商品についての EU 規則に規定する留置命令が、地理的表示を使用する権限を有する者又はその保護機関による請求が受理された後に執行される場合は、税関職員はまた、権利の侵害が存在していたか否かを決定するために必要な同規則に

規定する要素を当該人又は機関に送付することができる。

(II) (I)にいう留置命令の執行により生じる費用は、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示の保護機関が負担する。

第 L722 条 12

第 L722 条 9 及び第 L722 条 11(I)第 2 段落にいう留置期間中に、地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関は、それらの者の請求により又は税関当局の請求により、留置された商品を検査することができる。

税関当局は、留置された商品を検査するときに見本を採取することができる。地理的表示を使用する権限を有する者又は地理的表示を担当する保護機関の請求により、これらの見本は、分析のみの目的で、また、民事又は刑事訴訟を援助するために、請求人に引き渡すことができる。

第 L722 条 13

(I) 地理的表示を侵害していると疑われる商品の留置が、第 L722 条 9 にいう請求が受理された後に執行される場合は、地理的表示を侵害していると疑われる商品は、次の条件が満たされていることを条件として、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(1) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、商品の侵害性を税関当局に対して書面で詳細な調査によって確認したこと

(2) 原告が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、自己の責任に従い当該商品の廃棄に同意することを税関当局に対して書面で確認したこと

(3) 商品の所有者が商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、税関当局による当該商品の廃棄に同意することを書面で確認したこと

(II) 商品の所有者が (I) (3) にいう期間内に、商品の廃棄に同意することを確認しない場合又は税関当局に廃棄に対する異議を通知しない場合は、当該所有者は、この廃棄に同意したものとみなされる。

(III) 商品の所有者が所定の期間内に、商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合及び当該所有者が商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、商品の留置の通知日から 10 就業日又は腐敗しやすい商品については 3 就業日以内に、第 L722 条 9 第 4 段落にいう措置を行うよう原告に直ちに通知する。10 日の期間は、原告の正当な根拠を付した請求により、10 就業日を限度として延長することができる。期限を延長する場合は、それにより、公訴官及び商品の所有者に通知される。

(I) に規定する条件が満たされていない場合及び原告が第 L722 条 9 第 4 段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明していない場合は、それにより、留置命令は自動的に解除される。

(IV) 第 L722 条 9 及び第 L722 条 10 の第 3 段落に規定する情報共有の一部として、税関当局は、本条に規定する手続について原告に通知する。第 L722 条 9 第 6 段落に規定する情報もまた、この措置を執行するために原告に連絡することができる。

第 L722 条 14

(I) 地理的表示を侵害していると疑われる商品の留置が、第 L722 条 9 にいう請求が受理された後に執行される場合において、原告がその請求において本条に規定する手続を使用することを求めたときは、地理的表示を侵害していると疑われる小口貨物として輸送された商品は、税関職員の監督の下で廃棄することができる。

(II) 第 L722 条 9 第 2 段落第 1 文にいう通知は、商品の留置の開始日から 1 就業日以内に行われる。当該通知には、税関当局の商品を廃棄するか否かの意思が記載され、次のことが表示される。

(1) 商品の所有者は、商品の留置の通知日から 10 就業日の期間内に、税関当局に意見を通知することができること

(2) 商品の留置の開始日から 10 就業日の期間内に、商品の所有者が商品の廃棄に同意することを税関当局に対して確認したときは、関係する商品を廃棄することができること
商品の所有者がこの期間の終了までに確認しない場合は、当該所有者は、商品の廃棄に同意したものとみなされる。

税関当局は、原告の請求により、廃棄された商品の実際又は推定の数量及び内容に関する情報を原告に提供する。

(III) 商品の所有者が商品の廃棄に同意することを書面で確認していない場合又は商品の廃棄に同意したものとみなされない場合は、税関当局は、イメージを含む商品の数量及び内容について原告に直ちに通知する。

(IV) 留置命令は、原告が (III) にいう提供から 10 就業日以内に、第 L722 条 9 第 4 段落にいう措置を行ったことを税関当局に対して証明しない場合は、自動的に解除される。

原告は、当該措置を行うために、留置された商品の送り主、輸入者、受取人及び所有者の名称及び宛先、その数量、原産地、出所及び目的地を、関税法第 59a 条に拘らず、税関当局から取得することができる。

(V) (I) にいう小口貨物の説明は、税関担当大臣の布告によって定められる。

(VI) 本条は、腐敗しやすい商品には適用されない。

第 L722 条 15

関税法第 59a 条に拘らず、税関当局によって提供された情報を、原告が本章に規定する以外の目的で使用した場合は、税関当局は、当該請求を取り消し、停止し又はその更新を拒絶する。

第 L722 条 16

税関職員は、第 L722 条 9 から第 L722 条 12 までに規定する措置を決定するために、関税法によって自己に与えられる権限を適用する。

第 L722 条 17

次のことは、国务院布告によって定められる。

(1) 第 L722 条 9 から第 L722 条 15 までに規定する措置が適用される条件

(2) 施行中の欧州規則に従う地理的表示に影響を及ぼす虞がある商品の廃棄が行われる条件であって、当該廃棄の前の見本採取条件を含むもの

第 III 編 公共部門に関する表示

第 I 章

第 L731 条 1

本章は、建築及び家庭用設備部門における故障、修理及び保守サービスに関するあらゆる媒体の広告及び商行為に適用される。関係するサービスは、消費者問題担当大臣の布告によって掲げられる。

第 L731 条 2

本章にいう広告及び書類における公共部門に関する図案、連絡先の詳細、言及又はその他の識別性を有する標章の使用はすべて、関係部署の事前許可を条件とする。

第 1 段落に規定する許可は、次のとおりとする。

- (1) 公表媒体の写しの事前提出なしに発行することはできない。
- (2) 1 年より長い期間有効とすることはできず、同一の種類で更新できる可能性がある。
- (3) 公衆の一般的利益に資する。

許可を発行した部署は、前記条件の何れかが満たされなくなった場合は、いつでも当該許可を撤回することができる。撤回の決定は、その通知から 10 日後に効力を生じる。

第 L731 条 3

第 L731 条 2 についての違反には、100,000 ユーロを超えない額の過料が科される。競争及び消費を担当する行政当局は、消費者法第 V 卷第 II 編第 II 章に規定する条件に基づいて、過料を宣告する。

第 L731 条 4

消費者法第 L511 条 3 及び第 L511 条 21 にいう職員は、同法第 L511 条 6 に規定する条件に基づいて、本章に定める義務についてのすべての違反を調査し、記録する。

第 III 部 海外領域に関する規定

第 VIII 卷 ウォリス・フツナ諸島，フランス領南方・南極地域，ニューカレドニア，マヨット，サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロンにおける適用

第 I 編

第 I 章

第 L811 条 1

本法の規定は，ニューカレドニアで適用される。ただし，第 L335 条 4 第 4 段落及び第 L133 条 1 から第 L133 条 4 まで，第 L421 条 1 から第 L423 条 2 までを除く。

第 L133 条 1 から第 L133 条 4 まで，第 L421 条 1 から第 L423 条 2 まで及び第 L335 条 4 第 4 段落は，フランス領南方・南極地域には適用されない。

第 L336 条 2 は，2019 年 7 月 17 日命令 No. 2019-738 から生じる版において適用される。

第 L811 条 1-1

本章の規定に従うことを条件として，本法の次の規定は，ウォリス・フツナ諸島で適用される。

(1) 第 L335 条 4 第 4 段落，第 L133 条 1 及び第 L133 条 4 を除く，第 I 卷から第 III 卷までの規定

(2) 下表右欄に記載された版において，同表左欄に掲げる第 IV 卷の規定

適用規定	対応規定
第 L411 条 1	規則 No. 2020-116 : 2020 年 2 月 12 日
第 L411 条 2 及び第 L411 条 3	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L411 条 4 及び第 L411 条 5	規則 No. 2020-116 : 2020 年 2 月 12 日
第 L412 条 1	法 No. 2011-1843 : 2011 年 12 月 8 日

(3) 第 V 卷の規定

第 L515 条 2，第 L521 条 3 及び第 L521 条 3-2 は，企業の成長・変革に関する 2019 年 5 月 22 日法律 No. 2019-486 から生じる版において適用される。

(4) 次の条件に基づいて，第 VI 卷の規定

(a) 下表右欄に記載された文言において，同表左欄に掲げる第 I 編の規定

適用規定	対応規定
第 L611 条 1	法 No. 2008-518 : 2008 年 6 月 3 日
第 L611 条 2	規則 No. 2020-116 : 2020 年 2 月 12 日
第 L611 条 3 - 第 L611 条 6	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L611 条 7	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日

第 L611 条 8	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L611 条 9	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L611 条 10 及び第 L611 条 11	法 No. 2008-776 : 2008 年 8 月 4 日
第 L611 条 12	法 No. 96-1106 : 1996 年 12 月 18 日
第 L611 条 13 - 第 L611 条 15	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L611 条 16	法 No. 2008-776 : 2008 年 8 月 4 日
第 L611 条 17 及び第 L611 条 18	法 No. 2004-800 : 2004 年 8 月 6 日
第 L611 条 19	法 No. 2016-1087 : 2016 年 8 月 8 日
第 L612 条 1	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L612 条 2	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L612 条 3 及び第 L612 条 4	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L612 条 5	法 No. 2004-1338 : 2004 年 12 月 8 日
第 L612 条 6	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L612 条 7	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L612 条 8 及び第 L612 条 9	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L612 条 10	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L612 条 11	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L612 条 12	法 No. 2019-486 : 2019 年 5 月 22 日
第 L612 条 13	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L612 条 14 及び第 L612 条 15	法 No. 2019-486 : 2019 年 5 月 22 日
第 L612 条 16	規則 No. 2020-116 : 2020 年 2 月 12 日
第 L612 条 16-1 及び第 L612 条 17	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L612 条 18	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L612 条 19	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L612 条 20	法 No. 2005-842 : 2005 年 7 月 26 日
第 L612 条 21 - 第 L612 条 23	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 1	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 2	法 No. 2008-776 : 2008 年 8 月 4 日
第 L613 条 2-1	法 No. 2004-800 : 2004 年 8 月 6 日
第 L613 条 2-2	法 No. 2014-770 : 2014 年 10 月 13 日
第 L613 条 2-3	法 No. 2016-1087 : 2016 年 8 月 8 日
第 L613 条 2-4	法 No. 2004-1338 : 2004 年 12 月 8 日
第 L613 条 3	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L613 条 4	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 5	法 No. 2011-2012 : 2011 年 12 月 29 日
第 L613 条 5-1 - 第 L613 条 5-3	法 No. 2004-1338 : 2004 年 12 月 8 日
第 L613 条 6	法 No. 93-1420 : 1993 年 12 月 31 日
第 L613 条 7	法 No. 96-1106 : 1996 年 12 月 18 日
第 L613 条 8	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日

第 L613 条 9	法 No. 2008-776 : 2008 年 8 月 4 日
第 L613 条 11 及び第 L613 条 13	法 No. 96-1106 : 1996 年 12 月 18 日
第 L613 条 14	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 15	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L613 条 16	法 No. 2004-1338 : 2004 年 12 月 8 日
第 L613 条 17	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L613 条 17-1 及び第 L613 条 17-2	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L613 条 18 及び第 L613 条 19	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L613 条 19-1	法 No. 96-1106 : 1996 年 12 月 18 日
第 L613 条 20	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L613 条 21	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 22	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L613 条 23 - 第 L613 条 25	規則 No. 2020-116 : 2020 年 2 月 12 日
第 L613 条 26	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 27	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L613 条 28	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L613 条 29	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L613 条 30 - 第 L613 条 32	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 1 - 第 L614 条 6	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 7	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L614 条 8 及び第 L614 条 9	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 10	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L614 条 11 及び第 L614 条 13	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 14 及び第 L614 条 15	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L614 条 16 - 第 L614 条 20	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 21	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L614 条 22 - 第 L614 条 31	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L614 条 32 - 第 L614 条 39	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 1 及び第 L615 条 2	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L615 条 3	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 4	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L615 条 5	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 5-1	法 No. 2018-670 : 2018 年 7 月 30 日
第 L615 条 5-1-1 及び第 L615 条 5-2	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 6	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L615 条 7	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 7-1	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L615 条 8 及び第 L615 条 8-1	法 No. 2019-486 : 2019 年 5 月 22 日
第 L615 条 10	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日

第 L615 条 12	法 No. 2009-526 : 2009 年 5 月 12 日
第 L615 条 13	規則 No. 2000-916 : 2000 年 9 月 19 日
第 L615 条 14	法 No. 2016-731 : 2016 年 6 月 3 日
第 L615 条 14-1	法 No. 2010-853 : 2010 年 7 月 23 日
第 L615 条 14-2	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L615 条 14-3	法 No. 2009-526 : 2009 年 5 月 12 日
第 L615 条 15 及び第 L615 条 16	規則 No. 2000-916 : 2000 年 9 月 19 日
第 L615 条 17	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L615 条 20	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L615 条 21	規則 No. 2019-964 : 2019 年 9 月 18 日
第 L615 条 22	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日

(b) 第 II 編

第 L622 条 7, 第 L623 条 29 及び第 L623 条 29-1 は, 企業の成長・変革に関する 2019 年 5 月 22 日法律 No. 2019-486 から生じる版において適用される。

第 L623 条 15 は, 商品及びサービスに係る商標に関する 2019 年 11 月 13 日命令 No. 2019-1169 から生じる版において適用される。

(5) 次の条件に基づいて, 第 VII 巻の規定

(a) 下表右欄に記載された文言において, 同表左欄に掲げる第 I 編の規定

適用規定	対応規定
第 L711 条 1 - 第 L711 条 3	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L712 条 1	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L712 条 2	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L712 条 2-1	法 No. 2014-344 : 2014 年 3 月 17 日
第 L712 条 3 - 第 L712 条 5-1	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L712 条 6	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L712 条 6-1 及び第 L712 条 7	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L712 条 8	法 No. 92-597 : 1992 年 7 月 1 日
第 L712 条 9	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L712 条 10	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L712 条 11 及び第 L712 条 12	法 No. 96-1106 : 1996 年 12 月 18 日
第 L712 条 13 及び第 L712 条 14	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L713 条 1 - 第 L713 条 3-1	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L713 条 3-3 - 第 L713 条 6	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L714 条 1 - 第 L714 条 7	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L714 条 8	規則 No. 2008-1301 : 2008 年 12 月 11 日
第 L715 条 1 - 第 L715 条 10	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L716 条 1 - 第 L716 条 4-3	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L716 条 4-5 - 第 L716 条 6	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日

第 L716 条 8 – 第 L716 条 8-3	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L716 条 8-4 – 第 L716 条 8-9	法 No. 2014-315 : 2014 年 3 月 11 日
第 L716 条 9 – 第 L716 条 11-1	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日
第 L716 条 11-2	法 No. 2009-526 : 2009 年 5 月 12 日
第 L716 条 12	法 No. 94-102 : 1994 年 2 月 5 日
第 L716 条 13	法 No. 2007-1544 : 2007 年 10 月 29 日
第 L717 条 1 – 第 L717 条 7	規則 No. 2019-1169 : 2019 年 11 月 13 日

2017 年 6 月 14 日の規則(EU)2017/1001 に従ってフランス本土で適用される規則は、ウォリス・フツナ諸島で適用される。ただし、同規則第 9 条(4)及び第 15 条を除く。

ウォリス・フツナ諸島における適用に当たっては、第 L713 条 4 及び第 L717 条 1 は次の文言に読み替える。

「第 L713 条 4 :

商標によって付与される権利は、その所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該商標の下に EU、欧州経済地域又はウォリス諸島において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権限を与えるものではない。

ただし、商標所有者は、正当な理由を示すことができる場合、特にその後商品の状態が変化している又は損なわれている場合は、更なる販売行為に反対する権能を引き続き有する。」

「第 L717 条 1 :

(I) (I)にいう規則第 9 条(ただし、第 4 段落を除く)、第 10 条及び第 13 条に定める禁止の不遵守は、違反者の民事責任を伴う侵害となる。

(II) EU 商標は、その所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該商標の下に欧州経済地域又はウォリス・フツナ諸島において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権限を与えるものではない。ただし、所有者が商品の更なる商業化に反対する正当な理由が存在する場合、特に商品が販売に供された後にその状態が変化し又は損なわれる場合は、この限りでない。

(III) (I)及び(II)に定める禁止の不遵守は、違反者の民事責任を伴う侵害となる。」

(b) 第 II 編の規定

第 L811 条 2

本法をフランス領南方・南極地域に適用するに当たって、また、フランス領ポリネシア、ウォリス・フツナ諸島及びニューカレドニアに適用させる規定については、次に掲げる項目はそれぞれ次の表現に読み替える。

－ 「tribunal judiciaire」は「tribunal de premiere instance」に

－ 「region」は「territoire」に

－ 「tribunal de commerce」は「tribunal de premiere instance statuant en matiere commerciale」に

－ 「conseil de prud'hommes」は「tribunal du travail」に

同様に、ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域及びニューカレドニアに適用さ

れない法規定への言及は、当該領域に適用される条文から生じる、同一の目的を有する規定への言及と読み替える。

第 L811 条 2-1

マヨット、ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域及びニューカレドニアにおける適用に当たっては、第 L122 条 3-1 及び第 L211 条 6 は次の文言に読み替える。

「第 L122 条 3-1 :

著作物の 1 又は 2 以上の複製物の最初の販売が、EU 加盟国若しくは欧州経済地域協定締約国の領域又はマヨット、ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域及びニューカレドニアの領域において、著作者又はその承継人によって許可されている場合は、この著作物の当該複製物の販売は、既に、EU、当該海外共同体又はニューカレドニアにおいて禁止することができない。」

「第 L211 条 6 :

著作隣接権によって保護されている著作物の 1 又は 2 以上の複製物の最初の販売が、EU 加盟国の領域又はマヨット、ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域及びニューカレドニアの領域において、権利所有者又はその承継人によって許可されている場合は、この著作物の当該複製物の販売は、既に、EU、当該海外共同体又はニューカレドニアにおいて禁止することができない。」

第 L811 条 2-2

マヨットにおける本法の適用に当たっては、次に掲げる語は、次の語に読み替える。

- (a) 「地域圏」及び「県」は「マヨット」に読み替える。
- (b) 「控訴院」は「マムズ控訴部」に読み替え、かつ、「警視」は「司法警察官」に読み替える。
- (c) 「労働裁判所(conseil de prud'hommes)」は「労働・雇用裁判所」に読み替える。

第 L811 条 3

ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域、ニューカレドニア及びマヨットにおける適用に当たっては、第 L621 条 1 は次の文言に読み替える。

「第 L621 条 1 : 会社によって雇用されている役員又は従業者が営業秘密を開示し又は開示を意図することには、2 年の拘禁及び 30,000 ユーロの罰金が科される。

裁判所はまた追加の罰として、刑法第 131 条 26 に規定する 5 年以下の市民権、公民権及び家族権の禁止を命じることができる。」

第 L811 条 3-1

サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン並びに南半球及び南極のフランス領域における適用に当たっては、第 L713 条 4 は次のとおり読み替える。

「第 L713 条 4 :

商標によって付与される権利は、その所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該商標の下に EU、欧州経済地域、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン又は南半球及び南極のフランス領域において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権限を与え

るものではない。

ただし、商標所有者は、正当な理由を示すことができる場合、特にその後商品の状態が変化している又は損なわれている場合は、更なる販売行為に反対する権能を引き続き有する。」

第L811条4

(I) ニューカレドニアにおける適用に当たっては、第L717条1、第L717条4及び第L717条7は次のとおり読み替える。

「第L717条1：

(I) 第三者が次のものを業として使用することは、それがEU商標所有者の同意を欠く場合は、侵害者の民事責任を伴う侵害を構成する。

(a) EU商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関するEU商標と同一の標章

(b) 標章であって、EU商標との同一性又は類似性のために、かつ、EU商標及び当該標章の対象である商品又はサービスの間の一貫性又は類似性のために、公衆に混同を生じさせる虞があるもの。混同には、当該標章との間の連想の虞を含む。

(c) EU商標が登録されている商品又はサービスと類似性のない商品又はサービスに係る、EU商標と同一又は類似の標章。ただし、当該EU商標がEUで一定の評判を有する場合及び当該標章の正当な理由を欠く使用が当該EU商標の識別性又は評判を不当に利用し又はこれに不利益をもたらす場合に限る。

(II) 次のことは、侵害を構成することがある。

(a) 標章を(I)に定義するところから従い、商品又は包装に付すこと

(b) その標章を付した商品を提供し、販売に供し、若しくはこれらの目的で貯蔵すること又はその標章を付したサービスを提供し、若しくは供給すること

(c) その標章を付した商品を輸入又は輸出すること

(d) 営業文書又は広告でその標章を使用すること

(III) 次のものも侵害を構成する。

(a) 辞書、百科事典又は同種の参考図書におけるEU商標の複製であって、それがEU商標が登録されている商品又はサービスの一般名称を構成するような印象を与える場合。ただし、発行者が、当該商標の所有者の請求によって、その刊行物の遅くとも次版で、その商標の複製にそれが登録商標であることの表示を付すことを保証する場合は、この限りでない。

(b) 商標の所有者の代理人又は代表者によるEU商標の登録及び使用であって、所有者の許可を得ないもの。ただし、代理人又は代表者が自己の行為を正当化することができる場合は、この限りでない。

(IV) EU商標は、商標の登録公告日の後に限り第三者に対抗することができる。ただし、EU商標出願の公告日後に生じる事項であって、商標登録の公告後に当該公告の効果により禁止されるものに関しては、補償を請求することができる。付託を受けた裁判所は、登録が公告されるまでは、事件の本案について決定することができない。

(V) EU商標によって与えられる権利は、EU、欧州経済地域、フランス領ポリネシア及びニューカレドニアの領内で、所有者により又は所有者の同意を得てこの商標の下で販売に供される商品に係る当該商標の使用を禁止することを所有者に認めるものではない。ただし、所有

者が商品の更なる商業化に異議申立をする正当な理由が存在する場合、特に商品が販売に供された後にその状態が変化し又は劣化する場合は、この限りでない。」

「第 L717 条 4：場所管轄権及び事物管轄権を有する第 1 審裁判所及び控訴院は、国務院布告によって決定する。これらの裁判所は、次の事項を審理する専属管轄権を有する。

(a) EU 商標に係る侵害訴訟

(b) 第 L717 条 1(IV)に定められた条件によって提起される補償訴訟

(c) EU 商標に適用可能な取消又は無効の理由に基づく限り、EU 商標の取消の反訴又は無効の宣言について

前記の訴訟及び主張についてこれらの裁判所は、商標に係る争点とその関連としての意匠及びひな形又は不正競争に係る争点の両方を対象とする場合を含めて管轄権を有する。」

「第 L717 条 7：手数料を定める EU 商標意匠庁の最終決定は、その施行命令が、その権限の真正性の確認後に産業財産権庁の決定に付加されるときに実施することができる。

利害関係人は、その施行地で適用される民事手続規則に従ってその実施を遂行することができる。」

(II) 同一領域における第 L717 条 5 の適用上、当該条の第 1 段落は、次の規定に読み替える。

「第 L717 条 5：

(I) EU 商標の出願又は EU 商標は、次のとおりに限り国内商標出願に変更することができる。

(a) EU 商標の出願が拒絶され、取り下げられ又は取り下げられたとみなされる範囲において

(b) EU 商標が効力を停止する範囲において

(II) 次の場合は、変更は行われぬ。

(a) EU 商標の権利の所有者が、不使用の理由で権利を剥奪された場合。ただし、EU 商標が第 L714 条 5 の意味において実際の使用を構成する条件の下でフランスにおいて使用されている場合はこの限りでない。

(b) EU 商標意匠庁又は国内裁判所による決定の適用において、出願又は EU 商標が、フランスにおいて、登録拒絶、失効又は取消の理由に係わっていることが確認されたとき

(III) EU 商標出願又は EU 商標の変更から生じる国内商標出願は、その出願又は商標の寄託日又は優先日の及び該当する場合は先に登録され有効に主張される国内商標の古さの利益を享受する。」

第 L811 条 5

2017 年 6 月 14 日の規則(EU)2017/1001 に従ってフランス本土で適用される規則は、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン並びに南半球及び南極のフランス領域で適用される。ただし、同規則第 9 条(4)及び第 15 条を除く。

第 L811 条 6

サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン並びに南半球及び南極のフランス領域における適用に当たっては、第 L717 条 1 は次のとおり読み替える。

「第 L717 条 1：

(I) 第 L811 条 5 にいう規則第 9 条(ただし、第 4 段落を除く)、第 10 条及び第 13 条に定める禁止の不遵守は、違反者の民事責任を伴う侵害となる。

(II) EU 商標は、その所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該商標の下に欧州経

済地域、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン又は南半球及び南極のフランス領域において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権限を与えるものではない。ただし、所有者が商品の更なる商業化に反対する正当な理由が存在する場合、特に商品が販売に供された後にその状態が変化し又は損なわれる場合は、この限りでない。

(III) (I)及び(II)に定める禁止の不遵守は、違反者の民事責任を伴う侵害となる。」